

令和6年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 2 月 2 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 発委第 1 号～発委第 2 号

提案～審議

第 7 議案第 1 号～議案第 16 号

提案～審議

第 8 議案第 17 号～議案第 22 号

提案～付託

第 9 議案第 11 号

討論～採決

第 10 諮問

○出席議員（9名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 10 番 原 源 次

○欠席議員（1名）

9 番 唐 澤 由 江

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年2月29日

午前9時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

明日から3月を迎え、躍動の季節となります。まだ、新型コロナウイルス感染症の終息は見えない気配です。体調など、十分気をつけていただきたいと思います。

本定例会は、令和6年度の事業や予算を審議する重要な会議です。十分な審議を行っていただくことをお願いします。

ただいまから、令和6年第1回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に御報告いたします。9番、唐澤由江議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、太田篤己議員、1番、西森一博議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和6年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案22件、諮問1件、報告3件、発委2件です。このうち、議案第11号と諮問については即決といたします。請願・陳情は、陳情4件が提出されています。

会期は、本日2月29日から3月21日までの22日間とし、この間で3月1日から3月17日までと3月20日は本会議を休会といたします。

また、最終日21日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月21日までの22日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和6年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、多くの議員の皆様の御出席を賜り、開会できますことにお礼を申し上げます。

今年の冬は平年より気温が高く、先週20日には最高気温が20度を記録いたしました。今後とも全国的に平年より高い予想となっており、このまま穏やかに暖かな春を迎えることを願うばかりであります。

元旦には、石川県能登地方を震源とした地震が発生をいたしました。被災者支援の輪が本格化する中で、本村でも、1月20日には石川県羽咋市へ給水活動のため職員2名を派遣いたしました。また、2月25日からは七尾市へ漏水調査のため2名、羽咋市へ家屋調査や罹災証明支援のため、こちらも職員2名を現在派遣しておるところでございます。また、来月3月11日からは、今度は輪島市へ、避難所支援として2名の職員の派遣を予定しているところであります。被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の皆様の安全と一日も早い復旧、復興をお祈りするところでございます。

さて、村では、来年村政150周年を迎えるに当たり、今年度も2月18日に村の日イベントといたしまして、小学生による太鼓の演奏や信州環境カレッジゼロカーボンCMコンテストで最優秀賞を受賞いたしました南箕輪小学校4年3組のCMの発表、村民の歌の混声4部合唱などの村文化団体企画イベントを行いまして、大勢の村民の皆様に御参加をいただきました。

また、その後に行われました表彰式であります、各分野で村政発展のために御尽力をいただいた3名の皆様を表彰し、また、24名の皆様に感謝状を贈呈いたしました。受賞者をはじめ、村を愛し努力を重ねる村民や企業の皆様のお力により、現在の村が発展していることに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

令和5年度も残すところあと1か月となりました。今年度予定しておりました事業は、おおむね予定どおり実施できるものと考えております。

現在の村の情勢について御報告をいたします。

まずは、3年前から進めてまいりました4月からの機構改革についてであります。

近年の地震や自然災害の増加などを受け、災害対策本部の効果的な運用、消防団との連携強化、危機管理体制の充実・強化、そういったことを目的とした危機管理課の設置、また、福祉そして子供の窓口一元化を行うことにより、切れ目のないワンストップサービスの提供を可能とするための福祉課やこども課の設置など、再編を行うための準備を進めてまいりました。

先日、役場庁舎とこども館の移動作業が、教育委員会事務局を除いておおむね終了いたしました。住民の皆様が混乱しないよう丁寧な案内を行いながら、この機構改革が何よりも住民の皆さんのためになるような組織づくりに努力をしてまいります。

次に、人口動態についてであります。

県の人口移動調査に基づく2023年中の長野県全体の人口動態は、1万5,476人の減少となりました。内訳であります、自然減少数が1万7,239人の減少、社会増減数は1,763人の増加となっております。長野県を見回しますと、人口増となりましたのは本村を含む7町村でありまして、本村は101人増加をいたしました。出生数からお亡くなりになられた方の数を差し引いた自然増減では全市町村が減少し、自然減少率が最も低い本村は12人減となりました。

た。昨年より、ここの自然減少数は改善したところでございます。

次に、村税の状況であります。

雇用や所得環境が改善いたしまして、各種政策の効果もあり、主要財源であります個人村民税につきましては、増額を見込んでおります。個人村民税においては、現年度課税分で、当初予算に比べ4,600万円増の8億6,400万円。法人村民税は、現年度課税分で、当初予算に比べ1,000万円増の1億9,000万円余を見込んでおります。しかしながら、固定資産税は企業の設備投資が伸び悩んだこともありまして、現年度課税分で当初予算と比較いたしまして、2,600万円減の10億6,200万円余を見込んでおります。

その他、軽自動車税は順調に伸び、240万円増の7,530万円余、村たばこ税は100万円増の1億2,100万円、入湯税は400万円増の3,100万円、令和5年度の村税全体では、当初予算に比較いたしまして3,740万円増の23億5,510万円余を見込んでおります。こちらの数字は、令和4年度の決算額と比較をいたしますと、2,900万円ほどの増収となる見込みでございます。

次に、自治会、地域づくり関係についてであります。

村では、本年度と来年度の2年をかけまして自治会に関わる村民の負担を軽減し、10年先を見据えた持続可能な地域コミュニティを追求してつくっていくために、持続可能な自治会検討委員会を発足し、開催をまいりました。今年度は委員会を5回開催いたしまして、主に行政から区や組をお願いをしております行政協力業務、こちらに絞った検討を重ねてまいりました。

話し合いの中で重点課題とされたごみステーションの管理、広報紙配布や回覧板、また各種部長と委員の推薦、区と役場の対応窓口一元化、こちらに絞って重点課題の協議を重ねてまいりまして、このたび、委員会の中で方向性が示されたところであります。今後は、この方向性につきまして事業に落とし込み、村議会の皆様をはじめ、住民の皆様十分に周知した上で変革をまいりたいと思います。

また、引き続き、令和6年度は自治会運営業務のガイドラインの策定や、他団体から依頼されている業務の方向性について検討を引き続き進めるほか、住民自治の観点から、時代に合った理想的な地域コミュニティの追求についても、併せて進めてまいりたい意向であります。

次に、VC長野トライデントズに関してです。

トライデントズとの連携事業といたしまして、今年1月から、各地区の元気アップクラブとの取組が進んでおります。ちょうど今週末の3月2日、3日に伊那市で開催いたしますホームゲームで使う応援グッズを、元気アップクラブの皆様と一緒に作っております。選手も参加者と仲むつまじく交流しながら応援用のうちわを作り、大変に盛り上がったとお聞きをしております。

盛り上がった成果といたしまして、同時にホームゲームの応援ツアーも現在企画をしておりますが、その参加者、申込数は60人を超えてきております。今回のこの企画でVC長野トライデントズと地域の熟年者との交流が深まり、双方にとって大変良い取組になったと感じておるところでございます。

令和5年度のコミュニティ助成事業であります、コミュニティ助成金といたしまして、南殿コミュニティセンターのエアコン設置に対し110万円、地域活動助成事業では、塩ノ井区の自主防災会による防災倉庫、投光器、リヤカー等の購入に対し、200万円の助成が決定

をしております。

若者回帰定住増進支援事業といたしまして、12月29日に上伊那広域連合主催でJAのフラワーパレスで実施いたしましたかみいなシゴトフェスにつきましては、総勢175人の参加をいただきました。企業からも参加者からも、満足度の高いイベントになったとお聞きをしております。私も南箕輪村のブースで出展者側として参加をさせていただきました。開始から終了まで切れ目なく4時間来場者の対応をさせていただき、皆様の思いを受け止めてきたところでございます。

また、2月17日には、上伊那広域連合主催で長野上伊那発移住相談会を大阪で開催いたしました。今回は上伊那の8市町村全てが参加する個別の移住相談会でありまして、移住相談会と、同会場では特産品販売、試飲等も併せて行ったところでございます。大阪で開催でしたが、大阪を中心に京都など広く関西圏から16組の参加があり、相談を受け付けたところでございます。

村づくり委員会では、2月6日に第2期南箕輪村創生総合戦略の検証について答申をいただきました。おおむね順調の評価をいただきましたのは次に述べる三つでありまして、立地特性を生かした職住近接の村づくり、若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たい村づくり、誰もが安心して暮らし続けられる村づくり、こちらがおおむね順調の評価をいただいたところでございます。安心して子供を産み育てられることができる村づくり、こちらについては、順調という評価をいただいております。

また、答申の附帯意見といたしまして様々な貴重な意見を頂戴しておりますので、今後の総合戦略の推進に役立ててまいります。

地域おこし協力隊であります。現在、11人の隊員の皆様が活動をされております。3月7日には大芝高原の森の学び舎で活動報告会を行いますので、ぜひ御参加をお願いいたします。

女性再就職支援事業であります。2月18日に箕輪町と合同で合同企業説明会を開催いたしました。これは、出産・子育てを経験した女性が能力を発揮して働くことができるように、再就職支援の取組の一つとして、働きたい女性と雇用したい企業、仕事を出したい企業との出会いの場を創出することを目的に実施したもので、当日は想定より多い100人を超える来場者がありました。そのため、時間が足りなかったという御意見もいただきましたが、全体としては、来場者、企業共に満足度の高いイベントであったと捉えております。

地域公共交通であります。昨年末に地域公共交通計画基礎調査が終わりました。地域公共交通における、今現在、課題の整理を行っております。今後は、計画の策定に向け、地域公共交通協議会で3月に検討を進めてまいりたいと思っております。

健康福祉関係です。

新型コロナウイルスワクチン接種を令和3年4月から3年間にわたって実施をしてまいりました。特例臨時接種といたしましては、本年3月31日をもって終了となります。この間、医療機関をはじめ、関係する医療従事者の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

令和6年度からは、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB型疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなります。定期接種の対象者はインフルエンザワクチンの対象者と同様とし、接種時期は秋冬の年1回とされております。国が提示し

ている標準的な接種費用は7,000円となっておりまして、接種体制確定まで、村としては見届けてまいりたいと思います。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画を福祉計画策定懇話会において検討を進めていただき、策定をいたしました。計画期間は、令和6年から令和8年度までの3年間となっております。それぞれの計画に沿い事業を展開し、福祉施策の一層の推進を図ってまいります。

関心が高い介護保険料基準額であります、第9期は据置きとさせていただきます。介護報酬の引上げ改定や要介護認定者数の増加などにより、介護給付費が年々増加していくことが見込まれますが、現状の段階では、準備基金を多少取崩し活用するなどして、対応が可能と判断をいたしました。

また、身寄りのない方が地域で安心して暮らすためのガイドラインについては、村社会福祉協議会が中心となり、司法や医療、福祉の専門職を交えた会議を行う中で検討されてこられました。3月には最後の検討会が開催されまして、ガイドラインが完成する予定とお聞きをしております。完成したガイドラインについては、社会福祉協議会と共同いたしまして関係者に広く配布し、有効に活用されるよう図ってまいりたいと思います。

次に、産業関係についてであります。

農業関係につきましては、令和5年6月議会で補正予算をお願いいたしました産地パワーアップ事業補助金によるアスパラガスハウスの建築は、JA上伊那が主体によるアスパラガス生産拡大に伴う事業であります。今回、事業主体であるJA上伊那の見積り、また実地上の精査によりまして減額補正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、来年度は村内にあるJA上伊那の広域選果場を改築し、上伊那郡内のアスパラガスの拠点となる集出荷場を整備する予定であります。上伊那のアスパラガスは長野県下トップの産地となっておりまして、品質のよさから市場からの期待も大きいということです。村内でもアスパラガスの生産に意欲がある新規就農者が増えており、村の特産品としても力を入れてまいりたいと思っております。

また、令和6年度中に地域での話し合いを基に策定いたします地域計画、こちらについてであります、まずは農業委員会主体によるアンケートを実施いたします。具体的には、2月20日の農業再生協議会におきまして、農業者全員に送る農地基本台帳と一緒に、10年後の農業経営に関するアンケートとして送付をさせていただきました。地域計画を策定するに当たり重要なアンケートとなっておりますので、農業者全員からの回答をお願いしております。

耕地関係であります。

農地維持活動や資源向上活動によります農地や水の保全に取り組む多面的機能発揮事業につきましては、現在、村内7地区で取り組んでいただいております。その7地区のうちの一つ、大泉田園景観保全会がこのたび関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰を受賞いたしました。こちら、最優秀賞となっております。設立からちょうど10年を迎えられ、地道に、そして活発に活動されてきた成果の表れであります。私も、明日3月1日から関東農政局にて表彰が行われますので、地区の役員の皆様に同席させていただきまして、お祝いを申し上げたいと思います。

商工関係です。

地方創生臨時交付金によります電気・ガス料金高騰対策応援商品券事業、こちらにつつま

しては、令和5年12月31日で利用期間が終了し、登録店舗数126店舗のうち102の店舗で利用され、総額であります。4,655万9,000円となっております。換金率は96.73%となりました。物価が高騰する中で、村民の皆様の生活を支える一助として、消費拡大の後押しになったと思います。

また、同時に実施いたしました村商工会主催によりますお楽しみ事業大抽せん会ですが、2万6,638通の応募がありまして、144本の当せんがあったとお聞きをしております。

次に、観光森林関係です。

大芝公園内におけるサービス向上を図るため、また、森林づくりの実施や村有林の状況を適宜把握するために、観光森林課を大芝高原内に設置し、間もなく1年を迎えようとしております。その中で、大芝サービス係であります。直接管理をしております森の学び舎の利用者に対しまして、施設見学や利用料の対応を現場で行うことができるそういったこともありまして、森の学び舎の利用者の増加にもつながっております。

また、大芝高原全体の各施設の不具合や故障など、発見次第すぐに公社と連携を取り対応が可能となりましたので、私の感覚であります。苦情の件数も減少しており、大芝におけるサービスの向上につながっていると感じております。

観光関連事業といたしまして、第10回経ヶ岳バーティカルリミットは5月25日に開催します。現在、1月21日から5月6日まで参加者エントリーを行っておりますので、多くの皆様の御参加、御協力をお願いいたします。

次に、建設関係であります。

村計画事業は、今年度予定した工事はおおむね順調に進捗しており、各路線の道路改良、河川改修及び公園遊具安全対策工事等を実施しております。令和3年度からの複数年の継続事業として実施しております村道1098号線中込線ですが、この道路改良工事及び村道10号線舗装修繕工事は、今回国の補正予算がつきましたので、予算の繰越しをお願いし、引き続きの事業の進捗に努めてまいりたいと思います。

継続事業として実施してました村道5号線の歩道改良は、今年度で予定区間が竣工しております。地区計画事業ですが、測量を含む24事業を実施いたしました。

また、除雪業務ですが、今年度は全国的に気温が平年より高く、かつ降雪量も少なくなっております。融雪剤散布の出動が昨年度よりも少ない状況となっております。除雪については、2月5日に大雪がありました。除雪業者やまっくん除雪隊が出動いただきましたが、少し今日の夜から心配ですが、今後も降雪量が少なければ、今のところ昨年度より除雪事業費は少なくなる見込みであります。

住宅耐震事業ですが、今年度は耐震診断3件、耐震補強工事1件、除却工事、これは今年度からの新規事業ですが、こちらが1件、ブロック塀等撤去工事1件を実施しております。来年度は予算も拡充しておりますので、今年度以上の申請をいただけると見込んでおるところでございます。

県の事業関係であります。

大清水川河川改修及び県道南箕輪沢渡線改良事業は、今年度は用地買収を実施し、来年度から交付金事業に移行して実施をしてお聞きしております。国道153号の塩ノ井交差点南側歩道設置事業は、予定どおり今年度中に竣工予定であります。県道伊那北殿線の北殿駅南踏切西側の拡幅事業は、今年度は用地買収と家屋解体が完了いたしまして、来年度には、電

柱移転後に拡幅工事を実施する予定とお聞きをしております。国道361号の中央自動車道西側歩道設置事業は、今年度は地権者説明会を開催して用地買収と物件補償を実施し、国道の南側の側溝工事を実施いたしました。来年度から2年間かけまして、次に北側に歩道の設置工事を実施する予定であります。

大泉川砂防ダム地点発電所建設工事ではありますが、今年度も引き続き流量観測と河川環境維持に必要な流量調査を実施し、ダム直下ではボーリング調査を行いまして、調査結果をまとめる予定とお聞きをしております。基本・詳細設計を来年度までに完了する予定として、県では動いているというところでございます。

上水道関係であります。

今年度事業はおおむね計画どおりに進捗しておりますが、神子柴地区水道橋布設替工事につきましては、水道本管の試掘をした結果、水道橋の加工調整が必要となりまして、材料調達の関連もあり、水道橋の製作に時間を頂戴しているため、繰越事業となる見込みでございます。

下水道関係は、今年度予定いたしましたストックマネジメント総合地震対策計画に基づく設計業務、改築及び更新は、計画どおり進捗をしております。なお、こちらもですが、本定例会では国の補正予算がつきましたので、前倒しして事業を実施するため、繰越事業として、総合地震対策におけるマンホール継手の耐震設計及び耐震工事について、増額補正をお願いするものでございます。

次に、保育園の状況でございます。

令和6年度の入園希望がまとまりました。年度当初の園児数は649人、年度末には734人となることが見込まれております。令和5年度、本年度より若干多くなっておりますが、未満児の入園希望が引き続き増えておりまして、園に係る業務量は、人数が表す数値以上に増えていると捉えています。

全国的に保育士不足が叫ばれておりますが、本村としましては、令和6年度から会計年度任用職員保育士の賃金体系を大幅に見直し、また清掃、警備の外部委託、防犯カメラの設置、Wi-Fi等端末の整備など、保育園の労働環境の改善に取り組みながら、職員の確保に今後も努めてまいります。今後も多様化する保育者のニーズに対応しながら、園児を中心とした保育園運営を行ってまいります。

また、昨年末に発表されました将来人口推計、そちらを細かく分析いたしますと、村のゼロ歳から4歳までの人口は、5年前の推計ですと明らかに減少していく傾向だったのに対しまして、最新の推計では、ゼロ歳から4歳までの人口が維持または微増傾向が見られるようになりました。加えて、未満児の入園ニーズの増加傾向、国・政府による誰でも通園制度の本格実施など、保育に関わる今後の将来の環境変化を見通しますと、現在の6園のキャパシティで運営していくことは困難な状況ではないかという考えを持っております。対応については、至急検討を重ねてまいります。また、村議会の皆様の御意見もいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高校生までの子育て世帯へ1万5,000円を給付する南箕輪村子育て応援交付金事業ではありますが、対象児童3,102人、1,664世帯への支給の事務を進めております。児童手当受給世帯には3月5日に、そのほかの世帯へも速やかに支給をしてまいりたいと思います。

機構改革に先駆けまして、2月19日から、子育て支援課がこども館で業務を行っております。

す。村民の皆様には御不便をかけることがないように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

学校関係でございます。

小中学校では、感染症により、今週も学級閉鎖をしている学校がございます。卒業式は対策をしつつの開催となります。引き続き、議員、住民の皆様の御理解と御協力を得て、子供たちの安心・安全を第一に取り組んでまいります。

施設整備事業は、学校給食センターの4月本格稼働に向けて、3月末に機器類の移設工事、南箕輪小・中学校のプラットフォームの改修工事を行います。加えて、南箕輪小学校の非構造部材耐震改修工事、北校舎改修工事設計業務を3月末までに終えます。南部小学校では、体育館の非構造部材、軒天の耐震改修工事が完了いたしました。社会教育施設では、新四国霊場の雨水対策工事を3月末までに終えます。南箕輪小学校のLED化工事、南箕輪村中学校のLED化工事、また、中校舎のトイレ改修工事、こちらの工事の事業につきましては国の補正予算がつきましたので、令和5年度、今回の定例会の補正予算に計上させていただき、前倒しで事業を進めさせていただければと思います。

社会教育、公民館関係につきましては、元旦初走り・初歩きイベントに257名の参加が、二十歳のつどいには127名の参加がありました。また、令和6年度からの第3期スポーツ推進計画を3月末に策定します。150周年に当たっての村誌補遺編作成業務を、現在継続してまいります。

さて、今議会は新年度予算の審議をお願いいたします。細部につきましては予算特別委員会の中で御説明申し上げますが、予算編成の概要について簡単に申し上げます。

令和6年度一般会計予算案であります。昨年12月の予算編成方針では、基本的な考え方といたしまして、村政150周年を契機とし、将来にわたって村の活力を維持していくために、大芝高原の施設整備や樹種転換、新たな地域公園の整備など、積極的な取組について指示したところでございます。

また、引き続き対応が必要な物価高騰対策、切れ目のない支援や伴走型支援を目的とした福祉の窓口一元化等に対応した組織の再編、多額な費用が見込まれる情報システム標準化対応、学校校舎改修など、喫緊の課題についても着実に対応を進めてまいります。

歳出であります。物価高騰による物件費やベースアップによる人件費などの経常経費の増に加えまして、積極的な投資を行うと申し上げた結果、一般会計当初予算は前年度比9億8,000万円増の77億8,000万円と大幅増となり、3年連続で過去最大の予算規模となっております。

物価高騰対策につきましては、当初予算に保育園給食、学校給食、また、熟年者の配食サービスの負担軽減策、子ども・子育て給付金など、前年度繰越事業として非課税世帯への給付金、子供加算を計上しておりますが、このほかにも、定額減税の調整給付などが令和6年度中に予定されております。地方創生臨時交付金などの国県補助を財源に、村民や事業者の生活を支援する再分配、給付を中心に、必要な施策については随時、適宜追加をしていく必要があると感じております。

大芝高原につきましては、前年度からの大芝の湯の駐車場や村有林整備に加えまして、令和6年度はRVパーク、またキャンプ場電源柱、大型インクルーシブ遊具、アスレチックなどの新規施設に加えまして、老朽化した野球場バックネットの改修、陸上競技場・テニスコ

ートのLED化など、既存施設の改修も併せて行ってまいります。また、村内2か所の新公園と1か所の既存公園の拡充についても進めてまいります。

情報システム標準化対応については、学校そして役場庁舎でのシステム改修を進めます。学校校舎改修は、村内3小中学校のそれぞれの施設の長寿命化、安全確保のため、改修を進めてまいります。

歳入であります。

歳入のうち村税であります。税制改革の影響など不確定な要素はありますが、雇用や所得環境が改善傾向にあります。給与所得の増加に伴いまして、個人村民税の増収が見込まれることから、前年度対比約5,220万円増の23億6,990万円といたしました。また、地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度同額の17億7,000万円、特別交付税につきましては2,000万円増の2億円を見込みまして、地方交付税全体では、19億7,000万円を見込んでおるところでございます。

その他、令和5年度の3月補正では約4億円の余剰が見込まれることから、予定しておりました財政調整基金の繰入れを取りやめ、繰入れと相殺した残りが2億2,000万円余りとなりますが、そちらを財政調整基金に1億2,000万円、学校施設整備基金に1億円を積み増しすることを予定しております。

令和6年度の投資的経費の財源といたしまして、今申し上げましたこの4億円に加えて、私が村長になってから、令和3年度からであります。積み上げた財政調整基金、学校整備基金を充てることで、繰り入れる金額の総額は7億7,300万円余を見込むところでございます。また、起債につきましても、普通建設事業に係る起債の増により、対前年度比1億4,260万円増の2億6,450万円としております。詳細については、予算特別委員会の中で申し上げたいと思います。

以上、村の活力の維持に向けた積極的な取組と物価高騰など諸課題に対応した予算編成とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例改正及び各会計の新年度の予算等22議案、報告3件、諮問1件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 源次） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年1月分の例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和6年度の事業計画並びに予算が、それぞれの理事会、評議員会において議決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告3号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。

地方自治法180条第1項の規定により、別紙のとおり1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書を御覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（原 源次） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

請願・陳情は、陳情4件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の趣旨説明を申し上げます。

南箕輪村課設置条例の一部改正に伴う常任委員会の所管の変更と、オンラインによる委員会の開催及び参加可能条件の変更のため、所要の改正を行うものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願いします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

事務局長（高木 謙治） 発委第1号の細部説明を申し上げます。

村の機構改革に伴い、新たな課の設置や課の名称変更などがあるため、常任委員会の所管について変更を行うものと、議会における各委員会の会議においてオンラインでの参加可能条件の変更を行うため、所要の改正を行うものになります。

それでは、議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1号総務経済常任委員会の所管のうち、アの総務課の所管に関する事項の次に、イとして危機管理課の所管に関する事項を加え、地域づくり推進課の所管に関する事項以降を繰り下げます。

議案3ページを御覧ください。

第2条第2号福祉教育常任委員会の所管のうち、エの教育委員会の所管に関する事項を同号オとし、ウの子育て支援課をエのこども課に改めます。イの健康福祉課の所管に関する事項を削り、2ページに戻っていただき、アの住民環境課の所管に関する事項の次に、イとして健康医療課の所管に関する事項と、3ページのウとして、福祉課の所管に関する事項を加えます。

次に、第11条の招集についてであります。

第11条第3項及び第4項について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点からのオンラインでの出席を可能と限定していたものを削り、同条の次に、第11条の2、委員会開催の特例を新たに加えます。第11条の2第1項第1号は、重大な感染症まん延防止措置のほか、大規模な災害等発生した場合を加えるとともに、第2号は、育児、介護などやむを得ない事由により委員会へ参加する場所への委員の参集に困難が生じた場合、オンラインで

参加することを可能とするものを新たに追加するものです。

第2項第3項では、オンラインでの参加のための委員長の許可について、第4項では、その他必要な事項は、議長が別に定めるものを新たに追加するものです。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 発委第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の趣旨説明を申し上げます。

先ほどの南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例において、オンラインによる委員会の開催及び参加可能条件の変更を行うこととしておりますので、会議規則についても、条例に合わせ、所要の改正を行うものです。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

細部につきましては、議会事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

高木議会事務局長。

事務局長（高木 謙治） 発委第2号の細部説明を申し上げます。

発委第1号で説明しました南箕輪村議会委員会条例の一部改正にある各委員会の会議において、オンラインでの参加可能条件の変更を行うため、会議規則につきましても、所要の改正を行うものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

南箕輪村議会委員会条例の中の委員会開催の特例を新たに第11条の2として追加するため、会議規則第63条の2中、第11条第3項を第11条の2に改めるものになります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この規則は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 発委第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村公民館設置管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村公民館設置管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村公民館運営審議会委員の任期を2年に改める改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第1号につきまして細部説明を申し上げます。

南箕輪村公民館設置管理条例の中に、公民館運営審議会の規定がございます。現在、審議会委員として任期1年で9名の方に委嘱しているわけですが、より継続的に公民館の各種事業の調査・審議をしていただきたいため、2年を任期とする改正をお願いするものでございます。

議案書2ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条と第2条の改正は、今回の任期の改正に合わせて、ほかの村施設の設置条例に体裁をそろえるよう、第1条に趣旨の条文、第2条に設置、名称及び位置の条文に改正するものでございます。第3条第3項で、任期を2年とすること、再任を妨げないこと、また、補欠委員の任期を前任の在任期間とするよう改正するものです。

第3条第1項、第2項及び第5条、おめくりいただきまして3ページを御覧いただきまして、第6条につきましては、今回の改正に合わせて、略称などの文言を改正するものでございます。7条につきましては、ほかの条例などに体裁をそろえるよう、委任の条文として改正するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団の機能別団員の報酬額を定めるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第２号の細部説明を申し上げます。

本案は、消防団員の確保が難しくなっている中で、より多くの方に消防団に参加していただくため、全ての消防団活動に参加できなくても、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する機能別団員制度を創設していくこととし、従来、予備消防としている団員を機能別団員（予備消防）として位置づけ、新たにその報酬額を定めるため提案するものであります。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案書２ページを御覧ください。

別表第１、消防団団員の次に機能別団員（予備消防）を加え、報酬の額を年額１万３,０００円とするものでございます。

１ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第２号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第３号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第３号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第３号の細部説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布により、指定公金事務取扱者制度が新設され、地方自治法第２４３条の２及び第２４３条の２の２が繰り下げられたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書２ページを御覧ください。

議会の同意を要する賠償責任の免除、第５条中の第２４３条の２の２第８項を、第２４３条の２の８第８項に改めるものであります。

１ページにお戻りいただき、附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第３号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第３号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定ごみ袋に入れることができない大型の一般廃棄物（粗大ごみ）の排出方法を変更するため、所要の改正を提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案第4号につきまして、細部説明を申し上げます。

指定ごみ袋に入れることができない大型の一般廃棄物（粗大ごみ）の排出方法は、上伊那広域連合では重量に応じた施設利用料等が決まっておりますが、本村では、村長が別に定めるものとして、大きさに応じた処理手数料が決まっております。現在、この方法により排出されるごみがないこと、また、上伊那広域連合からもこの制度の廃止を求められているため、必要な条例の改正を行うものです。

新旧対照表により説明させていただきますので、議案2ページを御覧ください。

第12条第1号は、文言を修正し排出できないものを明文化するため、第5号を第9号として繰り下げ、第4号の次に第5号から第8号の4号を加えるものでございます。

3ページを御覧ください。

第15条ただし書中、指定ごみ袋に入れることができない大型の一般廃棄物（粗大ごみ）につきまして、村長が別に定めるものはこの限りでないを、占有者が自らの責任において適正に処理するものとするに改めるものでございます。別表第1中、粗大ごみの項を削除するものでございます。そのほかの改正部分につきましては、引用法令等の改正により項ずれがありましたので、条例改正に合わせて改めるものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございます。施行期日につきましては、公布の日から施行します。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

ただいまから、10時15分まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時01分

再開 午前 10時15分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管される法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

水道整備管理行政の機能強化を図るため、厚生労働大臣が所管している水道整備管理行政について、整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省に移管される法律の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

給水装置の新設等の申込み第3条中、及び給水装置の基準違反に対する措置第35条第2項中、罰則第39条第1号中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

1ページにお戻りいただき、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第6号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第6号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料期間の改正及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

介護保険につきましては、3年ごとに介護保険事業と介護保険料の見直しを行っておりま

す。令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定し、これに基づいて、介護保険料の期間について改正するものであります。また、介護保険料額に関しましては、所得段階の第1段階から第3段階については引下げ、第4段階から第8段階については据置きとし、第9段階以上につきましては、現状第10段階までであるものを第15段階までに増やした上で、介護保険料額を引き上げるために改正するものでございます。

それでは、議案新旧対照表に沿って説明いたしますので、議案3ページを御覧ください。

左側が改正後になります。第2条であります。保険料率の期間を令和6年度から令和8年度に改正するものです。その下の各号は、所得段階ごとの保険料を規定するものです。第6号から14号までのイについては、生活保護にならないようにするための特別な基準による保険料を定めた部分であり、所得段階が増えることに合わせまして追加するものでございます。

また、4ページの第9号から14号までのアと第15号につきましては、新しい所得段階と保険料を定めた部分となります。6ページの第2項、第3項、第4項は、所得段階に応じた保険料の軽減を規定するもので、いわゆる第1段階から第3段階の被保険者について、軽減期間を令和6年度から8年度に改正するものであります。第4条第3項につきましては、生活保護または生活保護に準じる状態に至った場合の保険料の月割りを行う規定であります。所得段階が増えることに合わせて改正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則についてですが、第1項としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項では、この改正は令和6年度分の保険料から適用することを規定いたしましたものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせて、

3年に1回大規模な見直しが行われます。本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、関係する4件の条例について、国の基準に合わせ、改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案9ページを御覧ください。

初めに、第1条関係、南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。7条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針、第8号と9号につきましては、やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないこと、並びに、行う場合には、利用者の状況ややむを得ない理由等を記録する義務を追加するものでございます。

続きまして第11条、指定夜間対応型訪問介護と、10ページに移りまして、14条指定認知症対応型通所介護についても、第7条と同様に、身体拘束の適正化に関することを追加するものでございます。第17条指定小規模多機能型居宅介護については、身体拘束の適正化に関して、検討委員会や指針の整備及び研修を行うといった措置を講じることを追加するものです。

11ページ、第19条指定認知症対応型共同生活介護については、17条と同様、身体拘束に関する措置の追加と、12ページの第8項では、外部評価を行う手段の明確化に関することを追加するものでございます。第21条指定地域密着型特定施設入居者生活介護については、身体拘束に関する措置の追加、13ページの看護小規模多機能型居宅介護の第27条と29条については、法改正により看護サービスが明確に位置づけられたことによる改正をすることと、身体拘束に関する措置を追加するものでございます。

14ページの第32条指定地域密着型通所介護については、サービスの質の向上と身体拘束の適正化に関すること、15ページの第35条指定療養通所介護については、身体拘束の適正化に関することを追加するものです。

おめくりいただきまして16ページ、第2条関係、南箕輪村指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、第1条関係と同様に、身体拘束の適正化に関する規定を追加するものです。

17ページ、第3条関係、南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、第2条第4項では、連携する対象として、障がい福祉サービスにおける指定相談支援事業者を追加することと、18ページ第4条第2号の2では、身体拘束の適正化に加え、サービス担当者会議について、テレビ電話装置の活用を可能とすることを追加するもの、また、19ページ第14号では、利用者の必要な情報を医師等へ情報提供することを追加するものです。

16号では、20ページのイにおいて、3か月に1回行う面接は、テレビ電話装置の活用を可能とすることを追加するものです。21ページ、21号の2では、介護予防サービス計画を主治医に交付することや、29号では、市町村の指定を受けて介護予防支援業務を行う場合は、市町村からの求めに応じて、情報提供を行うことを追加するものです。

続きまして、第4条関係、南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例でございますが、第3条基本方針の22ページ第3項では、利用する事業者が不当に偏らないようにすることや、第4項では、障がい福祉サービスと相談支援事業者との連携に関すること、第4条では、1以上の常勤の介護支援専門員を置くこと、23ページ5条第3項第2号、24ページの第3号で

は、管理者が他の事業所に従事する場合に、同一敷地内に限るという規定を削除するもの、また、第6条では、サービス計画に位置づけた各サービスの利用割合の利用者への説明の義務を努力義務へと変更するものです。

また、第4項では、入院の際には、利用者にケアマネジャーの氏名等を病院に伝えるよう求めることを追加するものです。第14条第2号では、身体拘束の適正化に関する規定の追加、25ページ第9号では、やむを得ず担当者会議を行わない場合の明確化に関する内容を追加するものです。

第12号につきましては、居宅サービス事業者に提出を求めるサービス計画の規定の明確化、26ページでは、14号のイ、訪問して行う面接について、テレビ電話装置を使用して行うことができる規定の追加、28ページ第23条第3項において、重要事項の掲示については、ウェブサイトに掲載することを追加するものでございます。

以上のほか、法改正による字句の修正等、所要の規定の改定を行うものでございます。

8ページにお戻りいただき、附則第1条として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

2条は、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護につきましては、身体拘束に関する措置の規定は、1年間の経過措置を設けることを定めるものでございます。

第3条は、指定居宅介護支援事業者につきましては、重要事項をウェブサイトに掲載する規定について、1年間の経過措置を設けることを定めるものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第8号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第8号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） それでは、議案第8号につきまして、細部説明を申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことによりまして、放課後児童支援員とみなすことのできるものについて内容が変更されたため、条例

の一部を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案の2ページを御覧ください。

放課後児童クラブには、放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を配置することとなっていますが、一定期間内に研修を修了することを予定している者も、放課後児童支援員としてみなすことができるとされております。

附則第3項中、その規定を適用する期間につきまして当分の間と改め、研修の修了期間をその者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了している者に改正するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4 番、三澤です。

現在、村の放課後児童支援員の皆さんは、一応研修を終えているという認識でいいのかどうか、現在の支援員の皆さんが十分足りているかどうかという、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） 三澤議員の質問にお答えいたします。

現在ですけれども、長期雇用者15人ということで、あと短期雇用者を含めまして、今のところ人数は足りた状態で、ローテーションを組んで対応させていただいています。

ただ、長期の休暇になりますとやはり子供たちが増えてまいりますので、そういったときには、学生のアルバイトさんですとか、短期のアルバイトさんをお願いをして対応をしている状態になっております。

以上です。

議長（原 源次） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、手当の受給者が提出する現況届について、対象者の負担軽減になるよう所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武島健康福祉課長。

健康福祉課長（武島 亮子） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村障がい者等福祉手当は、心身障がい児、精神疾患や難病患者の方などを対象に支給しております。難病患者のうち、小児慢性特定疾病医療の受給者については、受給者証の更新時期が1月になっており、毎年10月に届け出る現況届に加えまして、1月に更新後の受給者証を確認させていただいております。

本案は、この負担を軽減するため、現況届の時期についての規定を改めるものです。なお、届出時期の詳細は規則に規定いたします。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、議案2ページを御覧ください。

右側が改正前になりますが、第6条届出の義務にあります毎年10月にを削ります。

1ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明といたします。

議長（原 源次） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となったことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案4ページを御覧ください。

第3条でございますが、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。第12条はフルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の額を規定しておりますが、期別の支給割合を一般職の常勤職員と同様の率に合わせ、100分の122.5とするものであります。第2項は、60歳以上であるフルタイム会計年度任用職員に対する期別の支給割合を再任用職員と同様の率に合わせ、100分の68.75とするものであります。

5ページを御覧いただきまして、第12条の2につきましては、フルタイム会計年度任用職

員に対する勤勉手当の支給等の規定を加えるものであります。任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員については、一般職の職員の給与条例を準用する旨、また、6か月に満たない場合の取扱いについて、第2項及び第3項でそれぞれ規定するものでございます。第12条の3につきましては、フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額の規定について、勤勉手当の支給割合の上限を100分の25と定め、在職期間の区分に応じた割合及び基礎額等を規定するものでございます。

6ページを御覧いただきまして、第23条の2第1項から、おめくりいただきまして第4項までにつきましては、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について、フルタイム会計年度任用職員と同様に規定するものでございます。第23条の3につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の額の規定について、フルタイム会計年度任用職員と同様とし、第2項において、勤勉手当基礎額について、それぞれの区分に応じ規定するものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則についてでございます。

第1項といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は、南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであり、育児休業をしている職員に係る期末勤勉手当の支給対象に、会計年度任用職員を含めるための改正を行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第11号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第11号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込額の調整、歳出では、国の補正予算に伴う村道改良及び学校校舎改修の工事費ほか、各事業の完結等に伴う不用額の調整などが主なものであり、決算額に近づけるための補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,468万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,729万3,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

初めに予算書の63ページをお開きいただき、歳出の人件費から説明させていただきます。給与費明細書からでございます。

1、特別職の一番下の比較の欄でございますが、議員については、改選年度であったこと

から報酬5万円と期末手当38万円の減、その他の特別職が職員数28人減、報酬額が279万7,000円の減となっています。

次に、64ページの2、一般職ですが、おめくりいただき、65ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細により御説明いたします。

報酬で会計年度任用職員分ですが、予算計上されていた職員が、一部の職種ですが確保できなかったこと、また、予算より少ない日数で事業が執行できたことにより、2,341万円の減です。給料につきましては、復職等による増、職員手当は、会計年度任用職員の期末手当の減によるものが主なものです。

これは、先ほどの報酬と連動するもの、また、人の入替えが多く、支給対象期間が短くなることによる減でございます。

64ページにお戻りいただき、(1)総括の表をお願いします。

給与費については、ただいまの説明のとおりでございます。右の共済費と社会保険料ですが、0201の総務管理事務で計上していますが、会計年度任用職員の共済費と社会保険料が減額となっています。これは、会計年度任用職員の報酬改定の影響を考慮して、保険料の等級上昇を見込みましたが過大であったことと、会計年度任用職員の入替えが多くあり、6月の期末手当の支給額が想定より少なく、保険料も安くなったことでございます。

以上の説明によりまして、各事業、各項目の1節報酬から4節の共済費までの人件費につきましては、主なものを除いて説明を省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案書24ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたように、年度末を控えて事業費の確定、入札差金等により決算に近づけるため、減額補正しています。また、経常的な経費の若干の予算不足に対します増額が大半でございます。主なもののみの説明とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、1款議会費、0101議会事務は、事業確定による不用額です。

おめくりいただきました0201総務管理事務ですが、4節共済費の共済組合負担金と社会保険料につきましては、先ほどの人件費の説明とさせていただきます。そのほかにつきましては、事業確定見込みによる不用額などです。

0202庁舎管理事務、10節需用費の光熱水費につきましては、電気料が昨年度の料金高騰を受け、当初予算編成時に実績値の1.3倍で計上してあります。令和5年度の実績1.3倍まで増加しなかったことから、減額するものです。

この後、各施設において電気料の減額が出てまいります。同様の理由からでございますので、御理解をお願いいたします。

26ページをお願いします。

12節委託料の地域材利用促進事業は、県の補助事業のメニューの内容が変更になり、活用できなかったことによる減額です。

0201文書広報事務は御覧いただきまして、0220財政管理事務の18節の負担金で、情報センター負担金ですが、上伊那広域連合の負担金確定を受けて減額するものです。

この後、多くの事業で同様の補正が出てきますが、そのような理由からで、金額が比較的

大きいですが、説明を省略させていただきます。

0229ふるさと納税事業、27ページの0221財産管理事務は御覧いただきまして、0251防犯対策事務の18節の補助金は、各区に防犯灯補助金を交付していますが、電気料の高騰を見込み予算計上していましたので、確定により減額します。

0235財政調整基金積立金の24節積立金、財政調整基金ですが、村長の挨拶でもありましたとおり、令和5年度の余剰金が現在約4億円ございます。このうち、この後出てまいります、学校施設整備基金に1億円積立て、残り3億円の中で、当初本年度の基金繰入金を1億7,575万5,000円を予定しておりましたが、繰入れしないことで相殺し、残り1億2,300万円を増額し、積み立てるものです。

0240地域づくり総務事務と28ページの0244移住定住対策事務は御覧いただき、0245空き家対策事務の18節の補助金で空き家対策関連補助金ですが、新たに空き家改修等補助金2件と空き家片づけ補助金1件の申請が見込まれますことから、増額をお願いするものです。

0241企画調整管理事務の18節の補助金、女性の働きやすい環境づくり補助金は、補正第3号で増額をしましたが、予定していた事業所が申請を見送ったことから減額するものです。

24節積立金のまち・ひと・しごと創生基金は、これまでの企業版ふるさと納税を積み立てるものです。

0246公共交通対策事業費は、歳出には変更はありませんが、見込んでいました歳入が半分となり、一般財源に組み替えるものです。

おめくりいただき、29ページをお願いします。

0208情報政策事業の18節の負担金です。地方公共団体情報システム機構負担金のうち、カード発行分について今年度不用とのことで、減額しております。

0260税務総務事務、0261賦課徴収事務、30ページの0265戸籍住民基本台帳事務、0270選挙管理委員会事務、おめくりいただき31ページ、0274県議会議員選挙事務、0276村議会議員選挙事務、0291国勢調査事務と33ページの0299監査委員事務についても、それぞれお目通しをいただきたいと思います。

34ページ、3款民生費、0301社会福祉総務事務の18節の交付金ですが、介護慰労金について対象者が増加傾向にあり、下半期支払い分について不足が見込まれます分の増額をお願いします。

0302福祉医療費給付金事業は御覧いただき、おめくりいただき、35ページをお願いします。

0306障がい者福祉事業、19節扶助費の障害者自立支援給付費と障害児給付費は、サービス利用の増加に伴い、それぞれ増額をお願いするものです。

22節償還金、利子割引料は、令和4年度分の精算による返還額を計上しています。

0361臨時福祉給付金事業、36ページの0315国民年金事務は御覧いただき、0311高齢者福祉総務事務をお願いします。27節繰出金ですが、介護保険事業特別会計への法定繰出分を計上しております。

おめくりいただき、37ページをお願いします。

0312高齢者の生活支援事業、19節扶助費の養護老人ホーム入所措置費は、入所者が減少したことによる減額となります。

0329後期高齢者医療事業、0330児童福祉総務事務、38ページの0331児童手当給付事務は御覧いただき、0335子育て教育支援事業の1節報酬は、子育て教育支援相談員が見込んだ人数

雇用できず、減額するものです。

0334特別給付金事業は御覧いただきまして、おめくりいただき、39ページの0340保育園運営事業の10節需用費の光熱水費ですが、電気料が当初の見込みが過少でした。また、賄材料費につきましては、給食食材が年間を通じて平均5%程度の値上がりがあり、不足が見込まれる額の増額をお願いするものです。

0341保育園施設整備事業は御覧いただきまして、40ページの0342児童発達支援事業、1節報酬と3節職員手当及び8節旅費の会計年度任用職員に係るものですが、医療的ケア看護師と作業療法士を長期雇用で予算計上しておりましたが、採用できず、日々雇用で対応してきたため減額するものです。

0343障がい児相談支援事業と0345こども館運営事業は御覧いただき、42ページをお願いします。

4款衛生費、0400保健衛生総務事務の18節の負担金の伊那中央行政組合の病院費は、組合の負担金確定による不用額でございます。

0401予防事業、0402保健指導事業、0403健康推進事業につきましては御覧いただき、43ページをお願いします。

0406市町村母子保健事業ですが、1節から8節までの会計年度任用職員の人件費につきましては、長期雇用の保健師の人件費を他の補助事業から支出したことにより、不用額となりました。

12節委託料の妊婦・乳児・産後健康診査は、主に出産前の妊婦健診について全員14回で計上していますが、予定日前の出産や入院などにより、見込んだ受診数より少なかったことによる不用額です。

0413新型コロナワクチン接種事業は、当初予算編成時と本年度5月に5類に移行されてからの状況が大きく変わり、それぞれ実績に伴う不用額が出ております。

44ページの0407環境衛生事業、0408墓地公園事業、おめくりいただいた45ページの0409排水処理対策事業は御覧いただきまして、0410清掃総務事務の18節の負担金の伊那中央行政組合負担金ですが、伊那中央衛生センターの工事開始が遅れたことに伴い、負担金減額となっています。

0411塵芥処理事業の18節の負担金の上伊那広域連合負担金は、上伊那広域連合での事業費確定によるものです。

46ページ、6款農林水産費、0601農業委員会事務は、農地利用最適化活動の補助金交付基準が変更になったことから、1節報酬につきましては減額となっています。また、10節需用費の消耗品費については、地域計画に係る経費などが補助金交付対象となり、必要な事務用品を計上しています。

0604農業総務事務は御覧ください。

0605農業振興事業の18節の補助金で、おめくりいただきました47ページの産地生産基盤パワーアップ事業ですが、事業主体であるJA上伊那の事業内容見直しにより、経費が過大であったことから減額しています。最後の農業者燃油燃料高騰対策支援事業は、地方創生臨時交付金事業の確定による不用額です。

0606経営所得安定対策推進事業は御覧いただき、0611農業経営基盤強化推進事業の18節の補助金で、新規就農者育成総合対策事業は対象者が1人、経営継承・発展等支援事業は、対

象者なしで不用額を減額します。

0630農地総務事務と0631村単独土地改良事業は、御覧ください。

48ページをお願いします。

0651林業振興事業の12節委託料ですが、大芝村有林整備の1,100万円につきましては、入札差金です。

0652森林病虫害等防除対策事業、0653森林セラピー推進事業、0655市町村環境緑化推進事業は御覧ください。

おめくりいただき、49ページをお願いします。

7款商工費、0702商工振興事業の18節の補助金で、企業振興事業補助金ですが、対象としていた企業が地域未来投資促進法の適用をすることとなり、補助不要となったことから、減額するものです。

0710生活支援・企業応援商品券事業は、地方創生臨時交付金を活用した事業で、確定によるものでございます。

50ページをお願いします。

8款土木費、0801土木総務事務と0803道水路維持事業は御覧いただきまして、0806国庫補助道路改良事業の14節工事請負費につきましては、前年度から引き続き、令和6年度事業としていました村道1098号線道路改良工事と村道10号線舗装修繕工事につきましては、国の補正予算の内示を受けまして、前倒しで今年度補正をお願いするものです。両事業とも、繰越明許費に計上しております。

おめくりいただき、51ページをお願いします。

0808村単道路改良事業、0810河川総務事務、0820都市計画総務事務、52ページの0823村単公園整備事業は御覧いただきまして、0850大芝公園管理総務事務の12節委託料で、大芝関連施設等指定管理委託料は、前年から続く原油価格の高騰により指定管理施設の光熱水費が増大しているため、既定の指定管理料では運営が困難なことから、増額するものです。

0830住宅管理事業は御覧ください。

おめくりいただき、53ページをお願いします。

9款消防費、0901常備消防事務の18節の負担金ですが、上伊那広域消防費の確定により減額するものです。

0902非常備消防事務の7節報償費の消防団員退職報償金は、退職者が見込みより少なく、団に残る団員が多かったことにより、減となりました。

0910消防施設整備事業の27節繰出金は、地区計画で予定されていた消火栓移設工事が地区の希望により実施されなかったことにより繰出し不要となり、減額します。

0930、防災対策事業の14節工事請負費は、入札差金でございます。

54ページをお願いします。

10款教育費、1002教育委員会事務局事務は御覧いただき、1005教育振興事務の10節需用費の消耗品の小学校指導者用デジタル教科書につきましては、55ページの1009小学校教育振興事務の消耗品で、小学校教師用指導書購入と関連がありますので、合わせて説明します。

当初想定していた3教科の指導書と、うち2教科のデジタル教科書の販売方法と金額が変更になったことにより、1005事業では1教科のみ指導者用教科書を購入し、残り110万円を減額します。残りの2教科はデジタル教科書と指導書がセット販売されるため、1009事業で

281万8,000円増額補正し、購入する対応を取ります。二つの事業を合わせまして、171万8,000円の増額となります。

12節委託料の地域材利用促進事業委託料は、中学校の学習机の天板をアカマツで500枚つくる予定でしたが、本年度は材が不足し300枚の作成であったため、減額するものです。

おめくりいただき、55ページをお願いします。

1006学校施設整備基金積立金ですが、今後予定されています南箕輪小学校の大規模改修に向けて、計画的に積立てをするものでございます。

1010南箕輪小学校管理事務、1017南部小学校管理事務は御覧いただき、1009小学校教育振興事務の10節需用費の消耗品費、教師用指導書は先ほどの説明のとおりとなります。19節扶助費は、見込みより対象児童が少なかったことから減額します。

56ページをお願いします。

1013給食センター事業は御覧いただき、1014学校給食センター事業の11節役務費の手数料で、学校給食センター完了検査の申請手数料が計上されていなかったため、増額をお願いするものです。14節工事請負費は、入札差金です。

1019南部小学校給食事業は御覧いただきまして、1015南箕輪小学校改築事業の12節委託料の北校舎改修工事設計と14節工事請負費の非構造部材耐震改修工事は、それぞれ入札差金です。同じく、12節と14節の照明LED化工事は、国の補正予算の内示を受けまして、前倒しで今年度補正をお願いするものです。委託料と工事請負費、共に繰越明許費に計上しております。

おめくりいただき、57ページをお願いします。

1016南部小学校改築事業は、事業費が確定したため起債の借入額が変更になり、一般財源から地方債に振り替えるものです。

1020中学校管理事務の1節報酬と3節職員手当の会計年度任用職員の講師ですが、見込んだ人数採用できず、減額するものです。

1022中学校教育振興事務は御覧いただき、1023中学校改築事業の12節委託料と14節工事請負費の照明LED化工事と中校舎トイレ改修工事は、国の補正予算の内示を受け、前倒しで今年度補正をお願いするものです。両事業とも繰越明許費に計上しております。委託料の2番目、トイレ改修工事設計は入札差金でございます。

1030社会教育総務事務、58ページの1040公民館総務事務、1050青少年健全育成推進総合対策事業、1055文化財保護事業、59ページの1059図書館運営事業、1060保健体育総務管理事務につきましては、御覧ください。

1062体育施設整備事業は、柔剣道場のLED化工事の確定により起債の額が変更になり、一般財源から振り替えるものです。

60ページをお願いします。

11款災害復旧費、1115林道施設災害復旧事業ですが、河川の水位増による仮設工事の変更に伴い、委託料と工事費の増額をお願いするものです。これにより工期延長が必要となり、繰越明許費に計上させていただいております。

おめくりいただき、61ページをお願いします。

12款公債費の1項1目及び2目の元金及び利子ですが、起債の元金償還費、起債利子償還費は、金利の変動により不足額の補正をお願いするものです。

62ページをお願いします。

14款予備費です。2億3,580万7,000円を減額して、歳入歳出を調整させていただくものでございます。

13ページにお戻りいただきたいと思います。

2、歳入をお願いします。

1款村税は、村長の挨拶で申し上げましたが、3,740万円の増となる見込みです。固定資産税が企業の設備投資が伸び悩んだため減額となるほかは、全ての税目で増額となりました。

14款分担金及び負担金は事業の利用に伴う利用者の負担金で、実績を反映しています。

おめくりいただきまして、15ページをお願いします。

15款使用料及び手数料は、防災研修センター利用増に伴うものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金は、それぞれの事業の実績に伴い、全体では減額となります。2項国庫補助金の1節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードへの振り仮名とローマ字表記に対応するための改修経費への補助で、歳出は0208事業の情報センター負担金です。これは、繰越明許費にも計上しております。

次の社会保障・税番号制度個人番号カード発行等補助金は、カード発行実績に伴い経費が減少しているため、減となります。以降、デジタル基盤改革支援補助金、3目民生費国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、6目農林水産業費国庫補助金は、事業確定に伴い、補助額を調整するものでございます。

おめくりいただき、8目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、国の補正予算によるもので、道路改良事業の補助割合により交付される額を計上しております。

10目教育費国庫補助金につきましても、国の補正予算によるもので、南箕輪小学校と中学校の照明LED化工事と、中学校中校舎トイレ改修工事の国庫補助分です。

11目災害復旧費国庫補助金は、林道施設災害復旧事業への補助が災害査定に基づき計上するものです。

18ページ、17款県支出金、こちらも事業確定または見込みにより額を調整するものです。

おめくりいただき、20ページをお願いします。

18款財産収入です。財産貸付収入の1節土地建物貸付収入ですが、返還のありました墓地公園について、再度貸し付けた箇所の増額分となります。

おめくりいただき、21ページをお願いします。

20款繰入金です。基金繰入金で、当初予定していました財政調整基金からの繰入れは行わないこととし、全額減額いたします。

22款諸収入の5項雑入ですが、3節及び4節は対象者の減により減額するものです。6節は、地域公共交通等事業補助金が当初見込んでいました2分の1となったため、減額するものです。

おめくりいただき、23ページをお願いします。

23款村債です。事業の確定に伴い、それぞれ村債の額を調整するものです。後ほど、地方債補正でも御説明申し上げます。

以上が歳入の説明となります。

予算書7ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正でございます。事業の進捗状況により、事業費を翌年度に繰り越

すものでございます。

事業名で情報センター負担金、臨時福祉給付金事業2件、こども計画策定アンケート調査業務委託、物価高騰対応重点支援交付金子ども加算、南箕輪村こども応援給付金、新型コロナワクチン接種事業、これら7件につきましては国の制度等が関係している事業であり、年度内実施が困難な事業でございます。

村政150周年記念映像作成委託は、事業着手が令和5年夏であり、季節ごとの映像を撮影していますことから令和6年度の夏まで撮影する必要があるため、繰越しするものでございます。

次に、大芝高原森林づくり実施計画策定業務委託は、この計画の素案を検討している大芝高原森林づくり協議会において、議論に時間を要するためでございます。

8ページの大芝村有林整備委託は、大芝の湯駐車場付近の森林についても、大芝の湯駐車場工事に合わせ実施することとしたためです。大芝の湯駐車場工事は、測量設計業務が不落となったことにより測量業務と設計業務が別業務となり、基本設計を進める中で関係機関等との協議が必要となり、時間を要したためでございます。

橋梁補修工事設計委託料は、国庫補助事業の変更により、変更事業分を新年度事業として計上するためでございます。

村道1098号線道路改良工事、村道10号線舗装修繕工事、南箕輪小学校と中学校照明LED化工事、中学校中校舎トイレ改修工事は、歳出で御説明いたしました国の補正予算に関わる前倒し事業となります。林道災害復旧工事は、工事内容の変更によるものです。

以上、17事業となります。

おめくりいただき、9ページをお願いします。

第3表地方債補正は、事業費の確定により、地方債の補正をするものです。

追加につきましては、小学校2校の非構造部材耐震改修工事が、当初学校教育施設等整備事業債を予定していましたが、若干有利であります防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債へ変更しており、充当率100%、措置率60%です。

村道1098号線道路改良工事と村道10号線舗装修繕工事はどちらも充当率100%、措置率50%、補正予算債になります。

南箕輪小学校・中学校照明LED化工事、中学校中校舎トイレ改修工事は充当率100%、措置率50%で、補正予算債です。

変更は、それぞれ工事費の増額に伴い増額変更するものでございます。

以上で、議案第11号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

ただいまから、11時25分まで休憩いたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時14分

再開 午前 11時25分

議長（原 源次） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第12号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では収入確定見込みによる保険料及び交付金等の変更が主なものであり、歳出では実績見込みによる保険給付費の変更、また、事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。

既定の歳入歳出予算の総額から3,012万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,569万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

今回の補正は、これまでの保険料及び介護サービス給付費等の実績から、決算に近づけるため補正をするものでございます。

まず、予算書の6ページを御覧いただき、歳入から説明いたします。

まず、4款国庫支出金であります。1項1目の介護給付費負担金と2項1目の調整交付金、2目地域支援事業交付金（介護予防分）は、交付決定によりそれぞれ増額するものでございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業分）は、交付決定により減額するものでございます。

4目事業費補助金につきましては、制度改正に向けた情報センターシステムの改修に対する補助金分でございます。

おめくりをいただきまして、7ページ、5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金と地域支援事業交付金につきましては、変更交付により、それぞれ増額及び減額するものでございます。

8ページ、6款県支出金、1項1目介護給付費負担金は変更交付により増額、3項1目及び2目地域支援事業交付金につきましては、変更交付により減額するものでございます。

9ページ、10款繰入金であります。総務費に対して規定されている村の負担分に対して予算不足となるために、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

10ページからは歳出となります。

1款総務費、1項1目1301一般管理費で、18節負担金では、情報センターの負担金の確定に伴う減額でございます。

2項1目1311賦課徴収費、10節需用費では、印刷製本費の見込みにより減額するものでございます。

3項3目1318認定審査会共同設置負担金では、上伊那8市町村で共同設置しております審査会への各市町村への負担金が確定したことによる増額でございます。

続きまして、11ページの5項1目1306計画策定委員会費ですが、策定委員会が終了したため、不用額を減額するものでございます。

2項1目1322介護予防サービス等諸費ですが、介護予防サービスの利用の増加により、増額するものでございます。

3項1目1342審査支払手数料ですが、国保連が行う保険給付の審査件数の実績見込みにより、増額をお願いするものでございます。

13ページをおめくりいただきまして、5款地域支援事業、1項1目1364介護予防・日常生活支援サービス事業費、12節介護予防ケアマネジメント委託料及び18節負担金、介護予防サービス事業等諸費につきましては、総合事業の利用者や通所者サービス等の利用が増えていることにより、増額をお願いするものであります。

2項1目1361一般介護予防事業費、18節一般介護予防事業補助金は、交流サロン補助金について申請実績見込みから減額するものでございます。

続きまして14ページ、3項1目包括的支援事業・任意事業費、1節報酬、3節職員手当、8節旅費につきましては、地域包括支援センターで保健師の会計年度任用職員を雇用する計画であったものですが、応募がなく、減額するものでございます。7節報償費につきましては講演会等の講師料ですが、事業が終了したため不用額を減額するものでございます。18節職員研修費負担金ですが、不用額の減額をするものでございます。

15ページ、6款基金積立金、1371介護保険支払準備基金積立金ですが、4,000万円を積み立てるものでございます。

16ページ、9款1項1目1399予備費であります。歳入歳出調整を行いまして、減額するものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第13号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、繰入金の減額が主なものであります。歳出では、保険給付費の減額が主なものであります。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,235万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案13号について、細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入から主なものを説明いたします。

3款国庫補助金でございますが、2項7目システム開発費等補助金は、制度改正業務準備事業補助金として、社会保障・税番号システム整備等補助金、マイナンバーの周知広告費用として、7,000円増額するものでございます。

おめくりいただき、7ページの8款繰入金でございます。

1項1目一般会計繰入金は、村からの繰入分が確定し、100万1,000円増額するものでございます。2項1目基金繰入金は、村からの法定繰入金の増額や歳出の減額により、基金からの繰入れを125万6,000円減額するものでございます。

次に、8ページからの歳出でございます。ほとんどが決算数値に近づけるものでありますので、主なものを説明いたします。

1款総務費の1501一般管理事務でございますが、情報センター負担金が確定したため、6,000円減額するものでございます。

おめくりいただき、9ページ、2款保険給付費でございます。1項5目1508療養諸費審査支払手数料事務は、国保連合会審査支払手数料の不足が見込まれるため、5万円を増額するものです。

8項1目1565傷病手当給付事業は、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当の給付がありませんでしたので、20万円減額するものでございます。

次に10ページ、6款保健事業費、1517保健衛生普及事業でございますが、確定により9万2,000円減額するものです。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第14号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、保険料収入の増額が主なものであります。歳出では、広域連合への納付金が増額となるものです。

既定の予算の総額に歳入歳出予算それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,249万8,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

松澤住民環境課長。

住民環境課長（松澤 さゆり） 議案14号について、細部説明を申し上げます。

歳入から説明いたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、県広域連合の当初見込みとの差により、1 目特別徴収保険料は増額、2 目普通徴収保険料は減額となり、合わせて262万5,000円の増額となります。

おめくりいただき7ページ、3 款繰入金、1 項2 目保険基盤安定繰入金でございますが、確定見込みにより、73万2,000円減額するものでございます。

次に、8 ページの歳出でございます。

2 款1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の増額に伴い、広域連合への納付金が189万3,000円増額となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第15号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、所要の補正をお願いするものであります。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の水道事業収益を100万円減額して、収入総額を2億8,735万8,000円とし、支出の水道事業費用を73万2,000円減額し、支出総額を2億8,041万8,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第15号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、補正予算書5ページを御覧ください。

収益的収入及び支出について、支出から説明をいたします。

1 款1 項2 目配水及び給水費の21節修繕費80万円の減額は、県施工の県道改良工事が未実施となったため給水管移設修繕費を減額とし、37節保険料は経費率が上がったため、6万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

4 ページにお戻りいただきまして、収益的収入でございます。

1 款1 項3 目、その他営業収益の4 節雑収益ですが、先ほどの支出で申しました修繕費の県道改良工事が未実施となったため、補償料を100万円減額補正するものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第16号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため、また、及び国の補正予算に伴う前倒し事業の実施により、収支の補正をお願いするものであります。

収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を90万4,000円増額し、支出総額を5億7,314万4,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出では、収入の下水道事業資本的収入を1,435万円減額して、収入総額を3億7,612万1,000円とし、支出の下水道事業資本的支出を350万円増額して、支出総額を5億1,119万4,000円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億3,507万3,000円、及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を6,263万6,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第16号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明をいたしますので、補正予算書7ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項2目処理場費、18節委託料90万円の増額は、汚泥処理・運搬業務につきまして、汚泥量が多く、運搬回数も増えるため増額するものであります。また、5目総係費の2節手当は、職員の転居により4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

職員給与等の変更に伴う給与費明細書は、10ページから12ページに記載がございますのでお目通しをいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

資本的収入及び支出につきまして、支出から説明いたしますので、おめくりいただき、9ページを御覧ください。

1款1項1目施設建設費の27節工事請負費1,000万円の減額は、宅地造成に伴う単独管渠工事が少なく不用となったため減額をし、2目施設改良費につきましては、国の補正予算がつきましたので前倒しして事業を実施するため、18節委託料は、マンホール継手の設計監理として350万円を増額、27節工事請負費は、マンホール継手の耐震工事費として1,000万円を増額補正するものであります。

8ページにお戻りいただきまして、資本的収入を説明いたします。

1款1項1目企業債の1節建設改良費等の財源に充てるための企業債は、決算額に近づけ

るため2,130万円を減額し、1款5項1目国庫（県）補助金の1節国庫補助金ですが、先ほどの支出で申しました国の補正予算がつきましたので、695万円増額補正をお願いするものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を4,000円増額して、1,769万円とするものでございます。

おめくりをいただき、3ページの第5条企業債として、下水道事業債の限度額を2,670万円とするものでございます。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第17号「令和6年度南箕輪村一般会計予算」、議案第18号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第19号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第20号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第21号「令和6年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第22号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第17号「令和6年度南箕輪村一般会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和6年度は、村政150周年を契機とし、将来にわたって村の活力を維持していくために、大芝高原の施設整備や樹種転換、地域公園の整備など、積極的な投資を行ってまいります。

また、引き続き対応が必要な物価高騰対策、切れ目のない支援や伴走型支援を目的とした子供及び福祉の窓口一元化に対応した組織の再編、さらに情報システム標準化対応、学校校舎改修など、喫緊の課題についても着実に事業を実施し、引き続き、子育て支援、防災や生活、全ての面において安全・安心な村づくりを目指し、いつまでも幸せに暮らせる村を目指した予算編成といたしました。

結果、令和6年度一般会計当初予算は3年連続で過去最大となり、77億8,000万円と定めるものでございます。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第18号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画及び令和5年度決算見込みに基づき、新年度予算を編成いたしました。

令和6年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し、2.8%増の10億6,250万円とします。

地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第19号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について、

提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計であります。令和5年度の決算見込みを勘案した上で、令和6年度は保険税率を据置きといたしました。

引き続き、特定健診、保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。

令和6年度の歳入歳出予算総額につきましては、前年度当初予算に対し、3.7%減の12億円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第20号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営主体は長野県後期高齢者医療広域連合となり、村は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合への保険料納付が主な内容となっております。

令和6年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対して16.6%増の、1億8,694万8,000円とするものであります。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第21号「令和6年度南箕輪村水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和6年度水道事業会計予算の編成に当たり、基本的な方針につきましては、従来どおり安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的に、経常的な水道施設の維持管理をはじめ、継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を2億8,166万8,000円、支出額を2億6,181万9,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を976万円、支出額を5,840万2,000円と定めるものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,864万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額370万8,000円、減債積立金1,104万9,000円、過年度損益勘定留保資金3,388万5,000円で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第22号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和6年度の下水道事業の予算編成に当たり、基本的な方針につきましては、快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化、また事業経営の健全化と効率化を図ることとして、経常的な下水道施設の維持管理をはじめ、国庫補助事業等、継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額及び支出額をそれぞれ6億57万7,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入額を3億2,055万1,000円、支出額を4億8,883万1,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,828万円は、当年度消費税資本的収支調整額443万5,000円、過年度損益勘定留保資金1億3,598万6,000円、当年度損益勘定留保資金2,785万9,000円で補填するものであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

各会計予算の細部につきましては、予算審査の中で担当課長等より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号につきましては、質疑を省略して、議員10人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第22号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申合せにより、委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長が就くことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には唐澤由江議員、副委員長には西森一博議員を指名します。

日程第9、議案に対する討論・採決を行います。

議案第11号「令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、諮問「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件につきましては、村長から配付資料のとおり、議会に意見を求められております。

本件について、説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は法務大臣に対し、人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。

今回、1名の委員が本年6月末をもって任期満了となるため、長野地方法務局長から、次期委員候補者の推薦依頼がありました。

現在、人権擁護委員1期目であります福澤氏につきましては、今期限りで退任したいとの

申出がありましたので、後任として、田畑の加藤敬一氏を推薦してまいりたく、御意見をお聞きするものです。

お手元の資料を御覧ください。

加藤敬一氏であります。生年月日は昭和33年12月3日、満65歳。住所は上伊那郡南箕輪村6729番地1であります。経歴等につきましては、別紙、履歴書を御覧ください。

加藤氏は、長年にわたり児童生徒の教育に携わってこられました。特に生徒指導、学級づくりについての実践を重ねてきておられ、人権擁護委員として適任であると考えます。人格は高潔で見識も高く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、新たに推薦させていただきたいと思えます。御意見をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 源次） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（原 源次） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件につきまして、原案を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（原 源次） 異議なしと認めます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任者とする意見に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前11時59分

議 事 日 程 (第2号)

令和6年3月18日(月曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問(質問順位第1番から)

4番 三 澤 澄 子

9番 唐 澤 由 江

3番 笹 沼 美 保

1番 西 森 一 博

6番 山 崎 文 直

8番 太 田 篤 己

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議会事務局長 高 木 謙 治
 議会事務局次長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年3月18日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、三澤澄子議員。

4 番（三澤 澄子） 議席番号4番、三澤澄子です。あらかじめ通告した5項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

今朝からちょっと花粉症によりましてダムが決壊しておりまして、ちょっと途中で失礼なことがあるかもしれませんが、御容赦ください。

1、村・農業政策の推進についてお聞きいたします。

（1）日本の食料自給率（カロリーベース）で38%は先進国の中で最低であり、穀物自給率29%は、世界179か国中127位にあります。しかも、肥料、これは窒素・リン・カリの99%、野菜の種も90%が輸入に頼っており、カロリー自給率は10%あるかないかの砂上の楼閣といわれています。海外からの物流が停止したら、世界で最も餓死者が出る国が日本だと試算されています。長野県では50%前後の自給率ではありますが、飼料や種のことを考えれば、20%に満たない状況だといわれています。

食料とエネルギーを地域循環型に転換することが安全保障への道だといわれています。村では、第3次食育推進計画と地産地消促進計画を定めていますが、計画に基づいた施策の推進が求められます。

地産地消の状況をお聞きします。それぞれの計画を推進し、自給率向上するための村の施策は何かをお聞きいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号4番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

村・農業政策の推進について、まずは、村の地産地消の状況は、自給率向上の施策はという御質問であります。

南箕輪村は農業に適した肥沃な土壌であり、水稻、果樹、露地野菜、ハウスによる施設野菜、花卉栽培、飼料用作物による酪農など、様々な農産物を育てることが可能な環境でありまして、農業が盛んな地域でございます。

まずは、生産された農産物について、地元で消費する地産地消について、村の状況はとい

う御質問に回答いたします。

公の事業についてであります。村内の小中学校や保育園の給食に対しまして、村内産の金芽米風の村米だよりを提供することによりまして、3歳児以上が保育園に持参している御飯を除けば、地元のお米の使用率は100%となっております。その他、野菜等地元産農産物の使用状況については、今年2月末の数値であります。学校給食センターでは県内産農産物の使用率が約37%、村内産が約20%、南部小学校では県内産が39%、村内産が4%、保育園給食では県内産が40%、村内産は約5%となっております。

村の地産地消計画では、令和7年度の時点におきまして、保育園43%、給食センター43.5%、南部小学校40%という目標値を立てておりますが、どれも現状達成している状況ではございません。そのため、これからの重点課題といたしまして、自給率向上に向けて取り組んでいきたいというところは、給食センター完成後の次の取組といたしまして、年頭の挨拶等でも繰り返し申し上げているところでありますし、担当課でも危機感を持っておるところでございます。

次に、自給率向上に関わる施策であります。学校や保育園に関係するところですが、地元の農家の皆さんが適宜納品し貯蔵できる大型倉庫の設置や、給食現場と生産者等、コーディネートする人材の確保と育成を進めていく必要があると感じております。

また、給食現場と生産者、関係者で協議を行うことも必要でありまして、令和4年度には、給食の地産地消を進める関係者による話し合いを数回行ったところでございます。

次に、公の事業でなく民間向けの事業であります。テスト施策といたしまして、風の村米だよりの金芽米を村内の飲食店で利用することに対しまして、新たな補助事業を行うこととしております。

また、マタニティお米プロジェクトの期間が終了した家庭に向けて、引き続きお米を購入していただけるよう働きかけているところでございます。

加えまして、主要穀物、お米以外に今後何に力を入れていくか、そういったところも、今JA上伊那の皆様とも御意見をいただきながら検討を進めているところであります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 村の食育、推進計画は関わってつくってまいりましたので、なかなかこれに記されたような状況は、なかなか厳しい状況かなというふうに見えています。

ただ、今、村長がおっしゃったように、金芽米についてはいろんな方向へ拡大しているということで、とても喜ばしいことだというふうには思います。引き続き、取組をお願いしたいと思います。

2として、アグロエコロジー（生態系を生かした持続可能な農業）で農業政策推進をということで質問します。

アグロエコロジーの考え方の進め方は、様々な形があります。基本的な考え方は、人も地域の生態系の中の一つの生き物として暮らし、生態系の力を借りて食育、農畜産業をすることで、命の連鎖としていただく食べ物の意義を認識し、環境を破壊せず、人としての持続性、永続性を確保することが本来の目的です。

資料をつけましたので、御覧ください。

2月26日の長野日報の記事であります。箕輪町の取組です。環境に配慮した農作物の生産

推進という記事であります。

有機農業に関する講習会を計4回行い、270人の参加があったと。来年度は独自の認証制度を設けるなど、各種支援策を充実させる方針とあります。

千葉県いすみ市のオーガニック給食であります。これは有名であります。いすみ市では、環境保全型農業によるまちづくり宣言を2012年に行い、有機栽培農家を支援し、2017年10月から学校給食を全て有機米に変えています。昨年10月からは、給食費の無償化に取り組んでおります。地産地消による町の活性化や環境負荷の軽減、地域のブランド化につながり、農業の新たな活路としても注目されていると書かれております。食数は2,300食で、42トン全量を供給しているとあります。

県内では、松川町の取組は有名であります。お米だけでなく、ニンジン、ジャガイモ、長ねぎなど野菜も供給し、まちの農業政策を進めています。これは、松川町でも昨年10月から学校給食の無償化になっています。

村では、個々の農家で有機農業に取り組み、直売で農業経営している方もいらっしゃいますが、村として環境保全型農業に政策的に取り組む考えはあるかどうかお聞きします。

村施策中心は風の村米だよりだと思いますが、学校給食、先ほども言いましたように、保育園、妊婦さんへの供給など、近隣から見れば優れた取組だというふうに思います。来年度作付けは面積で26%に拡大はしていますが、まだまだ反当たりの収穫量は少なく、肥料への支援だけでなく、前に行っていたような生産への直接支援の再開をする考えはあるかどうかお聞きします。

また、松川町のように、その他の野菜等農作物への支援で、安心・安全な食材を学校給食に供給することをお願いします。

その点について、お願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 有機農業に関して幾つか御質問をいただいておりますので、一つずつ回答させていただきます。

まずは、箕輪町で開催されました有機農法に関する講習会についてであります。複数回にわたり開催され、大変好評であったとお聞きをしております。箕輪町には有機農法に取り組む団体がありまして、町で企画した講習会の講師として携わったところでもあります。

次に、環境に配慮した農作物の生産推進、独自の認証制度の施策はという御質問であります。過去、平成19年度から少し昔になりますが、3年間、有機農法に関する公民館講座を開催したところ、村内の在住の有識者に講師を依頼いたしまして、そのときは大変好評であったとお聞きをしております。

現在、村には、有機農法などに取り組む安全安心農産物研究会という団体がございます。その団体に講師を依頼するなど、実施については検討してまいりたいと思います。

村独自の認証制度については、これまで検討したことはございません。基本的に、認証制度については、J A S認証の取得の推進ということが考えられると思います。しかしながら、現在、村内でこの認証を受けた方はおりません。有機農法で栽培した農産物に対しましてシールを貼り、安全・安心の農産物であることを全国的に証明できることは大変有効ではありますが、同時に認証までの道のり、また、その継続についても簡単なものではないとお聞きをしております。この件については、後の山崎議員の質問にもお答えいたしますが、そ

もそも農業者と意見交換を行う中で、この有機農業をテーマにして深くやってきていないものですから、まずはその部分から始めてまいりたいと思っております。

次に、風の村米だよりの生産拡大に関する直接支援の再開をというところでございますが、令和5年度まで、風の村米だよりにつきましては、村農業再生協議会によりまして米の精の購入と散布助成を行ってきましたが、2月に行われた総会で、令和6年度はさらにこの補助金の総額を増額することを決定したところでございます。

近年の様子であります、順調に風の村米だよりの作付面積は増えております。その役割の中心を担っていただいているのが、今まっくんファームでございます。まっくんファームにお聞きをしたところ、さらに生産拡大を進めるに当たって、今一番課題となっているのは繁忙期の人手不足であるということでしたので、そちらへの対応を検討していく必要があると感じております。

最後に、農作物への支援、安全・安心の食材を学校給食にというところでございますが、現在の取組といたしましては、先ほど取り上げました安全安心農産物研究会、こちらに対して補助金を交付しております。今後は、この研究会の加入の農業者を講習会などを通して増加させることによりまして、量の課題というところは調整が必要ですが、この研究会で収穫した農産物を給食へ供給する方法も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 今の認証はJASの関係でとても難しいということでありましたが、研究会などもあるということで、進めていくということでもあります。ただ、箕輪町で見れば、独自の認証制度ということで町の中でつくっているということもありますので、村である程度研究が進んで認証ができるようでしたら、村独自の認証もいいのかなどというふうに思っております。

3として、今のことにも通じますが、農業の基盤を支える担い手確保が課題となっております。食料自給率向上のためにも、担い手をどう支えていくか、村の施策をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 農業の担い手確保はという御質問でございます。

食料の元となる農産物の生産及び豊かな美しい村の田園風景の維持については、農業者の皆様の成果によるところでございます。しかしながら、全国的に農業従事者は減少傾向でございます。当村においても同様の傾向でございます。

農業を生業とする担い手の確保という観点と、繁忙期のみの人材確保という観点2点に分けて御説明いたしますと、まず、担い手の確保という観点から、地域の農業に関する問題を地域で共有したり、10年後の耕作者をあらかじめ決めたりする地域計画の策定が法定化されましたので、来年度末の日程で、今その計画策定に向けて進めておるところでございます。

そういった中で、現在、農業者の皆様からアンケートを集計しておりまして、その結果を活用して、農業者や地域での話し合いを今後計画をしているところでございます。この話し合いなどにより、地域の共通の問題として農業の担い手の掘り起こしや確保ができればと、そういったところにつなげていきたいと考えております。

また、繁忙期のみの人材確保という観点では、地元には、農業に関する大学や高校がございます。そういった大学や高校生とのコネクションづくり、また、将来を見通しますと、行

く行くは役場の職員が繁忙期のみ手伝っていかなければ回っていかない、それほど今、農業の担い手は不足していると思っております。ですので、様々な取組をこれからも担当課のほうで危機感をもって取り組んでいかなければいけないというところは、事実でございます。

また、先ほど答弁いたしました有機農法に関わる講座などにも、会社を退職したような方がセカンドキャリアとして農業従事者につながる、そういったところにも配慮したところで進めていければと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 様々なアプローチから、支えるための人材育成を進めていただきたいと思います。

それでは、2のほうに移らせていただきます。

能登半島地震の支援から村の防災対策についてお聞きします。

2024年版防災マップが作成され、全戸へ配布されました。最新の情報が見やすくなって表示されています。私も早速広げまして、自分の家の位置や子供の家などをチェックして、我が家防災メモを記入しました。いつどんな震災が起こるか分からないが、マップ配布だけでなく自主防災ごとに講座研修をし、各組まで支え合いの仕組みを構築する必要があると思います。

特に、困難者の個別避難計画は進んでいるか、進捗状況をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の防災対策の中で、まずは新防災マップを使った講座研修をというところと、個別避難計画の状況はという御質問でございます。

防災マップにつきましては、議員御指摘のとおり今年度更新いたしまして、3月に南箕輪村全家庭に配布をしたところでございます。各地区の自主防災会では、自主防災会長を中心に避難所となる公民館、コミュニティセンターの備蓄品の整備や避難に配慮が必要な方の把握、防災訓練を通じた区民の防災意識の向上など、精力的に取り組んでいただいているところでございます。

そういった中、自主防災組織連絡協議会や防災士の皆様との連携を図っておりますので、まずは新防災マップを活用した研修については、促すというところを進めてまいります。

そういった中、御提案のところでございますが、各地区の自主防災会に向けて、防災マップを使った研修に加えまして、地域防災計画や避難所に関する件など一緒に進めていきたい件が幾つかありますので、全地区一斉ではなく、年間に数地区に絞らせていただいて進めていきたいというのが担当課の意向でございます。

ただ、その他の地区について急いでやってほしいよというところであれば、村の出前講座、防災に関する講座メニューがありますので、そこに希望を申請いただければ、こちらのほうで対応をさせていただくというところで御理解いただければと思います。

次に、個別避難計画の策定であります。令和4年度から開始をしております。作成対象としております要介護3から5の認定を受けている方や、身体障がい者手帳1級、2級を所持しておられる方、75歳以上の単身世帯の方などの避難行動要支援者は、現在村内に526人おられます。その中で計画作成を済ませた方は130人となっております。大体、作成率は25%となっております。

基本的には、御自身や御家族が計画書を作成し村に提出していただいておりますが、御自身や御家族で作成できない場合は、村職員やケアマネジャーの方が支援をして作成をしております。

作成を支援する場合は、自主防災会や福祉避難所との連絡調整が必要な場合が多くなってございまして、手間がかなりかかっております。まだ開始したばかりであり、その制作のノウハウもたまり切っておりませんので、この2年間では15件というところで、少ない状況であります。

そういった中、令和6年度からは機構改革によりまして、担当部署である相談係に専門職を多く配置いたしましたので、計画作成について加速化をしてまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 25%ぐらいだということですがけれども、その他の体制がまだなかなか整っていないということでもあります。今度新しく課を設置した中で、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本当にいつ起こるか分からない災害ということでもありますから、できるだけ早くきちんと作りながら、地域までしっかり浸透するような形をお願いしたいと思います。

それから、2であります。

大規模災害の中で、上下水道の復旧が遅れています。そのため、災害復旧そのものに大きな困難が生じているとの報道が3月になっても続いています。村でも給水車を出したりしていますが、村の水道の多くは85%が広域水道企業団からの受水で、残りの15%が表流水や深井戸の自己水源となっております。災害時に備えた自己水源の確保が必要ではないかと思いますが、お考えをお聞きます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の自己水源の確保というところで御質問をいただいております。

地震等の大規模災害が発生した場合や不測の事態によりまして、上伊那広域水道用水企業団から通常どおりに受水ができないことが想定されますが、まずは、有事の際は日本水道協会や県水道協議会、神子柴水道組合と給水の応援協定を締結していますので、応援依頼をして、各避難所等へ給水活動を行うこととなります。

また、村水道指定工事店組合とも給水対応及び応急復旧工事について協定を締結しておりまして、組合員の皆様に御協力をいただき、タンク等による運搬給水の活動や、復旧工事についても実施してもらうこととなっております。

そういった中、自己水源であります。現在、村内には非常用水源として使用できる水源は5か所ございます。年に1回水質検査を実施いたしまして、有事の際に使用できるよう備えておるところです。また、来年度は、南原地区で新たに水源が確保できるか調査を行う予定となっております。

今後の水の確保については考えていくところでございますが、費用なども考慮いたしますと、自己水源の確保には限界がございますので、大規模地震等の災害時において、早期の給水対応や復旧工事ができるよう、関係機関と円滑に連携が図れる体制づくりに努めてまいっていきたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 自己水源は、今まで使っていたものを少しずつ維持しながらということで、安心をしっかりと確保していくことが大事かと思います。

3です。住宅の耐震診断、耐震改修が重要だと改めて言われています。

能登半島地震を受けて、県は、木造住宅の耐震改修費用の補助額を、現行の1戸当たり上限100万円から150万円に引き上げることを決めました。長野県内の住宅耐震化率は82.5%、これは2018年時点でありすけれども、全国平均の87%を下回っており、2025年92%を目標に加速させたいと言っております。

村の耐震診断、耐震改修の状況と、制度周知と推進はどうなっているかお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 住宅の耐震診断と耐震改修制度の周知と推進について、お答えをします。

村では、村報や村ホームページを活用いたしまして、制度の周知を図っておるところでございます。また、過去に耐震診断を実施し、現在まで住宅の耐震化工事が実施されていない所有者91名に対しまして、令和4年度から、耐震改修工事補助金の活用についてをダイレクトメールで御案内をしているところであります。

耐震改修工事については、令和5年12月までに数件の問合せがありまして、来年度は申請件数が増える見込みであります。また、能登半島地震の影響も受けまして、この1月以降も、耐震診断や耐震改修工事についての相談や問合せが増えております。

議員御指摘のとおり、長野県の制度は100万円から150万円に改変をされますので、現在、この改変内容について、担当課のほうで精査をしております。担当課のほうでしっかりと把握した上で村民の皆様適切に利用していただけるよう、新しい制度の内容についてまとめまして、広報等で啓発をしてまいるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 村の1981年以前の耐震基準に満たないものの数は前に報告されておるところでありますけれども、とりあえず、今91名ということが残っておるということであります。ダイレクトメールでお知らせしてということでもあります。今、能登半島地震が起きて関心が高まっているときですので、これを一層加速させて、ぜひ耐震改修が進むようにお願いしたいと思います。

それでは、先に進みます。3であります。

9期介護保険事業計画についてであります。

厚労省は、来年度の介護報酬改定で訪問介護事業者が他の介護サービスより高い利益を上げているとの同省調査を根拠に、訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げます。同じ調査で、訪問介護事業者の36.7%が赤字状態であることが分かりました。全国の1万2,600事業所に当たります。引下げが実施されれば、地方の小規模事業者は事業を継続できないの声が上がっています。閉鎖、倒産に追い込まれる可能性もあり、在宅介護の崩壊が心配されます。

厚労省は、様々な条件をつけて加算を取ればプラス改定というが、どの事業所でも加算が取れるわけではありません。在宅介護を支える訪問介護事業所の経営安定と人手不足を解消

することは大きな課題となっており、引下げ撤回と再改定を求める必要があると考えます。合わせて、在宅を支える人材確保と育成をどう進めるのか、お願いしたいと思います。

訪問看護のことを書きましたが、ちょっとデータを見ているときに私が間違えまして、訪問看護は若干上がっているということです、この1行はちょっと省かせていただきます。お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 第9期介護保険事業計画の中で、訪問介護を含めまして人材確保、定着・育成をどう進めるかという御質問をいただいております。

第9期介護保険事業計画期間であります令和6年度から8年度においては、計画期間内に団塊世代の全ての方が75歳以上の後期高齢者に達するなど、介護サービスの基盤整備はさらに重要性を増していくと感じております。

そういった中、今回、訪問介護の基本報酬が、議員御指摘のとおりマイナス改定となりました。理由といたしましては、処遇改善加算を手厚く配分したことと、議員御指摘のとおり、訪問介護の利益率がほかに比べて高かったというところでございます。

しかしながら、これは都市部と地方をひとくくりにしてしまっておりまして、都市部のマンションなど家が密集しており訪問介護がしやすい環境と、地方のように移動に当たって燃料費等もかかる状況では大きく違いまして、地方の訪問介護現場では、都市部と比較いたしまして事業継続がこれから困難になるというところは、大変危機感を持っておるところでございます。

そのような中、人材確保、定着・育成をどう進めるかという御質問であります、重要な課題であると捉えております。第9期介護保険事業計画では、介護職員のスキルアップや充実感を高める取組等を行い、介護人材の確保、育成に努めていくこととっております。そのための具体的な取組といたしましては、事業所連絡会等で事業所の介護人材に関する状況を把握するとともに、介護職員のスキルアップや充実感を高めるため、事業所向けの研修会を開催することを計画しております。

また、県が行っております移住支援金、マッチングサイトにこういった介護職員の求人を出すよう、御案内をするところでございます。加えて、介護職員の負担軽減につながるよう、ICTと最新技術の情報提供や事業所指定に関わる事務分掌の簡素化、標準化について取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 介護報酬の引き下げについては、全国で今非難の声が上がっておりまして、地方紙の新聞などでも大きく取り上げられております。これは本当に一刻も早く、ここのところは取り下げてもらいたいなというふうに思っております。介護報酬がベースだというふうに思いますので、加算っていうものを幾らつけても、やはりそこが取れないところの事業所の困難さっていうのも容易に想像できるわけでありまして、私たちとしてもしっかりと運動していかなければいけないというふうに思っております。

今、どこの職場でも介護職の不足が言われておりまして、村社会福祉協議会もそうなんですけれども、基本的には介護報酬をしっかりと上げるというのが本来やるべきことだというふうに思いますので、一番肝腎なところはここだというふうに思っております。その上で、い

ろんな支援策をしていくことで連絡会を持ちながらということでもありますけれども、かなり困難なところでもありますので、ぜひともしっかりとこれは各団体と連携しながら、介護職の確保については取り組んでいただきたいというふうに思います。

2として、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加する。先ほど村長も言われましたけど、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス、これは地域包括ケアシステムと言いますが、この構築を推進するというふうにして今までやってまいりましたが、しかし、大きな柱となる在宅医療、訪問診療、訪問看護の不足は、8期から、当初からでありますけれども、課題となっています。

9期の計画で、安心感を与えられるような体制を確保できているのかどうか、お聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 訪問看護に関する御質問をいただいております。

現在、村内には訪問診療を行っている医療機関や訪問看護ステーションはなく、近くに訪問をしてくれる医師が欲しいという望む声は多いですが、現状、歯科医師や薬剤師を除くと、ないというところが現状であります。そのため、今、村民の皆様は、伊那市の開業医の方や上伊那生協病院等から訪問診療を受けたり、近隣の訪問看護ステーションを利用しているというのが現状であります。

また、訪問看護師は、ケアマネジャーからすぐに受け入れてくれるステーションが見つからない場合があるという声をお聞きしておりますので、この訪問看護師は大変不足しているというところでございます。

訪問看護師の成り手不足や離職が課題となっております。募集をかけても応募が少ないとのことです。要因といたしまして、病院勤務との給料の差、24時間緊急対応のための待機の困難さ、また、訪問先において1人に対応しなくてはいけませんので、その自信のなさなどが挙げられております。

訪問介護は、在宅においてターミナル期の支援や褥瘡等の医療処置のほか、在宅ならではの介護を展開していただけるため、利用者・家族にとって大変心強い存在となります。医師や看護師については全国的に不足しておりまして、特にこの上伊那は長野県の中でも不足しているところでもありますので、村だけの取組ではいかんともし難いところがあるというのが現状でございます。

そういった中、上伊那広域連合では看護師等修学資金貸与制度を設け、上伊那地域の民間の医療機関または民間の介護福祉施設に一定期間勤務をした場合に、貸与資金の返還を免除することとしておりますが、令和6年度からこの免除対象施設をこれまでの訪問介護事業所や介護保険入所施設、養護老人ホームに限定していたところを外しまして、看護師の配置を要する他の施設まで拡大して実施をするという見通しでございます。このことが、一つ上伊那地域での看護師の確保につながることを期待いたします。

また、前の質問でも述べましたが、県の移住支援、マッチングサイトの活用も各医療機関や福祉施設に呼びかけたいと思っております。

そういった中、医療と介護の連携をスムーズにすることを目的といたしまして、令和6年

度から、今、伊那市が既に実施しております連絡システムを新たに導入いたしますので、このことが介護事業所同士の情報伝達がスピーディーに行えることによりまして、介護ステーションをはじめ、様々な皆様にとっての負担軽減となることを期待するものでございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 私自身も訪問診療、訪問看護で助かりました。

今、在宅でのみとりが結構増えていると思います。それをしっかり支えるために、連絡体制をしっかりと取りながら、本当に希望するところにはきちんとできるような体制を構築していただきたいと思います。

4 番目に移ります。国民健康保険についてであります。

県単一化になって6年が経過しました。村保険料は、令和6年は29位、県の順位でありましたが、令和3年時、データをもらってあるのが令和3年でありますので、世帯では19位、1人当たりで22位と高い位置にあります。また、1人当たりの医療費は60位と低くなっています。国民健康保険は年齢構成が高く、医療水準も高いという構造的な問題があります。また、本村の国保加入者は毎年減少しており、人口に対する加入割合も令和3年度で17.61%と、宮田村に続いて県下で2番目に低い位置にありますという傾向にあります。

令和6年度の村の国保会計でありますけれども、今年度は上がらないということでありましたけれども、今後について、どんな国保会計で推移するのかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国民健康保険について、今後の運営はどのようなことを想定しているかという御質問でございます。

国民健康保険制度は、県と市町村が共同で運営をしております。県が財政運営の責任主体となっております。一方、市町村は資格管理や保険の給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等を行っておるというところでございます。

県内の77市町村の中での村の状況であります。1世帯当たりの国保税調定額は議員御指摘のとおり、令和3年度は19位、1人当たりの国保税調定額は令和3年度は22位で、これも議員の御指摘のとおりでございます。また、令和4年度の数値であります。どちらも26位となっております。一方、1人当たりの医療費についてですが、こちらも議員御指摘のとおり、令和3年度が60位でありまして、令和4年度は41位となっております。

まとめますと、幾つかの変動はあるものの、県内市町村国保の中では保険料収入が比較的多く、医療費の水準は低いという状況でありますので、良好な状態であると言えます。

そのため、国保会計の今後の運営はどうかという御質問であります。平成30年度の制度改正で財政支援の拡充も行われたことから、令和2年度から3年間は国保基金の繰入れも行っておりませんので、安定的に運営ができています状況であるとお答えをいたします。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 一般会計からの繰入れもなく、でも安定して運営できるということは承知しておるところであります。

それを踏まえてですけれども、2といたしまして、構造的課題の中で、国保税は加入者の負担が収入に対して高いということがあります。税の公平性の観点からでありますけれども、

全国知事会でも、私もこの前、この間も何回も一般質問で取り上げております。全国知事会でも要望しております子供の均等割の減免をすべきではないかということでもあります。村の対象人数と金額を教えてください。

子供の均等割は、本来なら国全部減免の制度にするのが筋だというふうに思いますが、それまでは村で減免していくことが大事ではないかと。県内でも幾つかはこの減免を取り入れているところもありますが、一般会計からの繰入れで行っているという状況であります。ただ、未就学児は国でも今度実施しておりまして、本来なら子供の部分は全部減免にするのが筋じゃないかと思いますが、村としての取組をお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 子供の均等割の減免の中で、まずは、村の対象人数と金額はというところと、国が制度化するまで、村で独自で減免をというところの御質問、御提案をいただいております。

全国知事会が要望しております子供に関わる均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び軽減割合の拡充につきまして、村の対象人数と金額であります。仮に対象年齢を18歳までに拡大した場合、3月時点で対象者は235人となります。金額については、現在の軽減額の1人当たりの金額で試算いたしますと、大体250万円程度となります。この軽減割合が拡充した場合は、この250万円を基礎として、拡充した割合を掛けていただければ、金額が出てくると思います。

子供の均等割は、未就学児について減免になっているという点は御指摘のとおりでありまして、令和4年の4月より、子供に関わる国民健康保険料等の均等割額について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国と地方の取組として軽減措置を行っております。対象は、こちらも御指摘のとおり未就学児でございまして、均等割保険税の5割を公費により軽減する内容です。

南箕輪村の令和5年度の状況であります。対象者が88人、軽減額は合計で93万8,762円となっております。国が2分の1、県と村が4分の1を負担をしております。

国が制度化するまで村独自で全員の減免をという御提案であります。子育てに優しい社会の実現という趣旨からすれば、対象者の拡大や軽減割合の拡充も必要なことと考えます。一方で、国民健康保険事業の全体の安定的な運営のために、これから広域化が図られ、県内の保険給付は県内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっておりますのでございます。

そのため、保険料等の負担も県内で統一していくことが望ましいと考えられ、令和9年度をめどに均等割、平等割といった応益負担の平準化、その先には、県全体で保険料水準の統一化が現在検討されておられます。

そのため、村といたしましても、まずはこの保険料水準の統一化に向けて、県や上伊那の市町村と足並みをそろえて取り組んでいく必要があると考えておりますので、現時点では、子供に関わる均等割保険税の村独自での減免措置や対象年齢を拡大するというのは、考えていないというところがございます。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 重要なことだというふうに思っています。

もともこの県の統一化にするのは、全県を統一化するというのが目的であったわけですが、長野県の国保税は、全国で3番目に格差が大きい県なんですよ。3倍の格差があるんで、一番低いところと一番高いところ。これを統一化することってというのは、至難の業だというふうに思います。なかなかこれができるのかどうかっていうのは私は疑問に思っていますし、こうすることがいいことかどうかっていうことは、本当にしっかりと考えなきゃいけないと思います。

とりあえず、今成り立っているその状況の中では、市町村ごとに全部違います。令和9年からということでもありますけれども、それまではそのままということで、今、村長のほうから答弁がありました。今、安定している経営の中で、村独自のやっぱり施策を入れていくという、いろんな施策があるわけですが、安定した中での村としての対策をしっかりと取っていくことのほうが大事なんではないかと思いますので、ぜひ広域統一化ということの足並みということの中で、問題点があるということを認識いただきながら、村独自でやはり、金額にしては大したことないと思います。これをするのは可能だというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

5に移ります。福祉医療費についてです。

1として、福祉医療の子供医療費は2022年から18歳まで完全無料になりました。県は少子化対策として、来年度、中3まで医療費助成が拡大することに今度になりました。これによる村の負担軽減はどのくらいになるのかお聞きします。

国のほうでは、国保の子供医療費のペナルティを廃止するというのも発表されております。対象の加入者は少ないが、これもどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 福祉医療費につきまして、県の改正により、村への影響はどうかというところの御質問でございます。

村では、福祉医療費給付金事業といたしまして、子供の医療費助成事業を行っております。令和4年8月から、受診の際に医療機関の窓口で1回当たり500円を支払っていた一部負担金も、全て村で補助することといたしました。長野県からは、経費の一部について2分の1以内で補助を受けていますが、県の補助対象と村の助成対象とは同じではございませんので、県の補助対象とならない部分については、村の単独事業として行っております。

子供に関する部分で申し上げますと、村では、高校卒業までの児童について、入院や通院に関わる医療費を対象にしておりますが、県ではこれまで、通院については小学校3年生まで、入院については中学生までを対象としておりました。これが、令和6年度から、通院については中学校3年生まで補助対象が拡大される見込みになったことから、額といたしましては、南箕輪村では1,000万円程度の補助金の増額を見込んでおるところでございます。

また、医療機関での窓口負担をなくすと受診回数が増えるなどの医療費の波及増が生じるとして、国がそうした助成を行っている市町村に対しては、ほかの市町村と公平化を図る目的といたしまして、ペナルティとして国民健康保険国庫負担金等の減額措置をとっておりますが、今回、この子育て支援策として子供の医療費助成を行う市町村が拡大しておることから、令和6年度からは、18歳未満までの子供の医療費助成に係る減額調整措置も廃止される見込みです。ペナルティが廃止されるというところでございます。この額であります。村では150万円程度がペナルティを受けない、減額されないというところを見込んでおります。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 福祉医療給付事業であります。障がい者、母子・父子家庭分については、今、償還払いとなっています。500円の一部負担金は残ったままであります。福祉医療については、20年以上、子供・障がい者と一体で運動してまいりました。その経過があり、福祉医療の充実の要望はとても高いわけであります。

特に、障がい者の皆さんは何回か署名をお願いしたわけでありましてけれども、あっという間に署名用紙を埋めて届けていただきました。本当に障がい者の皆さんの福祉医療については、本当に深刻な要望があったと思います。子供医療費の充実に伴う財源、今、村長のほうからおっしゃっていただきました1,100万円、それから、国保の部分が150万円っていうふうに言っていただきました。

前に、障がい者医療について質問をしております。このときに、ペナルティも含めて1,500万円ぐらいというふうにも多分、答弁をいただいていると思います。こういうふうにも、やっぱり国としても福祉医療については認めておるところでありますし、こういう財源を生かして、福祉医療のほうにもぜひとも現物給付にしていきたいと思うわけでありましてけれども、お考えをお聞きます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現物給付を望む質問でございます。

現在、この償還払い方式につきましては、県内全ての市町村で同様に行われておりまして、この現物給付方式は18歳以下の児童では行われているものの、その他の区分では行われていないというところでございまして、村が実施いたしますと、県内で初めてということになります。

なぜこれが行われないかというところでございますが、これが大きな理由であります。現物給付方式を採用した場合、先ほどの交付金が減額されるペナルティというものが課せられて、その結果、財政を圧迫するということでございます。仮にこのペナルティを県内で最初に受け入れて現物給付をした場合、現在の試算では、ペナルティは680万円ほどを見込んでおるところでございます。

そのため、特にこの680万円を受け入れればいいんじゃないかという話なんです。なかなかその部分様々な考えがありますので、現状は、受け入れることに対する理解というのを得るっていうことは難しいと思いますので、当面は現状どおりとさせていただきたいと思っております。

現在の村の福祉医療費助成制度は、障がい者や母子・父子の方のほか、18歳以下の児童に加えまして、低所得者の高齢者への補助も行っております。この低所得者の高齢者の補助は、上伊那の市町村では唯一、南箕輪村のみが行っております。そういったこともありまして、令和6年度の予算では、総計いたしますと1億5,200万円余りをこの福祉医療費助成制度に計上しておりますので、これからこの給付を純粋に増やしていくというところでは、村の財政も厳しくなる一方でございますので、県や国の制度もしっかり活用いたしまして、一部は御本人に負担をしていただく中で、バランスが取れた福祉医療制度を続けていくことが何よりかと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 財政的な負担増ということをおっしゃいました。私も何回も取り上げてきておりますので、障がい者医療については680万円のペナルティという話も前も聞いておりますし、給付費と合わせると1,500万円という説明を受けております。

今、なぜ前段のことを聞いたのかと言いますと、今言いましたように1,250万円ぐらい負担が減るわけでありますので、その分を使ったらどうですかと。福祉医療全体の充実のために村が初めてこういうことを取り組むということは、画期的なことじゃないかというふうに思います。今、検討はしないということでありますけれども、やはり、本当に一番切実に要望しているところに対してきちんと手当していくというのが、村の本来の姿ではないかと思えます。

そこで、何か全体の給付費や増のことをおっしゃるのはいかなもんなかというふうに思いますけれども、ぜひともそういうところも含めて、本来あるべき姿といいますか、公平性といいますか、その点も踏まえて、ぜひとも障がい者医療のほうを進めていただきたいというふうに思います。

低所得者については村だけということで、誇るべきことであります。全体としてしっかりと進めていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、4番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 10時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 9番、唐澤由江です。能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を望みます。

通告どおり一般質問をします。

1、元旦に起きた能登半島地震で、多くの家屋が倒壊しています。耐震化すれば多くの家屋が安心です。長野県でも、耐震に7,000億円を予算化しました。県は、能登半島地震を受けて県内の木造住宅の耐震化を促すため、現行の1戸当たり上限100万円から150万円に引き上げることが2月1日に分かりました。能登半島地震では、木造家屋の倒壊による犠牲者が多数発生、長野県内の住宅耐震化率は82.5%、全国平均87%を下回っており、県は2025年の92%を目標にしています。補助額拡充で耐震化を加速させるということです。

対象は、耐震基準が強化された1981年、昭和56年以前に着工した木造の一般住宅の耐震改修工事費用、現在は100万円を上限に、国が求める耐震化促進のアクションプログラムを策定した市町村の住民最大8割、それ以外では最大5割を補助している。国・県・市町村で負担。村は1,299件で、2月1日の人口動態は人口1万6,076人、世帯数6,741の80.8%の耐震化率だ。どうアピールし、耐震化を拡大していくか。100万円の補助だと、国50万円、県25万円、村25万円という。

村では、毎年耐震化を図ったらどうですかとダイレクトメールを送っているという。でも、

少なくとも300万円から400万円はかかるというので、二の足を踏んでいるという。今までは、一定以上の所得がないと補助金が出ない仕組みなので、低所得の方は、国土交通省のアンケートでも、お金がないのでできないという回答が多いという。

高知県黒潮町人口1万人では、140万円を156世帯に全額補助金を出したという。村でも、能登半島地震のむごさから、問合せが相次いでいるという。南海トラフ地震も可能性がないとは言えない。この機に耐震化率をどのくらいまで上げるのか、村長にお聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号9番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

能登半島地震を受けて、村の耐震化対策はの中で、現在、村の耐震化支援策は、また何%まで耐震化率を目指すのかという御質問をいただいております。

村が行っている施策につきましては、議員から詳細御説明いただいておりますが、繰り返しになって大変恐縮でございますが、耐震改修工事補助金についてはダイレクトメールにより案内をしております、御指摘のとおり、相談や問合せも増えてきているという状況であります。

こちら議員御説明ございましたが、県のほうの改正がございまして、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱が策定され、耐震改修補助金が1戸当たり上限100万円から150万円まで、令和6年4月から引き上げることとなっております。現在、詳細については3月15日に担当者説明会が開催されましたので、それに出席し、担当課で制度内容を把握し、住民にしっかりと正確な内容を伝えることができるよう精査をしておるところでございます。

現状、村の支援策というところでは、独自のものはございません。まずは、県の150万円に引き上げるこの新たな制度を村民の皆様へ周知して、住宅の耐震化について、一層の推進を図ってまいりたいという考えでございます。

また、地球温暖化対策の区域施策編が間もなく完成となります。村では、令和4年度から6年度まで公共施設のLED化というところで進めてまいりましたが、令和7年度からは、今度はユーザーに対するサービスというところで、補助事業を展開してまいりたいと思っております。

そういった中、断熱改修というところも支援していきたいと思っておりますので、その部分で耐震化につながるというところも意図できないかというところは検討してまいりたいと思います。

また、村では、過去46年遡りますと、御代田町に続きまして新築戸建て率が高いという現状もございまして、耐震化率というところでは、長野県全体と比較して、村はもっと高いところを設定しなければいけないというところは感じておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 住宅耐震化は全額公費でというくらいの意気込みで進めていただきたいと思います。

次に、危険なコンクリートブロック塀についてお聞きします。

平成30年6月18日、大阪府北部を震源として倒壊したブロック塀が、劣化や鉄筋の不足により、小学生を含む2名が亡くなりました。上伊那では、全ての町村が解体費用を予算化し

た。撤去費用10万円を限度とした2分の1補助、最近では11万かかり、5万円の補助ということだそうで、新たにつくる補助はないということでした。

危険なブロック塀の撤去の状況と進捗状況はどうなっているのか、お聞きします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） ブロック塀の撤去の進捗状況と解消の見込みはという御質問でございます。

平成30年度から、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保することを目的といたしまして、その所有者等が行うブロック塀等の撤去工事に関する経費に対しまして、議員御指摘のとおり、最大10万円の補助金を交付しております。

進捗状況になりますが、平成30年度4件、令和元年度3件、令和2年度2件、令和3年度3件、令和4年度はゼロ件、令和5年度は現在のところ1件の合計13件となっております、これまで交付した金額の合計は、約76万円となっております。

解消の見込みにつきましては、撤去費用が高額となりますので、なかなか村内全域を見回しますと、全て進んでいるというよりは、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

個人所有のブロック塀は、基本的には、その安全確保は所有者の責任でございます。今後も、ブロック塀の安全点検やこの補助金を活用してブロック塀を撤去していただくよう、広報等の方法も工夫しながら周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 本当に危険なブロック塀で、家が倒れ、塀も倒れて動けないというようなことのないように、よろしくお願いします。

次に、1月30日の長野日報によれば、不登校や学校が苦手な子に、学びの機会として、通信制、単位制のさくら国際高校学習センターが辰野に開設するとありました。町内小中学生を対象としたフリースクールを開設するとともに、子供たちが安心して過ごせる居場所として、こどもカフェも開始するという。

新型コロナの学級閉鎖により不登校の子供たちがさらに増えたそうで、全国的にもフリースクールは増えています。学校に通いづらい、何らかの理由でここを利用している子供たちが多いといいます。入学金は5万円くらい、毎月3万3,000円くらいの利用料がかかっているそうです。支援している自治体では、1万円を限度としている行政が多いようです。

2月22日の信濃毎日新聞によれば、県がフリースクールに助成金をという記事もありました。村の支援はどうか、お伺いします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号9番、唐澤由江議員、フリースクールに関する御質問でございます。

まず最初に、不登校などで学校に行けないということで、フリースクールの利用者が増えているか、ちょっとその村の中の実態についてお答えしたいと思っています。

議員お話のように、令和4年度の長野県で不登校にある児童生徒は、10年連続で増加という傾向できています。小学校で2,125人、中学校で3,610人、小・中で5,735人という状況でございます。

本村においても、令和5年12月議会、一般質問で同僚議員から御質問いただきましたけれども、令和3年度から4年度、若干の増加の傾向、今年度は小・中合わせて若干人数は減になるかなというふうに、今、3月、この間卒業式が終わって数字、その状況をまとめているところでございますので、若干減かなという状況でございます。

議員御質問のフリースクールの利用についてですが、中学生が1名利用しています。また、病気療養の場所として、小学生1名がフリースクールを利用しているという状況にあります。また、フリースクールを検討中のお子さんが、小学生ですけど2名おります。村の中間教室の活用の状況で言いますと、小学生2名、中学生2名、多くの児童生徒が御家庭で生活しているという状況となっております。

不登校ということ、くくりの言葉でございますけれども、全く登校しなくても1人、それから、31日休んでも1人となります。先ほど申し上げました人数をどう見るかというそのの難しさ、悩ましさがありますけれども、私ども教育委員会として、その子の歩みをどう受け止めていくか、どうサポートできるか、支援できるか、そこを大事にしていきたいと考えております。

私の存じ上げているフリースクールは、この3月18日に県のほうで説明会があるんですけども、認証制度の関係でございますけど、その制度の説明会を踏まえながら、制度への申請というのを考えていきたいというようなお話もいただいております。

信州型認証フリースクール制度、県の新たな動きでございますけれども、大事な子供たちの学びの場、活動場所の一つになるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 児童生徒にかかわらず、高校もそういったところに通っている子供が多くいるかと思いますが、総合的にフリースクールの助成というものがどうなっていくのか、動向を見ていきたいと思っております。

3番、子育て支援施策の周知について。

1月8日に、NHKニュースウォッチ9で村の子育て施策が紹介された。その内容について、なかなか分からないまま画像、映像が流れました。NHKからの連絡というので仕方ないわけですけど、村の政策内容は分かりにくい。子育てに手厚いから移住者が増えたと思うが、細かなことを特別に知っているわけではない。

今後、住民向けに具体的に分かりやすく説明して、情報共有のため、村の施策講演会をしてはどうか。最近もNBSでも取材し、移住者の口コミで輪が広がっているという。このことについてお聞きます。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 子育て支援施策の周知について、村の子育て支援施策をもっと多くの人に広く周知してみてはという御質問、御提案でございます。

NHKの報道等、ほかのNBS等もそうですが、やはり私がインタビューに答えている内容は、どちらかというと表面的なところばかり取り上げられまして、例えば、村の人口が増えているのは、この上伊那全体の状況が改善しているからなんですよとか、そういったところはなかなか報道されないものですから、ほかの自治体との付き合いというものが難しいなというのを、最近ひしひしと感じておるところでございます。

村の子育て施策につきましては、現在、転入や妊娠届をいただくときに、子育てハンドブックという黄色の冊子を配布いたしまして、周知を図っております。ただ、内容については、最近、子育て支援施策、産後ケア事業など変更するものが多くありまして、最新の情報は3年ごとの更新をして配付をしているんですが、なかなか届けることができていないというのが課題としてあります。

そのため、まずは若者世代といいますと、今、基本的には情報はインターネットから取得するのが基本でありますので、令和6年度に子育てハンドブックのウェブ版の制作を予定しております。こちらであれば適宜情報を更新できますし、必要な情報を分かりやすく速やかに保護者の方に届けられるのではないかと考えております。

議員御提案の住民向けに講演会を開催してはどうかというところでございますが、現状のところなかなかそういったことは難しく、ただ、地域づくり推進課で行っていただきました女性向けの就業サポートセンターの事業で、一度そういったことに関するパネルディスカッションを行わせていただいたこともございましたので、引き続き、住民の皆様が村の子育て支援施策を把握できるよう、担当課のほうで検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ロコミで広がって、大勢の住民の方が移住してきてくださって、ありがたいことだと思っております。子育て支援策もありがたいことだと思いますが、まず2番に移ります。

教育現場を見ても、今まで手厚く補助している。そのことについても、学校では支援策の多いことをPRすることが大切と考えるが、村の考えは。

人口増対策につながっているそれぞれの観点は視察に来た人には説明されているが、当事者たちや住民は分かっていないのではないかと。また、学校現場では、他町村から異動してきた事務の先生も驚いているという。そんなことからPRが必要だと思います。

例えば、中学の部活動に手厚い補助金があります。楽器があるので、ほかの学校のように自前ではないのです。保護者負担が違うと思います。総合的な時間には、特色ある活動費が用意されております。チャレンジステップアップという学力向上に関わるものの補助もされております。小学校のスキー教室では、数人のインストラクターも学校教育費です。全て紙、印刷代も村費ですが、ほかの学校では家庭から集めた学年費で支払うということで、細かなことが本当に行き届いているのではないかと考えます。

もっとPRしたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 最初に、先ほどフリースクールの関係、支援ということで私は答弁をさせていただかなかったので、支援について、唐澤議員まとめの言葉でふられましたけれども、状況を見ながら検討してまいりたい、そんなことを考えております。よろしくお願いいたします。

今、子育て支援策の周知について、村では学校教育について、ほかにはない支援・補助が多いという、自慢の支援を多くの人に知ってもらったらどうかという、そういう御質問でございます。議員お話しされましたところですが、事務の先生のお話では、村でやっているものもあるし、ほかはやっているけどやっていないものもあるという、そういう状況もございます。

ます。

まず、部活動等と補助金についてお答えします。

部活動の補助金では、大会参加費、上位大会に進んだときの遠征費の補助、それから、総合的な学習の時間に関しては子供たち1人に500円、それから、学校ごとに10万円の活動費、給食費に関しては、以前より1人当たり3,000円の補助、また、物価高騰に関して5,000円等々、また、今回予算のところでも入れてございます。それから、チャレンジステップアップで学力向上に向けた校長裁量として30万円各校っていうこと、それから、小学校のスキーのインストラクター代についても、指導者全員分というわけにはいきませんが、各校人数分お支払いをしているということでございます。

スクールバスですが、部活動大会、小学校の体験学習の移動手段で活用しています。このスクールバスの運用は、御家庭の経済的な負担に大きく関与しているかなというふうに思っています。昨年度1名、今年2名、体育専科の教員を村で配置しています。村長の願いも受けながらということでございます。

その他、村費の講師、それから支援員、介助員、中間教室支援員等々、適切な配置を行ってきています。

今までの補助あるいは助成等々ですが、子供の確かな育ちに向けた人的、経済的な支援を必要に応じて行っておりまして。これらのことは、村の自慢という言葉が適するかどうかちょっと脇に置かせていただくんだけれども、厳しい村の財政状況の中、教育委員会の願いの中、村長さん副村長さん、それから庁内各課、そして、議員の皆様の御理解を得て具現化されているものと考えております。

周知につきましては、今まで都度都度機会あるごとに学校、保護者の皆様、それから地域の方にお伝えし、受け止めていただいておりますので、引き続きそのような機会を大事にしてまいりたい、そんなことを考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

4月からの保育園の職員体制についてお伺いします。

12月定例会で保育士の待遇改善がなされました。4月からの職員の人数は確保できたのか。保育短大に通っている学生のおばあさんの話によれば、あんなに張り切って入学していたのに、この頃、自分は向いていないのではないかという、男性の保育短大へ通っている子供が愚痴をこぼしているという相談がありました。知り合いに短大講師がいましたので聞いてみると、保育士学科の学生は3分の1が男性といいます。まだ自信が持てない学生が多い中で、大丈夫、大丈夫と声をかけてやってくださいというようなお話でした。

処遇改善により保育士確保が進んだかどうか、入所児童数と6園の職員数は。正規、会計年度任用職員、臨時職員数はどうなのかお聞かせください。また最近、どんどん入ってきた保育士が辞めていってしまうというような苦情も聞いておりますが、6園には適正に配置することができたのかどうかお聞きします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 保育園の職員体制について、保育士を処遇改善により適正に配置できているかという御質問でございます。

令和6年度当初の保育園の入所児童数の予定数は、641名となっております。641名に対す

る職員体制であります。園長を含む正規保育士職員が44名、会計年度任用職員が長時間保育の28名を含みまして、115名となっております。これに加えて、調理員の方が25名会計年度でいらっしゃいますので、保育園に関する職員につきましては、合計で184名で運営をしておるといところでございます。

御質問の会計年度任用職員の令和6年度4月からの採用につきましては、本年度は保育士資格のある方、また保育士を持っていて経験もある、そういった方の応募が例年より5名ほど多くありまして、発表から短期間ではありますが、処遇改善の効果があったものと感じております。しかし、この件は、もう少し成果が出るのは中長期的な目線で捉えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

たけのこ園を含む6園に適正に配置をできたと考えておりますが、児童数の増加など、園の状況に応じて増員が必要になる場合もありますので、今後も保育士の確保に努めてまいります。

今回の処遇改善によりまして、保育士への評価が高まりまして、議員からお話がありました、保育士を目指す方への支援というところにもつなげていくことができればいいのかなと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 3分の1が男性で保育士を目指しているということですので、温かい目で見えてやって、男性保育士、女性保育士どんどん増えて、給料も上がってほしいなとつくづく思っているところです。

5番に移ります。

北原地区のスクールバスの運行状況について、中学生の冬季スクールバス運行について、ニーズを確認し検討するというふうになっておりましたが、その後の対応はどうか。

小学生の送迎は平成19年に始まりました。中学生も小学生と一緒に乗せて帰ってほしいという住民要望があったところです。教育長の答弁は前向きに検討するという答えでしたが、11月から2月までの現状はどうなのかお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 唐澤議員、北原地区の中学生の冬期間スクールバス運行についてお答えします。

本年度の対象生徒さんの人数は4名でございました。4名に対して10月に利用希望調査を実施し、4名全員から登校・下校とも利用したいという回答を受けました。それを受けながら、対象生徒の保護者の方に対し10月中旬に運行実施の通知を発送、当初の11月1日から2月末まで運行をしましてまいりました。

運行ダイヤの調整が必要ということで、運転手さんそれから小中学校と打合せを重ねたわけですが、それでも、特に運転手さんが今までの経験値、ノウハウを非常に大事に、それを生かしながら中学生4名、小学生10名の乗車調整が整ったということでございます。利用している児童生徒の保護者などの関係者、本当に御理解・協力をいただきながら、無事安全な運行ができたところでございます。

また、部活動や家庭の状況等により、曜日によって、あるいは日によって朝乗らないとか、夕方乗らないとかそういう状況があるわけですが、運転手さんは本当に子供たちに今

日はどうするんだいというようなそういう声かけ等々を丁寧に行って、先ほど申し上げましたが、無事登下校ができたという、そういう状況でございます。

以上です。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 利便性ができて、危機管理の面でも小・中の子供が一緒に帰ってきたということは、良いことだったなと思います。

次に、村民センター・学校の洋式トイレ化は。

以前に、みなみみのわ音楽祭で休憩中、和式トイレから飛び出て洋式トイレを探す人が目立った事案を一般質問したことがあります。足腰が弱くしゃがめないお年寄り、小学生の女の子のために洋式化の予算獲得されたか、学校も含めて洋式化していきたいという答弁がありました。が、実態、今年度の予算獲得はされたのか。

予算委員会でも洋式化が50%というデータで話題になりましたが、これからどうしていくのかお聞きしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。議員御質問のトイレ改修についてでございます。

予算の中でも入れ込んでございますけれども、村民センターのトイレ改修について、最初にお答えします。

令和6年度で女性トイレ内の和式便器2基、和式を残してほしいという方もいらっしゃる。ので2基残しまして、洋式便器を5基にする工事を行う予定でおります。全体的に言いますと、和式が現在6基が2基になるということ、洋式が2基が5基になるということ、改修後に全体で7基、そのうち5基が洋式ということでございますので、よろしくお願いします。

洋式化によって和式よりもスペースを広く取るということで、全体的には1減という便器の数になります。よろしくお願いします。

それから、学校のトイレ改修なんですが、50%という数字を御承知だと思いますが、私も存じ上げていますけれども、計画的に進めておりますが、今後の計画としましては、令和6年度に中学校管理教室棟、中校舎になりますが、令和7年度に西校舎のトイレ改修工事を行う予定でおります。南箕輪小学校、南部小学校においても、計画的に改修を行ってまいります。

洋式化については、学校の願いを聞きながら改修を行っているところでありますが、令和2年度に実施した南箕輪小学校昇降口横のトイレ改修工事、みんなのトイレでございますけれども、それから、令和4年度に実施した南箕輪小学校南校舎2階のトイレ改修においては、全ての大便器を洋式といたしました。

今度、令和6年度に行う中学校の管理棟校舎トイレ改修においても、全ての大便器を洋式化する予定でおりますので、先ほど申し上げた50%の数字そのものは上がっていくという見通しでおります。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 村民センターのトイレの洋式化について質問をしたときに、検討をするという回答を得たんだけど、本当にいつなるのという質問を私が受けたのです。だから、それは、予算化されないものは絶対に実現しませんよってということで聞いたわけです。ありがとうございました。

それと、7番の新四国霊場の維持管理について。

新四国霊場の管理をしている令和会員から、立木を切ってほしい、落ち葉の管理が大変だという質問に、石仏があるから切れないという返事でした。その後、教育委員会職員が管理したと聞いておりますが、誰が令和6年度から管理することになったのかお聞きします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員御質問の新四国霊場の今後の管理についてでございます。

現在、お四国様、新四国霊場の管理を北殿令和クラブへ委託しておりますが、会員の減少、それから、年齢を重ねてきているというそういうことがある中で、作業が負担かなということは承知しておるところでございます。村でも、北殿令和クラブさんの作業の負担等々を鑑み、今後も引き続き管理ができるかどうか打診、確認をしましたところ、霊場内の清掃作業は来年度、令和6年度もやっていただけるという返事をいただいております。伊那広域シルバー人材センターへの委託も検討しましたが、来年度も令和クラブさんということであります。

ただし、作業の負担が多い枝葉の処理ですが、上伊那クリーンセンターへ搬入していくものでございますが、これにつきましては、教育委員会事務局で令和クラブさんと連絡を取りながら行っていくというそういう状況でございます。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） やはり、高齢化して人手不足というようなどこでもある問題がありますので、連絡を取りながら、よりよい村にしていこうためによりしくお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 源次） これで、9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時32分

再開 午前 10時50分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、笹沼美保議員。

3 番（笹沼 美保） 議席番号3番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、災害時支援用バンダナの配布についてお尋ねします。

災害時支援用バンダナとは、災害時に背中に羽織るなどして身につけることで、支援が必要な方がどんな助けを必要としているか、周りの人に知っていただくためのものです。令和3年9月定例会の一般質問で要望し、令和4年度に本村独自で作成した災害時支援用バンダナがこちらのバンダナになります。

私は、障がい者手帳をお持ちの方など、対象者への無料配布や避難所への配備をお願いしましたが、現在このバンダナは事前の無料配布は行わず、避難所開設時に村職員が備品とともに持ち込み、必要な人に配付することになっています。

今年の能登半島地震後の状況からも分かるように、避難所として指定していた施設が必ずしも使用できるとは限りませんし、福祉避難所となるはずの施設が十分に機能するとは限りません。自宅避難や車中泊、ビニールハウスでの避難生活を余儀なくされた人たちもいる中

で、例えば、目や耳が不自由な人がいることに周囲の人が気づいてスムーズに支援できるように、このバンダナをいつでも活用できるよう、無料配布もするべきではないですか。

実際、このバンダナのデザインを一緒に考えてくださった村内の聾者のグループホームに入居している方たちも、いつでも使えるよう持ち歩きたいと望んでいます。

今の村の考えをお尋ねします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号3番、笹沼議員の御質問にお答えをいたします。

災害時支援用バンダナの配布について、障がい者手帳を持っている村民への無料配布が必要なのではないかという御質問でございます。

災害時支援用バンダナは、以前、笹沼議員からの御提案を受け令和4年度に予算化し、100枚作成をいたしました。こちらは、避難所開設時に村職員がその他の備品とともに持ち込みまして、必要な方に渡すこととしております。

議員御指摘のように、村指定の避難所に避難ができる村民は限られると思います。とはいえ、障がい者手帳を持っている方全員に一斉配布となりますと、少なくとも800枚以上必要となりまして、そうなりますと、無駄になってきてしまう部分も出てくると思います。

そのため、令和6年度4月からの福祉課のメンバーと相談をしたところ、希望する方に配付をする形というところで、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 希望する人に配付していただけるということですので、そちらは希望を取った上で、一人でも多くの村民の不安を和らげていただいて、安心して暮らせる村であるために、可能な限り速やかに実施していただきたいと思います。

2項目め、すぐーるの活用についてお尋ねします。

すぐーるとは、令和5年度から本村の保育園や小中学校などで導入した連絡システムで、家庭への連絡や資料・チラシの配布、保護者からの欠席連絡などがオンライン上で簡単にでき、保育士や教職員、保護者の負担軽減とペーパーレス化につながる便利なシステムです。

福祉教育常任委員会で行った村内保育施設の視察時には、すぐーる導入により事務的な負担が減り助かっていると聞きましたし、小学生の保護者からは、子供がプリントを渡してくれないといった心配も減り、いつでもスマートフォンで内容を確認できて助かるとの話も聞きました。

私には中学生の息子がおりますので、中学校でもインフルエンザ流行時の欠席連絡や学級閉鎖のお知らせ、部活動の地域移行に関する情報配信、学校評価保護者アンケート実施などに活用されていることは理解しております。

ただ、まだ紙での配付も多く、ペーパーレス化が進んでいるとは言い難い状況です。保護者だけでなく、生徒にも読んでほしいものが紙で配付されているという印象ですが、保護者宛である参観日のお知らせや学級閉鎖に伴う給食費返金のお知らせ、会計報告などはすぐーるでの配信ではなく、プリント配付のみとなっていました。

すぐーるを有効活用するためには学校側のスキルアップも必要かと思いますが、今後の活用をどのように推進していく考えか、お尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号3番、笹沼美保議員、すぐーるの活用について今後どうしていくかということでございます。

保護者連絡アプリということで、すぐーるの導入によって、先ほど議員お話しされましたけれども、教職員、保育士の先生方もですが、負担軽減とペーパーレス化につながっているというふうに受け止めております。

現在、保護者への連絡は、紙で配付する方法とすぐーるを使つての配信、使い分けている状況でございます。著作権のあるものが掲載されている、例えば図書館だよりあるいは給食だより、献立表になりますけど、のように子供たちに見てほしいものや調査票のような紙媒体での提出が必要な書類については、紙で配付している状況でございます。

また、学級閉鎖のお知らせ、参観日案内、学年PTA資料、欠席した生徒家庭への連絡はすぐーるで配信、先ほど議員さんのお話であった参観日の案内がちょっと重なっているところがあるのかなという受け止めですが、一応承知しているのは、すぐーるで配信というふうに認識しておりますが、学校だより、卒業式、入学式案内など、すぐーると紙の併用で連絡、使い分けをしているところでもあります。両方ですというそういうことも大事にしながら、子供たち含めて伝えていくということを、保護者メールと重ねてというところがございます。

今後の活用方法についても、顔の分かる写真等が載っているお便りも散見されますので、それぞれ御家庭の事情を勘案し、すぐーるでの配信内容や個人の情報を検討した上で、掲載する際に写真も選定し、今後もすぐーるで発信できるものはすぐーるでというふうに考えております。

子供たちの手元にあつて、かつ確実に保護者へお届けしたい配付物も内容によってはあるわけで、両者併用、そこを先ほどいただいたようなことも含め、検討しながらしていきたいというふうに考えております。御理解をお願いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） システムの運用から1年経過を前に、活用方法を随時検討して、最大限有効活用していただきたいと思います。

3項目め、村公共施設の活用方法についてお尋ねします。

村長がいつもいわれていますように、本村は県下一若い村で、子供も増え続けています。こども館で行っている放課後児童クラブについては、大分前から窮屈さがありましたが、来月実施の機構改革によって、教育委員会や子育て支援課が新たにこども課としてこども館に移り、女性再就職支援、中間教室、中学生の放課後学習なども行われていることから考えても、より手狭になったことは明らかです。

子育てに関する窓口一元化をすることは、切れ目のない支援をしていく上で大切だと思うのですが、相談に訪れた人に落ち着いて対応するための個室が必要であるにもかかわらず、その場が十分に確保されていないのではないのでしょうか。

また、主役である子供たちの元気な声が響くはずのこども館で受験を控えた中学生の放課後学習が行われ、静かにしようねなどと子供たちへの声かけがあるという話も耳にしており、果たしてそれが子供たちにとってよい環境なのか、疑問に思うところです。

今後、真にこどもまんなかを実現するために、どのようにこども館を活用していく考えかお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 笹沼議員御質問のこども館の活用について、私から答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、現在こども館の中には子育て女性再就職トータルサポート業務、それから村の中間教室、それぞれ相談室2、相談室3、中学生の放課後学習が研修室で事業が展開されている状況でございます。

4月の機構改革に先駆けて、子育て支援課は2月19日にこども館で業務を行っております。4月にはこども課へと名称を変え、母子保健係が加わり、教育委員会、私どもの学校教育係、こども施設係とこども館で機能するよう準備をしているところでございます。手狭になったということは、否めないかなというふうに感じておるところであります。

現在、個別で相談できる個室につきましては、十分に確保できている状態かなというところで、十分とは言えないというふうに言い切ってしまう難しさを思いながらですが、そういう状況かなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、女性就労支援あるいは村の中間教室、それから中学生の放課後学習の運営場所をほかの村有施設へ移動することができないかなというようなことを検討を始めているところでございます。今までと同じように、相談に来られる方が安心して来ていただけるよう工夫していきたいと考えております。

今後のこども館の活用についてなんですけれども、多くの子供たち、親子、それから地域の方が気軽に利用できるこども館になるよう目指しながら、運営をしていきたいというふうに考えております。

先日、地域づくり推進課主催のこどもミニフェスタをこども館で開催いたしました。おさがり会を軸に、こども館児童厚生員の折り紙や工作体験、地域おこし協力隊のプログラミング体験、社会福祉協議会のデコパージュ体験、ひまわりの家や味工房の販売など多くの団体に参加していただき、当日は300人を超える親子連れ、地域の方でにぎわいました。

その際のアンケートには、こども館について、小学生の遊ぶ場所だと思っていた、遊びに来てもいい場所だとは知らなかったといった感想が寄せられました。今後は、このような多くの方が参加できるイベント等を開催しながら、地域に開かれるこども館を目指し、情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

南箕輪小学校の放課後児童クラブですけれども、現在、こども館では1、2年生、高学年、3年生以上のお子さんは小学校の部屋を使っていますけれども、4月には1、2年生110人が登録してきています。昨年と比較しますと微増ということで、100人を超える子供たちが利用する、そんな状況かなというふうに受け止めております。

今後も利用児童が増加することは十分考えられますので、運営場所については、今までの給食センター調理場の跡利用をどうするか等々を含めながら、検討していく必要があるというふうに考えております。

子供さん、それから親子、それから地域の方が気軽に来られる雰囲気づくり、日曜日の開館など、相談業務を含め、よりこども館が活用できるようにしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） こども館に関しては、今までも開館時間や飲食可能な場所の設定について、一般質問で対応を求めてきたところです。機構改革を機に、改めて気軽に利用できる施設として、子供を真ん中にしたこども館の在り方を考えてほしいと思います。

次に、先ほども少し触れましたけれども、中学生の放課後学習についてお尋ねします。

毎年10月頃から、こども館において、希望する中学3年生を対象に放課後学習が行われています。地域のボランティアに講師をお願いして、受験を控えた生徒たちの学習をサポートするものです。こども館での放課後学習は夕方6時までとなっており、そこで閉館となっています。学校が終わってから6時までという時間が短いのですが、図書館も6時までですし、その後勉強できる施設は村内にはありません。村民センターは夜間に警備員がいて9時半までは利用できることになっているので、中学生の放課後学習を村民センターで行うことはできないでしょうか。

こども館では、中学3年生だけでなく、1、2年生や小学校6年生にも学習講座を行っていますが、せめて中学3年生だけでも、希望をすれば6時過ぎにも学習できる場所を提供してあげられたらと思っています。

また、図書館休館日や長期休暇中には、村民センターの空いている部屋を学習場所として開放するときがありますが、それ以外のときでも、空いている部屋を子供の学習場所として開放することはできないでしょうか。

昨年11月に開催した中学生議会においても、中学生議員から大芝に学習スペースをとという提案がなされていましたが、村内には子供の学習スペースが少な過ぎると思います。今ある施設を有効活用する観点からも、村民センターの活用についてどのようにお考えですか。答弁をお願いします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

議員、子供たちが学べる場、フリースペースという言い方もあるかもしれないんですが、学びを中心にというふうに受け止めておりますけれども、村民センターにということでございますが、村民センターは一般の方が利用できる貸館の機能を有していますので、部屋を放課後学習で占領するということは、難しさがあるかなというふうに思っております。

放課後学習ですが、今、中学3年生は10月から学校の中で、小学生も6年生が10月から学校の中で、今、こども館で行っている放課後学習は別の形で行っています。こども館では、通年を通して中学生対象でございますけれども、議員御質問の放課後学習をやっているということでございます。

夏休み中、村民センターの場合ですけれども、昨今の暑さ対策によって、学習室を学習の場として開放している状況がございます。こども館で行ってきている中学生の放課後学習は、空いている部屋を有効活用できるよう検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

中学校、小学校もなんですが、今、日課の変更を検討してきて、次年度に向けてということで動き出しがあります。中学校は大分日課が変わるところもございますので、日課との絡みも出てくるかなというふうに思っておりますけれども、図書館の休館日の開放、月曜日になりますけれども、村民センターの休館日が図書館の休館日と重なっているところもあり、少し難しさがあるかなというふうに思っておりますが、事務局の就業時間内のみとするよう等々、先ほど6時という時刻をいただきましたけれども、若干それより繰上げの形もあり得

るかなとか、そのようなことをいろいろ検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

村民センターも、予約が入っていない部屋の活用というのを大事にしておりますので、先ほど申し上げましたけど、検討ということでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 学校や家庭だけではない学びの場を確保することは、様々な環境にある子供たちにとって大きな助けとなるはずなので、子供たちの声を聞きつつ、よりよい方法を考えてほしいと思います。

次に、村公民館の利用についてお尋ねします。

村公民館は施設に空きがあればいつでも利用できるものと思っていましたが、そうではないと村民の方からお申出があり、驚いたところです。

村の公民館には、村公民館設置管理条例、村公民館管理運営規則、村公民館管理運営細則、この三つの管理運営に関する決まりがあり、管理運営規則には使用許可願が様式として定められており、この使用許可願は、使用しようとする前日までに提出させなければならないとされています。

しかし、それとは別に村公民館使用願があり、使用申込時にはその用紙に記入するのですが、それには、使用する2週間前までに提出してくださいと記されており、また、定期的使用する場合は、1団体につき週1回以内の使用としますと記載されています。利用の予約を2週間前までにしなければならず、1週間に2度同じ団体は利用できないなど、制約が多いのはなぜですか。

公民館は村民に開かれた施設であるべきと考えますが、空きがあれば利用できるよう、もっと柔軟に対応できませんか。どうお考えかお尋ねします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 公民館に関わる御質問でございます。

村公民館は、御存じのように、地域コミュニティの拠点というふうに受け止めております。村民の交流の場として、常に村民に開かれた場所でありたい、公民館を運営する立場として、教育委員会それから公民館長、スタッフも考えておるところでございます。

村公民館の利用の予約についてですが、先ほど議員お話をしましたが、公民館使用願、使用する際の届出書の中に2週間前までに提出すること、そして、定期的に使う団体などについては週1回の使用に限るというふうに記載し、周知しているところでございます。規則等はそういうふうになってはいますが、実際の運用上、運営上そういうふうになっているということでございます。

2週間前までにということにつきましては、施設の管理上、管理人さんの手配の関係から定めてきております。管理人さんは、例えば公民館の中にある備品の貸出しや付属設備がスムーズに使えるよう、知識を習得していただいている方をお願いしているところでございます。

団体の週1回の使用に限ってということにつきましては、特定の団体などに貸出しの回数が偏ることがないようにするためですが、イベントで準備の日が必要な場合などは、連続して使用も可能というふうになっている状況でございます。

今後ですが、2週間前までの予約を1週間前までにできないか、先ほどの公民館を運用していくときに1週間前までにできないかなど、村民の皆さんのニーズや御意見を反映しながら、スタッフと検討してまいりたいというふうに考えております。

特に管理人さんが常時配置できるか、そこも大きなポイントかなというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 2週間前までを1週間前までについてということで検討していただけるということです。今まで質問してきましたこども館、村民センター、公民館が、村の誰もが利用しやすい施設となるように検討していただきたいと思います。

4 項目め、小中学校におけるタブレット端末の活用についてお尋ねします。

まずは、先日めでたく卒業を迎えた南箕輪中学校3年生ですが、2年生のときから、学年全体でのタブレット端末の持ち帰りを中止していました。一昨年8月に開催した福祉教育常任委員会と教育関係者との懇談会の中でなぜ持ち帰りを中止しているのかを尋ねたところ、生徒がアプリを自作してシステムの削除を行った事例があった、たしかそのような回答があり、解析の作業が終了したら必要に応じて持ち帰りを再開するというものでした。しかし、その後の春休みや夏休みもタブレットを家庭に持ち帰ることはなく、学校では授業で使用していることはあるというふうに聞いて、そのような状況だったと思います。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザにより出席停止となった場合、学校に申し出ればタブレット端末を持ち帰ることができたようなんですけれども、学校からの積極的な周知はありませんでした。1人1台のタブレット端末が配備されたにもかかわらず、それを生かしきれていない状況であると思います。

持ち帰りを中止せざるをえなかった要因となった問題への解決策は講じられたのでしょうか。また、今後の家庭への持ち帰りをどのように考えているかお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

議員御質問、今、この間卒業を迎えた3年生のタブレット端末の活用についてという御質問でございます。遡る形のところがありますが、よろしくお願いします。

生徒から申出があれば家庭への持ち帰りができる状況で、持ち帰りを全面的に禁止しているっていうことではないということは、先ほどお話されましたけれども、承知されているというふうに思います。

昨年、不正なプログラムを生成し、必要なデータを消滅させる事案がありました。不正プログラムの解析を行い、個人の特定、個別に指導をさせていただきながら学年集会を行い、ルールやモラル、注意事項について再度伝え確認した上で、必要な生徒は、担任の了承を得て持ち帰ってよいということとしてきました。なので、お子さんを通してという状況なので、家庭にそのところは周知していなかったのかなというふうに思っています。家庭学習等々を含めて子供主体ということで、学校の動きかなというふうに理解していますが、また、欠席生徒がオンライン授業を家庭で視聴や参加したいときは、参加できる状況となっております。

今後も使い方について再度確認すること、また、学校全体で情報モラル教育、メディアリテラシーのところが丁寧にやっていく必要があるかなというふうに思っていますが、講師の

方をお願いして研修会をしたり、職員も研修を重ねたり、実施してまいりたいというふうに思っております。

これは、年間計画に位置づけ、継続していく予定でございます。

以上です。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 次に、タブレット端末のフィルタリングソフトの使用状況と、検索履歴などの閲覧についてお尋ねします。

今年の2月26日の信濃毎日新聞に、学習用端末のフィルタリングソフトを巡り、世田谷区教育委員会、子供の検索履歴閲覧を検討から後に撤回との記事が掲載されました。東京都世田谷区教育委員会が、昨年、児童生徒の学習用端末の検索履歴を学校側が閲覧できる機能の活用を検討したところ、区議会で検閲のようだと指摘を受け、撤回したというものです。

フィルタリングソフトの主な用途は、不適切なサイトへの接続や授業に無関係な動画視聴などを防ぐことなのですが、導入したソフトにより、そのほかにも様々な機能があるようです。

本村では、フィルタリングソフトのどのような機能を利用していますか。また、児童生徒の検索履歴を学校側が閲覧することに関して、どのような考えを持っているかお尋ねします。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 御質問のフィルタリングソフトの使用についてお答えいたします。

現在、村が全児童生徒に貸与しているタブレット端末には、フィルタリングソフトが導入されております。使用ができる時間の制限や、有害なサイトをフィルタリング機能によりアクセスができないようにしておるものでございます。常に使用している状況でございます。

御質問の検索履歴などの閲覧についてですが、アクセス履歴などを記録する操作ログは個人情報に該当すると考えられます。記録を収集することは、個人情報保護の観点から法令に抵触する可能性が高いため、本村ではしておりません。

授業では、情報端末使用時のプライバシーや権利の尊重を重視しながら、先ほども申し上げましたが、情報リテラシーを学ぶことを大事にというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 源次） 笹沼議員。

3 番（笹沼 美保） 個人情報保護の観点から行っていないということでしたので、それは良いことかなと思います。子供たちも一緒にそういうことに関しては考えていったらいいのかなと思いますので、タブレット端末の持ち帰りに関しても、不正利用みたいなことがあったということに関してもなんですけれども、子供の権利にも目を向けながら、主体性を育てる教育っていうのをみんなで考えていけたらいいかなと思います。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、3番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時20分

再開 午後 1時30分

議長（原 源次） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、西森一博議員。

1 番（西森 一博） 議席番号 1 番、西森一博です。通告したとおり、五つの質問をさせていただきます。

長野県も人口が200万人を割れており、県も人口減少対策を行っている状況であります。当村ですが、人口は減ってはいないんですが、これ他人事ではないかと、私はそう感じております。私が思いますのが、女性・若者から選ばれる村づくりというのが今後必要になるのではないかなと思ひまして、まず、その質問からさせていただきたいと思っております。

人々のライフスタイルや価値観が多様化して、物質的な豊かさだけでなく、生活の質やゆとりなど精神的な豊かさを重視する傾向が高まっているような現代で、長野県では、しあわせ信州創造プラン3.0というのを作成しておりました。この計画ですが、この中に新時代創造プロジェクトというものがありまして、うち、二つのプロジェクトが、南箕輪村においても非常に重要ではないかなと考えております。

一つ目はですが、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトというものがあります。こちらですが、職場、地域、家庭等での固定的性別役割分担の解消、仕事と子育て等の両立ができる働き方、新たな一步を踏み出しやすい社会、移住先での生活不安の解消、そういったような方向性を示しております。例えば赤十字奉仕団、こちらは女性がするものとか、あとは、地区の役員は男性がするべきであるといったような、固定的な性別の役割分担しているのがまだまだ根強いのかなと、そう感じております。

そんな中で、特に注目すべき点としまして、仕事と子育て等の両立です。子育てをしながら仕事をするためには、当然職場の理解が必要となります。私の知り合いのシングルマザーの方のお話によりますと、子供がインフルエンザにかかったときに休暇を申し出たと。そしたら、もう来なくていいというようなことを言われてしまったといったようなことを聞きました。こういった話を聞きますと、職場や仕事の悩みというのを相談できる場所があるのかなというのをちょっと私なりに調べたところ、当村においては、女性就業支援事業というのをもう既に行っているということでした。

こちらの女性就業支援事業ですが、イーキュア株式会社に委託しており、こども館で相談室を開いているということです。職場や仕事の悩み、再就職の相談やセミナー、企業説明会、家から離れられないような方には内職を出しているなどと、子育てをしている女性だけではなく、幅広く仕事を支援しているお仕事をされていると。この話を聞いて、私、大変これ大切な重要な事業であるということを改めて感じました。しかしながら、この事業のことを私も知らなかったんですが、より多くの方に知ってもらうことが今後はもっと必要ではないかなと、私はそう感じております。

こうした事業ですが、なかなか広まらないんですが、広報やビラの配布だけではなかなか周知は難しいと思われれます。子育て以外にも、介護で仕事との両立ができない方などもおりますので、幅広い年齢層にも面接の機会を増やしたりとか、例えば、公民館などに出向いて出張相談を行うなど、この女性就業支援事業をより拡充してみてはいかがかなということで、質問とさせていただきます。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号 1 番、西森議員の御質問にお答えをいたします。

女性・若者から選ばれる村づくりの中で、まずは、女性就業支援事業をより充実してはという御提案でございます。

現在、就職・再就職を希望する女性を対象といたしまして、専門の相談員が個別に対応する女性再就職トータルサポートセンターをこども館に設置しております。この事業は、箕輪町、南箕輪村の広域連携事業として平成29年度から共同で実施しております。南箕輪村ではこども館、箕輪町では、産業支援センターやいろはぼけっとで運営をしています。

村のこども館では、平日の月曜日から金曜日まで、朝9時から夕方4時まで受付を行っておりまして、議員御指摘のとおり、就業に限らず、気軽に相談できる場として定着をしております。

令和5年度の村の実績であります。2月末現在で新規相談者51人、延べ相談実施者292人、就職決定者27人となっています。また、内職体験ができるプレワークは108回開催しております。私も、村内の企業の社長さんから人材が足りないというところで相談を受けたときに、こちらのほうに御紹介をして、2名就職につながったという事例もありました。社長さんはそういった事業があることを御存じありませんでしたので、議員御指摘のとおり、周知の面では、引き続き広くやっていく必要があると感じたところでございます。

そんな中、今年初の取組といたしまして、2月18日に箕輪町産業支援センターにおいて、南箕輪村、箕輪町合同企業説明会を開催したところ、20社の企業のうち村内企業5社であります。110人もの女性の皆さんの参加があったというところでございます。これは、かなり盛況だということでございます。

集まった女性の皆様からの声といたしましては、就業や家庭など、様々な事情や困難な問題を抱える女性への支援があるというところと、必要な情報にアクセスしやすい環境整備のニーズというところ、そういったところでお声をいただいたところでございます。

全国的な傾向といたしまして、女性の就業率が20代後半から30代前半で一旦低下いたしますM字カーブにつきましては、近年の人手不足を背景に、かなり改善をしております。しかし、依然として働く女性の約5割が出産を機に退職をされ、再就職する女性の多くが非正規雇用として働いている状況でございます。

また、上伊那地域、また県全体の課題といたしまして、若者女性、20代前半の女性の減少数というのが大きくなっておりまして、大きな課題となっております。県でも本格的に取組が始まっております。合わせて、男女を問わず仕事と子育てを両立させるためには、子供の預け先の確保が不可欠でありまして、3歳児未満を含めた通常保育、休日保育や病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の充実を図りながら、女性の就業をどのような形や場所で支援できるのか、議員御指摘の地区の公民館の利用などの活用も視野に、事業の展開を進めてまいります。

相談者へ行ったアンケート結果であります。このサポートセンターを知ったきっかけといたしまして、知人の紹介、また、村で運営しているすくすくハウスというのが最も多い状態です。また、利用者の年代であります。20代から40代が91%を占めておりまして、50代、60代は僅か9%にとどまっております。

このサポートセンターの開設時、先ほど平成29年度からと申し上げましたが、これは箕輪町と一緒にやったときでありまして、村単独でそれより3年前からやっておりますが、そのときは子育て女性というところを強くうたっていたこともありまして、こういった50代、

60代、熟年女性への認知度は、そのため、現状のところ低いというところと推測しております。

子育て以外にも、介護で仕事との両立ができないなどのケースがありますので、今後は幅広い年齢層にも相談の機会を増やせるよう、自治体や民間の支援団体、企業が広域で連携できる体制を整備し広報してまいすることで、女性就業・女性活躍への支援をさらに充実させていきたいと考えております。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

こども館も手狭になっているということもありまして、今後、窓口的なところもどうかということも含めて、利用しやすい環境を整えていただければと思います。ますますの充実を図っていただければ、なおよろしいかなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

二つ目なのですが、人口減少下における人材確保プロジェクトというものがもう一つ気になるところでありまして、こちら、魅力ある職場づくり、県外からの人材の呼び込み、多様な人材の労働参加、新しい働き方に挑戦する取組の促進とあります。

上伊那広域で行っている郷土愛プロジェクトのキャリア教育のような、地域主体な人材育成などにも力を入れていくべきだというような方向性が示されているという状況にあります。また、上伊那の地域計画というのを見ますと、人づくり、人のつながりづくりに非常に重点を置いているというようなことも書かれておりました。

人のつながりづくりの点でいきますと、南箕輪村には、多目的に利用できるようなスペースや、起業や創業する前に試せるような場所がないといったような声をチラチラと聞いております。そうしましたら、他市町村を見ますと、箕輪町には夢まちL a b o、伊那市には伊那まちB A S E、宮田村にはM I Y A D A村人T E R R A C Eといったようなものがありまして、こちらは既存の建物をリノベーションして、仕事や勉強など、多様に利用できるコワーキングスペースやレンタルスペースというものがあります。試験的に料理を出してみたりとかセミナーや交流会など、多種多様な人が利用できる場所となっております。

私もM I Y A D A村人T E R R A C Eいうものをちょっと利用したことがあるんですが、こちらの異業種交流会というものに参加しました。そのときに、南箕輪にもこういったスペースがあったらいいなとか、そういったことを感じたことがあります。

箕輪町の夢まちL a b oなのですが、仕事に利用できるような半個室スペースや会議室、あとシェアオフィスなどが用意されていると。起業や創業する方の非常に支援になっているということをお聞きしております。住民や学生、あと移住してきた人たちが、時間を気にすることなく多目的に利用できる、交流できるような場がこの村にも必要だと考えておりますが、南箕輪村にも多目的に利用できる場所をつくってみてはいかがかというような質問になります。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 南箕輪村に多目的に利用できる場所をつくってみてはという御提案でございます。

自宅でのテレワークやリモートワークなど、新しい働き方が浸透していく中で、コワーキ

ングスペースやシェアオフィスといったオフィス以外で働く空間が全国的にも増加をしております。企業においても原則出社を撤廃するなど、リモートワーク前提の分散型ワークスタイルに取り組み始めておるところでございます。

そういった中、村ではコロナを抜けまして、以前まではハイブリッドの会議を主にやっていたんですが、そういったところ元に戻ってしまっているケースもありますので、その部分はこれからちょっと軌道修正をさらにしていきたいと思っております。

話を戻しますと、西森議員の紹介のほかにも、伊那市には産官学連携拠点施設として *inadani sees* がございます。

さて、西森議員から御紹介していただいた各施設やこの *inadani sees* もそうですが、結構これらの事業について、この上伊那地域においては行政が主体となって運営、また補助しているケースが多いと感じます。ただ、こういった事業は本来民間で行うべきものではないかと私は考えておりまして、私も公務員を辞めて起業活動をスタートしたときには、民間のコワーキングスペースやシェアオフィスを利用させていただいた経験がありました。

そんな中、現在、村内の企業が村内にコワーキングスペースやレンタルオフィス、サテライトオフィスやシェアオフィスなど、かなり充実した面積で現在整備を進めておられておまして、近々オープンする予定となっております。そのため、現在村で行っております、例えば家賃を半額補助する空き工場等活用事業補助金をスムーズに利用者が活用できるようにしたり、また広報の支援を行ったりすることで、利用促進につなげていきたいというところでございます。

こういったスペースを行政が運営しますと、人件費や光熱費など定常コストが発生しまして、また、運営もどうしても公正公平の観点から柔軟さに欠ける部分が出てきてしまいますので、このような民間企業の取組が始まってきたというところで、村としては、これを現在は応援する形が望ましいのではないかと判断しておるところです。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

そうですね。民間のほうでコワーキングスペースとかを立ち上げたいといったような声があったときに、今まではあんまりその支援の幅っていうのがなかったのかなというところがあると思いますので、もしそういったところにどんどん支援の手を差し伸べていただければということであれば、よりその地域の中で多目的に交流できる場所が活性化するのではないかなと、そう感じております。ぜひ手厚くしていただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。

若者は、住む場所にとらわれないような生き方を選択しつつある時代にあります。これからは、地域と企業が共に人材育成に力を入れている地域が選ばれてくるのではないかなと考えられております。

長野県全体で人口が減少している中で、当村は県下でも一番若い村であります。人口が今後も増加すると予測されており、県内のみならず、全国的にも注目されている村であります。2月に、人口が増え続ける村としてSBCでも放送されておりましたが、そこで、村長が人口増加について話をしておりました。当村は、アクセスのよさ、土地の安さ、子育て支援、教育環境のよさが人口増加につながっているのではないかなというように答えておりま

した。そこに加えてもう一つ言えるのであれば、災害が少ない、あと気候もよいと。あと人で見ますと、住民が程よい距離感で接しているかなといったところも、移住しやすい環境が整っている点かなと思われます。

特に教育環境の面で見ますと、私、上伊那農業高校で1月と2月に里山コースとグローバルコースの成果発表が行われましたので、見学をしてまいりました。そこでは、地域資源の活用、地域課題への取組など、地域と連携した教育の成果というものを見させていただきました。上伊那農業高校、これから上伊那総合技術新校に変わります。地域に根差した教育が、より一層盛んになるのではないかなと感じたところです。

そういった面で見ても、上伊那郡はキャリア教育など、地域で人材を育てることに力を入れている地域である。その中でも、当村は、今後上伊那総合技術新校、南信工科短期大学、信州大学がある南箕輪村の教育環境のよさは、県内でも群を抜いているわけであります。

そんな南箕輪村において、IT関連企業や開発や研究をする部署など、こういったもののサテライトオフィスを誘致することで新たな働く場所をつくとともに、多様な人材が集まってくる可能性があるのではないかなと思っております。優秀な人材が当村に移住してきていただければ、キャリア教育の面においても人材育成の幅も広がるのではないかなと思われるんですが、こうしたサテライトオフィス等の誘致を当村に進めてみてはいかがという質問になります。

議長（原 源次） 藤城村長、お願いします。

村 長（藤城 栄文） サテライトオフィス等の誘致を進めてはという御提案をいただきました。

概して、昨今の働き方につきましては、子育てや介護との両立、副業・兼業の実現、障がい者が活躍しやすい職場づくりなど、多様な働き方を積極的に取り入れることが重要となっております。サテライトオフィスの活用もその課題解決の一つとする考え方もございます。

まずは、この誘致活動の前段の話になりますが、相手側から行政に起業や働く場所の相談があった際には、現状、担当課のほうで1件1件状況に合わせ関係機関と調整を取るなど、相談者とよりよい方法を検討しております。

私も今年度2件ほど、1件はまさにサテライトオフィス設置の件、もう1件は外資系の会社による工場の設置・管理の件について、私の前の仕事のつながりからたまたまであります。直接御相談を受け対応させていただいたところではありますが、どちらも課題は、先ほど高校や大学等がある人材の話が議員からありましたが、どちらも口をそろえておっしゃられるのは、上伊那でこれほど人材が集まらないということは、非常に想定外であったということでございます。普通の地方であります。これほど製造業が盛んなところはありませんので、もう少し恐らく人材がいるのかなと思うんですが、上伊那のほうは今のところ本当に人材が集まらなと、かなりの良い条件を出しても集まらない、どうしたことだろうということで、相談を受けたところでございます。

そういったところもあります。基本的にまずは役場の役割といたしまして、民間の賃貸事業者や空き事業所を中心に施設の情報をしっかりと把握しておくことと、また、村や商工会で実施している補助金等を正確に整理をして伝える、そういったところは、まずは基本的な事項として徹底をしてまいりたいと思っております。

そのような中、サテライトオフィスの誘致についてであります。希望する企業とのマッ

チングが一番重要でございます。その際、来ていただく村側のメリットというのはあまり重要ではなく、企業が求めるメリットというものを考えていかねばならないと思います。恐らく、企業は地域の特徴や課題からビジネスチャンスが考えられたりする案件や、自社製品等の実証実験ができる場所を求めているのではないかと感じます。こういった件、現在産業課で主体的には動いてはおりませんが、組織には落とさない段階であります。首長としての活動として、現在、自治体間の連携や企業とのコーディネートを目的とした団体に加入をさせていただきまして、今年5月にも東京で開催される会合に伺う予定であります。

今後、この組織として、産業課としてどのようなアクションが有効かについては、これから少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

まさにあれですね、人が集まらないっていう点においては、非常にこれ課題だなと思います。恐らく、人材育成も含めて、今後当村の中においても課題になってくるのではないかなと思いますので、ちょっとそこら辺は今後また追っていききたいなと思います。

じゃあ、次の質問に入らせていただきます。

外国人の防災とか災害対応について、ちょっと質問をさせていただきます。

私、仕事の関係で外国人材を支援する企業とお話することがありまして、この上伊那地域においても、外国人の人材をかなり入れてきているというような状況があります。農業をはじめ商工業でも人材不足があって、人材不足を補うためにベトナム、タイ、インドネシアなどから、外国の人材がこの当地域にもたくさん来ておるわけです。

日本での生活面においては企業がサポートしているんですが、防災や災害、日本は多いですけれども、それに対する自治体の体制が足りてないのではないかなといったようなお話を聞いております。今度、4月から危機管理課も新設されますので、外国人との共生に向けても、防災の勉強会や災害時の情報配信なども含めて、今後、外国人の防災・災害対応の強化が必要になってくるのではないかなと思われまますので、そちらの質問をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 外国人の防災・災害対応について、今後村としても対応、強化が必要ではという御提案でございます。

村に在住する外国人の人口であります。令和6年2月1日現在、346人となっております。外国人が占める割合は約2.1%というところでございます。長野県全体では3万7,184人でありまして1.86%、上伊那に目を移しますと4,555人で6.17%と、県全体と比較すると、上伊那は比率が高いというところになっております。村は大体0.3%の違いです。大体同じぐらいというところでございます。

令和5年8月には、特定技能2号の対象分野が2分野から11分野に拡大され、家族の帯同が認められました。今後は、さらなる外国人住民が増加されることが見込まれるとされますが、急激な円安の進行等により、日本で働く魅力については賃金の部分では低下している部分もありますので、今後どうなっていくかはまだ不透明なところでございます。

多様な背景を持つ外国人の増加により、様々な課題というものが生じてくることも事実でありまして、例えば、今埼玉県ではかなり問題が表面化してきているというのは、メディア

でも報道されているとおりであります。本村においても、教育の分野では日本語が全く分からない児童や生徒が突然入学をされたり、医療・福祉の分野では、出産・育児・介護・葬儀などのルール等が正しく伝わらないといった課題がございます。そういった生活相談の分野では、いろいろな問題が絡み合って解決が難しい案件になっているケースというのが、事実複数ございます。

さて、外国人の防災・災害対応についてであります。過去の被災地で起こりました災害対応の事例では、そもそも災害教育が行われていない国であります。災害や避難に関する知識がほぼなく、適切な避難行動が取れない外国人が多いところをお聞きをしております。このことは、当村でも直面する問題でもありますので、外国人への災害時対応として、議員おっしゃられるとおり、できるところからであります。取り組んでいきます。

まずは、教育や訓練を通じて持っている知識は国によって異なるというストック情報の違いというところ、発災後の情報を多言語に翻訳するだけでは適切な行動がとれないというところを認識しまして、適切なコミュニケーションを図れるよう、それぞれの国籍、ニーズに合わせた双方向性の高いコミュニケーションをどのように構築していくのが課題であり、重要であると思っております。

言葉の壁をクリアできるよう、多言語音声翻訳アプリなどのツールを活用することも行ってまいりますし、また、より具体化するには、村や地域の防災訓練に取り入れていくことも大切であります。様々な方法を研究し、環境づくりに今後危機管理課を中心に努めてまいります。日本人は一つの民族であります。外国人といっても何か国にもわたる人々がそれぞれ別々にいらっしゃるわけですので、それぞれ個別的な対応が必要です。それを村レベルの自治体で簡単にできるものではないということも事実でありますので、その部分は急にはというところは難しいですが、一つ一つ対応していきたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） ありがとうございます。

手段としては上伊那広域であったり、もし必要であれば、外国人を支援する企業もお手伝いをすると言っているようなこともありますので、もし本格的にやるということであれば、御相談いただければ、ちょっとお話をつながりたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

スケートボードパークの建設について質問させていただきます。

現在、NPO法人SPROCKETが元気づくり支援金を活用して、大芝のプール跡地でスケートボード教室やスケートボードの体験ができるような取組を行っているわけです。NPO法人SPROCKET代表の片桐理事長さんは、子供が遊べる環境をつくりたいとそういった強い思いがありまして、大芝高原にコンクリート製のスケートボードパークの建設を強く望んでおるわけです。

片桐理事長さんからちょっといろいろお話を聞いて、2023年度の事業報告をお聞きいたしました。そしたら、年5回の開放日には延べ258人の利用者があって、年3回の教室には60人の利用者があったとお聞きしております。また、利用者実績から予測して、利用者数や予測売上げを考えて運営コストや経済効果などを試算するなど、スケートボードパーク建設への非常に強い思いが感じられたわけであります。

スケートボードパークの数をスケパというサイトで私調べてみたところ、全国に781か所ありました。うち長野県内は27か所、上伊那郡内を見ますと、宮田村の駒ヶ根スケートパーク1か所だけでした。伊那市でも鳩吹公園の再整備計画にスケートボード場が盛り込まれたとのニュースもありましたが、スケートボードに限ったことではありませんが、若い人が遊べる場所が、この上伊那の中においてもちょっと少ないのではないかなと感じております。

大芝高原の立地のよさはとても魅力でありますし、スケートボードだけではなく、BMX、インラインスケートの利用も想定されておると。村民だけではなく、上伊那郡内全体でスポーツを通じて若者が遊べて、交流できる場所になれるのではないかなと考えております。

大芝高原の施設整備計画で、プール跡地にスケートボードパークを新設する案が盛り込まれているわけですが、しかしながら、建設費用が高額になるために、優先度はC判定と低い状況であります。

ここで質問なんです、スケートボードパークを実現するっていう気はありますかということ、お願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） スケートボードパーク建設について、パークを実現する気はあるかという御質問でございます。

最初に、大芝高原でのスケートボードの状況であります、令和5年度は県の地域発元気づくり支援金を活用いたしまして、スケートボードイベントRIDE ON TIME in 大芝高原を6月から11月の間にスクールを3回、一般開放を5回実施し、延べ318人の参加がありました。参加者の声といたしまして、安心して子供にスケートボードをさせることができた、来年もスケートボードイベントを開催してほしいといった前向きな声をいただいております。

議員から御説明ありましたが、令和5年7月に策定をいたしました大芝高原施設整備計画ではスケートボードパークの計画を記しておりますが、コストが億単位と高額のため慎重に判断した結果、令和7年度において再度検討するというステータスとなっております。

白馬村で活躍し、パリ五輪の代表でもある永原悠路選手が昨年大芝高原のスケートイベントに参加をさせていただきまして、その際に直接私が伺った話では、永原選手は、白馬村の有志の皆さんが自家製で造り上げたスケートパークで練習を重ねたということです。

そういった中、元気づくり支援金を令和6年度も活用いたしまして、スケートボードイベントを実施する予定ですが、今回は初めて、一部コンクリートの滑走路の整備申請も併せて行ったところでございます。

令和7年度の再検討の期間まで毎年手作りで白馬村のように整備していくことについては、引き続き支援をしてまいりたいと思っておりますし、その後どうするかについては、計画に記載のとおり、令和7年度の段階で再度検討をしていきたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 西森議員。

1 番（西森 一博） できるだけ前向きな検討をしていただけたらと思っております。

今回の質問は、全体を通じて、人材育成とか交流ができる場づくりっていうのが今後必要になるのではないかなと思って、今回の質問をさせていただきました。これからの村づくり

において、こういった人をつくるというところにおいては、非常に重要になるのではないかなと思っておりますので、今後ちょっと大切にしていっていただければと思っております。

以上で、質問を終わりにしたいと思います。

議長（原 源次） これで、1 番、西森一博議員の質問を終わります。

ただいまから、2 時15分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2 時 0 7 分

再開 午後 2 時 1 5 分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、山崎文直議員。

6 番（山崎 文直） 6 番、山崎文直です。

まず最初に、能登半島の地震の災害を受けられた皆さん、非常に困難な生活を送っていることにお見舞いを申し上げるところでございます。その関係で、私も今回また地震に関する要件について質問をしてみたいというふうに思います。

今回の能登半島地震における災害、非常にライフラインの被害が大きな報道をされております。連日のように映像にも出てくるわけであります。なんといっても、この人間の生活にひとときも欠かせないいわゆる飲み水の関係、水道全体のこと、それから、それに伴う下水の関係、こういったインフラが非常に大被害を受けているな、これについて、本当にこの生活は大変だなという状況を毎日感じているところであります。

そんなところで、とりあえず今回私は、このライフラインの状況、対策等について質問をしてみたいというふうに思います。

1 月 1 日の地震で、最近の報道の中でも、いわゆるこの地震が、100年から250年の周期で大地震が起きているという報道もされていきました。100年、250年というのはとても長いということでもありますけれども、地球の歴史、人類の歴史から考えると、100年と250年そう大したことではありませんし、日本の文化はすばらしいなと思いますが、何年も前の大きな地震の記録がいろんな文献とともにされているところ、それを参考にしてみると、それぞれその時代に皆さんが非常に苦勞されてきたということが、報道なり示されているところであります。

というふうに考えると、明日もしここでも大きな地震が起きるかもしれないということは、現実的な考えをしていくことも大事だろうなということでもありますから、防災対策というのは心の準備とともに、常にこのインフラに対する対策も進めなければならないっていうのを、改めてこの今回の能登半島地震でも感じたところであります。

それに対して、村は3年前に給水車を購入されました。それが、今回の地震のところでも活躍をされておりました。職員の皆さんも本当にお疲れさまでした。それからまた、今回はモバイルトイレの購入等もされています。これも震災等の災害等に活躍されることだろうということで、やはりこういうものを一村という単位で購入して維持をしていくということ自体も大変なことだろうなというふうにも思いますけれども、やはり長野県一の人口を誇る村もこれからはいろんなところでこういうものを活躍していくことだろうと、こういうふうに思います。これからもぜひ、いろんなところでの活躍を期待するところであります。

1 番目の質問であります。

上水道につきましては、村もいろんなところで見ました石綿管がほぼなくなってきたとい

うことで、管路が整備をされてきたということは非常に喜ばしいところでございますが、かつて石綿管から鉄管の、それから順に技術も発展してきております。そういう意味では、耐震機材等も整備をされてきているというふうに思いますが、そういった状況で、特にこの地震に対する工法、こういうものについて上水道の場合はどんなことがされているのか、今現在、一番新しい工法というのはどういうことがされているのかなってというのが非常に興味のあるところでもありますので、その辺のところを教えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号6番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

大震災から学び、対策に生かす事柄というところで、まずは、可とう管などの対策状況は、現在の工法はというところの御質問をいただいております。

現在行っております水道管の布設工事は、基本的に全て耐震構造にて実施しておりまして、具体的には、新たに配水管等を布設する場合は、伸縮性がある水道配水用ポリエチレン管や伸縮性や可とう性があるダクタイル鋳鉄管といった耐震管を布設して、工事を実施をしております。

耐震管は、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっております管でありまして、こちらは新設のときはもちろんですが、老朽管の更新工事等についても、この耐震管を布設して耐震管の推進に努めているところであります。

ただ、議員御指摘のこれは最新かと申しますと、日々技術も進歩しておりますので、その部分は現状、村レベルでできる最新レベルの技術を使っているというところで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。耐震管が順次整備をされているということで、いわゆる一安心という部分がございます。

それから、2番目の質問であります。

私は10年前、3月11日東日本大震災の次の日の3月12日、長野県北部の特に栄村が一番大変な被害を受けたわけですが、その地震のところへもボランティアとして参加したわけでありまして。そのときに行った経験としては、大雪で有名な森宮原野駅の前の辺りは立派な下水管のマンホールの筒は重いもんですからしっかりしていますけれども、その周りの道路はずたずたで、マンホールが大きいところで約50センチほど、ほかが沈下していますから、マンホールのところだけ50センチぐらい飛び出ているというような災害現場を見てきたところでもあります。そういった意味でも、事前からの耐震工事等が非常に大事だなということを見てきたわけでありまして。

このようなことで、先ほどと同じような質問になってしまいますけれども、下水道の部分についての現況の工法等は、どんな工法がされているんでしょうか。教えていただきたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 下水道に関する耐震工事としては、どのような工種があるのかという御質問でございます。

村の下水道総合地震対策計画の策定段階におきまして、重要な管路につきましては、下水道管をはじめとした下水道施設を対象に、過去の大規模地震を踏まえて診断を行ったところでございます。その結果、管とマンホール接合部のマンホール継手に関しましては、外れるかもしれないという可能性がある箇所がありまして、こちらは令和3年度から令和9年度の7年間をかけまして、耐震化の工事を計画しておるところでございます。

なお、能登半島地震で見受けられる液状化につきましては、下水道整備時の地質調査等におきまして、本村の地形、土質の条件であります、山地から運搬された礫によって形成された礫層がほとんどであります。ですので、液状化の危険度は低いとそういった結果が出ております。

現在行っている耐震化の工事につきましては、マンホール継手の耐震工事となります。一部を除き、塩化ビニル管は可とう性を有しておるため耐震化の必要はありませんが、ヒューム管、こちらにつきましては可とう性を有していないため耐震化の必要があり、実施をしておるところです。

今後引き続き、計画に基づきまして耐震化工事を進めてまいります。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） ありがとうございます。それぞれ上水にしても下水にしても、近年の技術の進歩によってそれなりの工事がされているということで、非常に心強く感じたところであります。

ということで、ぜひとも我が村の整備状況はどんなふうだろうということを、村民の皆さんも興味あるところだと思います。そういう意味では、能登半島のところもまだ下水道の工事が進んでいないところというのが指摘をされていましたが、この村においては、先進的な工法を採用して工事が順次進んでいるというようなことも、何かの機会を通じてこのPRをしていくっていう、そういうこともされたいかなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

3項目めの質問であります。

村内には、今回新しくまた防災マップをいただきました。非常にいろんな細かいことが載ってまして、これからの私どもも、ふだんの生活の中で参考になるかなというふうに思います。ありがたいことでございます。

その中の図面を広げますと、ちょうどこの南箕輪の役場のすぐ東のところを南北に、久保から多分箕輪町のほうからも、また南北に貫いて伊那市のほうへも続いている活断層の印があります。こういうところがもしものときに動いたということになれば、非常に大きな災害を及ぼすのではなからうかなというふうな心配もするところでもあります。

南箕輪の場合は上段のほうに大きな貯水池がありますし、南原にも貯水池がありますので、そういうところは、多分地震が起きたときには安全弁が働くかなというふうなことも考えられますけれども、この活断層がもし動いたというときには、下のほうについては水不足を起こしかねないというふうに考えるところでもあります。

そういう意味では、この活断層の東側のところにも、もしもがあったときには、一時的な水を確保するというような貯水槽もこれからは大事な、つくっておく必要があるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そういう点では、こういう考えはしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

以上です。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 活断層の東側に新たな貯水槽を備えてはどうかという御提案でございます。

まず、午前中の三澤議員のときにも答弁させていただきましたが、有事の際の対応といたしましては、村内の非常用水源を利用するなど、災害時における水道事業者との応援協定により、給水活動を行うこととなります。また、村内にある三つの各配水池、第1配水池、第2配水池、南原配水池には緊急遮断弁が設置されておりまして、緊急時には遮断弁が作動します。そうしますと、貯水槽として水が確保される仕組みとなっております。

加えまして、大芝高原内の非常用水源につきましても利用できますので、緊急時には、これらを活用して対応していきたいというところを基本として考えております。村の東側へ通行できなくなった場合の対応といたしましては、ほかの自治体からの水源などによる応援給水を受けることも考えられます。

そういったところを総合的に勘案しますと、現状では新たな貯水槽を活断層の東側に設置するという計画はないというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 南箕輪は段丘沿いに地下排水、湧水が非常に恵まれて出ているところであります。専門家ではありませんので分かりませんが、こういった湧水やそういう部分も、こと地震が起きた場合にはその水みちってというのが破壊をされてしまって、なかなか水を確保するというのは非常に難しいかなと。そういう意味でも、またこういう下のところの部分のところにも配水池を置くっていうことも一つ方法かなというような考えで質問したわけであります。

現状、計画はないわけですが、今後ともいろんな研究の中でさらに研究を深めていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2番目の質問に移ります。

今回、村報3月号でいろんな風の村の特集をされました。とても素晴らしい特集でありますし、これからの南箕輪村がいろんな施策に対する姿勢等がうかがえるなということで、非常に期待をしているところであります。

そういう意味で、このたび、またJAの春日街道沿いの施設のところにアスパラの新型選果場ができるというふうに聞いております。上伊那一円のものを集めて選果ができるということで、特にJA上伊那の管内におきましては、長野県で一番のアスパラの産地でもあるというふうに聞いております。ぜひ盛んになってほしいなということもあります。

さらに、風の村米だよりの認知も広まりつつあり、大阪の泉堺市ともありますし、今後とも期待をされるところであります。

また、給食センターも稼働開始となり、午前中の村長答弁にもありましたけれども、風の村のお米を提供すると同時に、村のほかのいろんな作物も合わせて広めていくという話がありました。そういうので、ぜひ前向きな姿勢で進めていってほしいなというふうに思います。

ということで、村は150周年ということで、いろんなイベントも計画をされております。こと農業につきましては、村内の農業、いろんな取組があると思いますけれども、私的にいわゆる農薬の関係、低農薬から将来農薬を使わなんでもできる農業を目指して進めていく取組を今から進めていったらどうかというふうな提案をしてみたいというふうに思います。

農薬未使用というのは、非常に勇気のいることだと思います。私どもも、小さいうちから農薬はある程度使うというシステムの中で育ってきてしまいました。無農薬栽培をされている人たちの話も聞くと、非常に大変な状況もお聞きするところでありますけれども、将来の子供たちが健康で育つためにも農薬を使用しないで、とりあえず低農薬から出発して、将来的に農薬無使用を目指すという取組を今から始めてはどうだろうかという考えを持っております。

幸いなことに、この上伊那農業高校や信州大学農学部、そういった非常に強力な学校、研究機関等もございます。ぜひこれから安心・安全な農産物を生産するためにも、若い南箕輪が力強く生きるためにも、この低農薬から目指す農業経営を進める南箕輪村と、こういうのを目指してはどうかというふうに思いますので、村長の考えをお聞きしたいなというふうに思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村内の農業を低農薬から、農薬未使用に導くための取組を進めてはという御提案でございます。

現在の低農薬や農薬未使用に関して、村内における取組であります。平成27年4月に発足した南箕輪村安全安心農産物研究会による環境保全型農業の実践、また、まっくんファームを中心といたします特別栽培米風の村米だよりの生産等が挙げられると思います。

議員から、村の150周年に合わせて、低農薬から農薬未使用を目指す方針を打ち出してはという御提案でございますが、農薬未使用については、言い換えればJAS認証の申請がまずは必要となってくる取組となりますが、村内でこれまでこのテーマについて行政と農業者が広く深く議論を行ったことはなく、村内でも、このJAS認証を取得された方は現在おりません。

また、昨年市場視察を行う中で、都市部のスーパーの現場等の意見では、こういった有機野菜とかは半額になってやっと売れる商品でありまして、そこの大手のスーパーでは、取扱店舗を減らしているといった意見もありました。

そのため、これから取り組んでいくという大枠の方針は、私は同意をいたします。しかしながら、150周年となりますと既に1年を切っておりまして、そのスピード感は、事前の打合わせ等も生産者の方と行っておりません。販路の開拓もこれからでありますので、いささか突飛な印象を与えてしまうのではないかと思います。

また、150周年については、既に「150年の人と木 未来へつなぐ幸せなひととき」として人と木にまつわるキャッチフレーズを定めておりますので、今回ここに加えるというのはちょっと骨が折れるといえますか、なかなか難しいというのが現実でございます。

しかしながら、議員御提案の上伊那農業高等学校や信州大学農学部とも協力して、安心・安全な農産物を生産する若い南箕輪村づくりを打ち出してはという点につきましては、まさにこの理念を現状具体化している農産物が、村全体でつくり、そして育て上げてきた特別栽培米風の村米だよりであります。これからこの風の村米だより、販路拡大政策を進めていき

ますが、その中で、議員御提案の若い南箕輪村づくりを打ち出してはというところにつきましては、精力的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（原 源次） 山崎議員。

6 番（山崎 文直） 150周年に合わせてということは、こういうちょうどの機会ですので、150周年をスタート時点にして、今後も安心・安全な農業というものに対して進んでいくというような考えで、進めていただければうれしいなというふうに思います。

隣の伊那市さんも、ここの所、信州大学農学部ともいろんな事項で協力をして、市の農業行政とかそういう部分についても、非常に取り組んでいるなというのを私も興味を持っております。とりわけ、信州大学農学部、上農高校は南箕輪村の村内にありますから、ぜひともそういう機関もいろんなところで提携をする、活動のために協力し合いながらやっていくという姿勢もこれから持っていて、取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

ぜひとも、この今後に向けて、村側の取組を期待するところでございます。

そういう意味で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（原 源次） これで、6番、山崎文直議員の質問を終わります。

ただいまから、2時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

議 長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、太田篤己議員。

8 番（太田 篤己） 議席番号8番、太田篤己です。

このたびの能登半島地震で被災されました皆様に、まず心よりお見舞いを申し上げます。そして、貴いお命を奪われました犠牲者の方々に対しましては、衷心より哀悼の意を表する次第でございます。

さて、通告に基づきまして質問をいたします。

まずは、株式会社信州伊那国際ゴルフクラブの民事再生申立事件についてでございます。

第1点でございますが、同社が経営する信州伊那国際ゴルフクラブは、略してゴルフ場とこの後は申しますが、大芝高原に隣接するゴルフ場で、敷地を村と複数の個人が賃貸していると承知しております。村は、ゴルフ場開場以来50年安定した地代収入を得てきていると思いますが、同社は令和6年、今年1月24日に民事再生を申し立てました。ついては、村の重要な資産であるゴルフ場不動産の契約の概要についてお伺いいたします。

内容につきましては、形態、期間、賃貸金額、現在の契約相手先、貸付地の位置などです。位置については、できましたら分かればですが、コース・ホール番号等も分かればお願いをしたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、太田議員の質問にお答えをいたします。

株式会社信州伊那国際ゴルフクラブの民事再生申立事件についてという大項目の中で、本村との契約内容についての質問でございます。

1点目の契約の概要であります。契約形態は土地の賃貸借契約でありまして、面積は41

万8,989平米となっております。契約期間は平成30年5月22日から令和12年5月21日までの12年間となっております。賃貸金額、賃料であります。坪単価年183円で、合計で2,323万4,844円となっております。その他、4,800万円の保証金を預託いただいています。この賃料については3年ごとに改定を行いまして、次期改定の時期は令和6年5月、今年の5月となっております。なお、令和5年度分賃料については、既に納入をいただいております。

2点目の貸付地の位置であります。ゴルフ場内の白樺コース1から9ホール、及び唐松コースの15から18コースに係る部分となっております。残りのコース、また、クラブハウス、駐車場等は伊那地籍となっております。なお、ゴルフ場の95%は借地とお聞きしております。伊那市側の地権者は西箕輪の地主連合会となっております。村としても連絡を取ったりしております。

3点目の現在の契約相手先であります。株式会社信州伊那国際ゴルフクラブでありまして、分割承継会社であります伊那国際ゴルフクラブ、これ信州が取れているんですけども、伊那国際ゴルフクラブに賃貸借契約が継承されたという通知を受けたところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） はい、ありがとうございました。

これはちょっと確認ですが、村や、また村の関係する団体公社などとゴルフ場との契約というのがないということではよろしいかと思うんですが、ちょっとその点だけ確認をさせていただいてよろしいですか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の開発公社等で何か契約があるかというところではありますが、契約はございません。ただ、大芝高原のコテージを1年ぐらい前に伊那国際ゴルフクラブの方と話し合いをして、宿泊先として今ホームページで紹介をいただいております。そういった営業上の付き合いはありますが、何か契約をして行っているということはございません。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） ありがとうございました。

次にゴルフ場、今回のこの民事再生の申立て、1月24日にあったわけですけども、事前にゴルフ場またはスポンサー企業、事業を今回承継する会社、そういったところから事前に相談か何かあったのかどうか、また、あったとすればどのような内容があったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 事前の相談があったのか、相談内容はという御質問であります。

報道発表が行われました1月24日の前日の23日に、この会社、そしてスポンサー企業さんが南箕輪村役場に来庁され、私に対応し、報道された内容についての説明を受けました。本村との契約に関する点としては、会社分割により、ゴルフ場事業とこれに関連する賃貸借契約及び保証金返還請求権について、これは新たに設立する分割承継会社に移転され、以後、その会社が事業主体となってゴルフ場事業を行う旨、そういった説明を受けております。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 次に、ゴルフ場につきましては、既に別会社により営業を始めているというふうな様子ですが、7月頃には裁判所による今回の民事再生の許可、または不認可が決定すると思われます。実際に債権者会議の中でこれが通るのかどうか、その辺が前提になるかと思えますけれども、最終的には裁判所の認可または不認可ということでございますけれども、これが決定したときに、認可となった場合または不認可となった場合の対応はどのようにするのかをお伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 再生計画が認可あるいは不認可となった場合のそれぞれの本村の対応はという御質問であります。

基本的な考え方といたしまして、貸し付けている村有地につきまして、もし返還を受けて現況のゴルフ場以外の用途に活用していくことは、計画の立案や交渉等多くの労力を要するため、ゴルフ場として土地貸付料が入ってくる現状の形を継続することを第一優先として考えております。ですので、認可されれば、引き続き賃料については同程度というところで交渉しておりますので、今までと同じような形で土地を貸し付けて、ゴルフ場として運用していただく、土地を貸し付けるというところを前提として考えております。

仮に、この再生計画が不認可となりまして、このゴルフ場事業を清算するということになりますと、村は返還を受けて跡地利用を検討していくことが必要になってくると思います。全国的な事例を見渡しますと、ゴルフ場につきましてはメガソーラー、太陽光発電になっている例が多くございますが、私はこれは望ましい形ではないと思っておりますので、そういった場合、しかるべき計画の立案や交渉等、様々進めていくこと前提ですが、工場等の誘致等が考えられるかなとは考えておりますが、繰り返しますが、第一優先はゴルフ場として利用していくというところで、御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） 認可となった場合は、当面継続は当然されていくと思います。ただ、東京商工リサーチの調査等によりますと、再生案件の3割に満たないものが継続しているというような状況だと。残り7割以上がなかなかうまくいっていないと、破綻している形が多いと思います。または、継続せず、何らかの形でストップしたということが多いと思います。

ですので、不認可となった場合は、もうほぼ半年ぐらいしたらその結果が出るわけですが、直ちにそうなると、事業そのものがもうその時点でストップする可能性があります。そこら辺が、そうなると当然地代も入ってこないということになりますので、この辺は直ちにということはないというところは希望的観測ではありますが、こればかりは正直どうなるか分からないというところでありますので、ここら辺をちょっとよく検討課題としていただいて、この土地については、今、村長のほうでは場合によっては工場用地みたいなお話がありましたけれども、村にとって大芝高原に隣接しているということもありますので、大変貴重な資産であります。もともと、大芝高原の一部をゴルフ場として貸したというような感じだと思えます。

ちょっと50年前のことはよく分かりませんが、こういったところについては、私の気持ちとしてはゴルフ場というのも一つのレクリエーションというか、スポーツもそうです

けれども、レクリエーションも一つの大事な資産になっていますので、場合によってはこれは提案ですけれども、最悪のケースでは、例えば、村がパブリックコースとして何らかの形でゴルフ場として残していくというのも一つの案ではないかというふうに思います。これは私案でございますので、参考にお聞きいただければ結構でございますけれども、そういったものがやっぱりこの地域にあるということは、ひとつ私は大事なことだと思っておりますので、その辺もひとつ御検討課題としていただければと思います。

次に、大規模災害に備えた対策の取組についてお伺いをいたします。

まず、第1点でございます。先ほど来、何名かの皆さんからお話があったとおりでございますが、上下水道対策についてお伺いいたします。

さきの能登半島地震でも明らかなおと、上下水道は生活に欠かせない大変重要なインフラであります。強い地震では、断層のずれや液状化などによりマンホールや管路に大きな被害が発生して、多くの住民が厳しい環境での生活を余儀なくされます。復旧には膨大な人、物、金が必要になるとともに、住民の離散といった本当に寂しいそういった懸念もございます。

広げて、本村におけるその状況を見てみますと、令和3年度に策定されました水道ビジョンの中を見ますと、上水道の配水施設の耐震化というのは、もう100%となっているというような状況が見てとれます。ただし、令和元年度末の上水道管路の耐震化については、1.1%であると。これはもう、類似団体平均が10%を超えているというところから見てはかなり低い、1.1%ですから本当に低いんですけれども、この数字は一体どういうことかということですね。それと、そこから見えるものは、管路の耐震化は、非常に私の見るところでは遅れているというふうに見てとれます。

また、その水道ビジョンにおける耐震化工事については、先ほど村長のほうからお話があったとおり、令和9年度から7年間かけて集中的にというようなお話、本格的に取り組むというお話でございますけれども、地震はもう昨今いわれているとおり、いつ来るか全く分からないという状況です。

財源は限られているわけですが、現在の上水道会計を見ますと、剰余金も8億円程度はあるかなというふうに見てとれます。事前の耐震化を進めるのと、事が起こってその復旧に金を使うのとでは、大きな違いがあります。

ここはぜひ考えていただきたいところでございますけれども、上下水道共にそういうことであれば、上下水道共に学校や公民館など避難拠点になる場所もあるかと思いますし、地盤の例えば緩い、先ほどの礫で比較的液状化がしづらいというところだということ、そういったことをお聞きすると、やはり過去の東日本大震災でもそうですし、今回の能登でもそうですけれども、海沿いのやっぱりそういった地域は液状化を非常にしやすい。厚労省のほうから出ている資料で見ましたけれども、液状化したところっていうのは、やっぱり海岸沿いがほとんどですね。関東方面もやはり海岸沿い、東京なんかはもうベイエリア辺りが非常に液状化、そういう図が出ていました。

そういったことから、避難拠点であるとか、とにかくできるところからできるだけ早くこの耐震化工事を着手すべきではないでしょうか。現在の耐震化計画について、その辺をお伺いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大規模災害に備えた対策の取組についてというところで、幾つか御質問を頂戴しております。

水道管の耐震化率についてであります。御指摘のとおり、水道ビジョンでは1.1%と示されておりますが、各配水池から役場、小中学校、保育園等の避難所までの管路で見ますと、耐震化率は9.77%となっております。また、地盤の状況により耐震性があると評価された適合管を含めた耐震適合率は、24.48%となっている状況でございます。

この避難所までの管路については、管路耐震化計画に基づき令和9年度から耐震化工事を進める計画となっておりますが、議員御指摘のとおり起きてからでは遅いというところで、今、担当課では計画を前倒しするなど、早めの対応を検討しているところでございます。

下水道については、避難所となる公共施設の周囲はもちろんでありますが、処理場までの管路等も耐震化が必要だと思います。平成10年度以降に施工した箇所は既に耐震化がされておりますが、平成9年度以前に施工した箇所については、耐震化指針に基づく、塩ビ管区間についてはおおむね耐震化されていると考えております。

処理場については、平成30年度に耐震化が完了しておりまして、管路施設のヒューム管区間については、令和4年度から耐震工事を適宜実施しておりまして、今後も必要な箇所を早期に実施をしております。こちらも早期にというところで、議員御指摘の計画を前倒しという部分も含めて、早期に実施をしております。

また、避難所となる公民館については、全施設が耐震設計基準を満たしておりまして、学校についても、校舎の耐震化工事は終了しております。令和6年度、7年度には、体育館のガラス耐震化工事を予定しておりますところでございます。

最後、ちょっと強靱化計画の部分は御質問いただいているんですが、村におきましては、令和3年に南箕輪村強靱化計画を策定いたしまして、村で起こり得る災害リスクに対しての事前防災及び減災に関わる施策を掲げました。この計画は令和3年度から令和7年度までの5か年の計画としておりますので、一旦、評価と検討を進めまして、令和8年度からの新たな計画を策定する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） はい、ありがとうございました。現在の状況、お金がかかることでございますので、なかなか一度に済むというわけにはまいりませんので、ぜひおっしゃるとおり早め、前倒しの対応をお願いをしたいところでございます。

次に第2点、防災に関してということになりますが、村長は、大芝高原が広域的な防災拠点となる「防災道の駅」を目指すという考えを、2月21日の長野日報の大芝高原整備についての記事の中でおっしゃっています。これは、令和6年度の予算でモバイルトイレの整備を盛り込むなど、防災面への積極的な投資方針が見られるわけですが、私は非常にこういったことに積極的に投資をするということ、大変望ましいことと考えております。ぜひ、本当に進めていただきたいなと思っております。

この中で、村長がおっしゃる「防災道の駅」ということでございますが、将来的といいですか、未来に向けて具体的にどのような形態をお考えになっていらっしゃるのか。また、令和6年度予算では、基金の活用も積極的にということで財源に使っていくということでございますけれども、今後の財源について、またどういうふうに確保していくのか、その辺をお

伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 防災道の駅についての御質問でございます。

長期的な観点で考えていった場合、今後、この道の駅大芝高原が、上伊那さらには伊那谷地域で果たすべき役割や現状の防災に関する大芝高原の位置づけ等を鑑みた結果、村民、また上伊那の住民の皆様の安全・安心につなげることを目的として、新しく設置する危機管理課が中心となり、道の駅大芝高原を防災道の駅にすることを目指していきたいと、今構想をしておるところでございます。

過去、国土交通省は、令和3年6月11日に防災拠点として機能を有する防災道の駅を初めて選定いたしました。同日の会見で、国土交通省は初選定の39駅について、今後、防災機能の強化に向けて重点的な支援を行うとし、加えて、当面の目標として全国の都道府県に1、2か所程度を設けることで、全国100か所程度を想定していると述べております。防災道の駅の拡充を進める姿勢を、国土交通省は示しています。そのため、この資金調達については、この100か所の一つに選定されることで、重点的な支援を受けることを現在模索しているというところでございます。

防災道の駅の選定要件であります。都道府県が策定した防災計画などに位置づけられている道の駅のうち、建物の耐震化に加え、電力・通信・水・食糧の備蓄が十分であるかが求められ、災害時の支援活動に活用するため、2,500平方メートル以上の駐車スペースを備えていることが条件となっています。大芝高原については、駐車スペースは8,728平方メートルありますので、広さは十分に満たしているほか、既に長野県の地域防災計画、受援計画、新広域道路交通計画に防災拠点として位置づけられております。

ただ、大芝高原は位置づけられているんですが、道の駅大芝高原としては位置づけていない部分はまだあるなど、ちょっと小さな課題はありますが、現場は同じですので、今後の対応で、十分この部分は可能な範囲だと捉えております。

建物の耐震化に加えまして、電力や通信、水、食糧の備蓄については、新しく建設した防災研修センターや非常用水源も既にありますので、これから全て整えていかねばならないというわけではありません。一番の課題は、道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担が定まったBCP業務継続計画、これが策定されていることであります。

1次避難所の場所、自衛隊、消防、国土交通省、南箕輪村がどのエリアを活用するか、また、重要業務と行動フロー、必要資源の把握、緊急時連絡網、避難誘導経路、消化器材設置場所、被害チェックリストなど、様々な点を時間と労力をかけてこれから策定していくことが条件となっております。

大変な作業になりますが、こちらについても既に防災道の駅となっている道の駅から、私が道の駅連絡会の理事という立場もありますので、そういった資料を共有していただきやすい環境にありまして、既に共有していただいておりますので、比較的効率的な策定に寄与できる立場にあります。

災害が起きたときに、大芝高原に行けば例えばトイレがしっかりあるとか、食べ物がしっかり備えられているとか、そういったところをつくっていくことで、村民の安心・安全に長期的につなげていきたいというところの構想でございます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） はい、ありがとうございました。

非常にこの防災道の駅というもの、今お話を伺いましたけれども、この南箕輪村はもう本当に上伊那の中でも、本当に中心となるような位置にあります。しかも、これは人が増えているという、非常にある意味特異な場所でもあります。広域から見れば上伊那全体ではやっぱり減っているわけですが、上伊那からここへ集まっているということも、一つは言えると思います。

そういう中でも、やはり中心的な役割を果たしていく、それで、お金のほうもそんなに非常に困っている自治体ではないということを考えれば、ぜひそういった形で貢献をしていく、そういったこともこの村には求められているのではないかというふうに考えますので、ぜひしっかり進めていただければと思います。

最後に、公共交通の在り方についてお伺いいたします。

現在、まっくんバスを軸とした村の公共交通に関して、昨年、村民アンケート調査結果が村の地域交通協議会に報告されました。協議会で在り方を検討中のこととは拝察いたしますが、しかし、今年1月には県立高校の再編による仮称であります、上伊那総合技術新校の校地に上伊那農業高校の校地となっております。

県教委は、上伊那農業を活用するという方針を示して再編実施計画懇話会で了承を得たということでございますので、ほぼ間違いなくこの計画で進むだろうというふうに思いますけれども、そうすると、将来上伊那の広域から新校へ通学する生徒、これが当然増えてくるというふうにも予想されます。これを前提とした、そういった上伊那の広域で考えるいわゆる公共交通というものの視点がやっぱり欠かせないんだろうと思います。

また、現在の運転手不足によるバス便の廃止ですとか、タクシー会社の夜間業務の縮小などという話もありまして、いわゆる2024年問題の顕在化で民間事業者に今頼っている状況の公共交通の維持というものが、どうも非常に心もとない状況にあるというふうに思われます。

なかなか、これに対処していくのは本当に大変なことではありますけれども、このような様々な課題、それから時々刻々と変化していく現状を踏まえて、これからの村の公共交通の在り方、これについてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 公共交通の在り方について、現状を踏まえ、将来的にどういったことを描いているかという御質問でございます。

まず、この公共交通の在り方については、地域公共交通協議会で、令和6年度に地域公共交通計画を定めていく中で示していくということが筋としてあります。その中で、方針といたしましては、近隣の伊那市・箕輪町が地域内全域のタクシーサービスを既に展開しておりますので、他市町村と比較して利便性が劣らないよう進めてまいる必要があると感じています。

具体的には、タクシーをはじめ、村独自のサービスであります福祉移送サービスなど、ドア・ツー・ドアの移動サービスは足を持たない熟年者の利便性がより向上するよう、サービス内容の充実に向けて取り組んでいきたいという意向であります。一方、バスによる移動サービスは通勤・通学・観光に寄せ、熟年者の足の部分とはすみ分けをしっかりと進めてまいることが重要だと考えております。

2023年7月から8月に行いました日常の移動と公共交通に関するアンケート結果を受けたコンサルティング会社の調査報告によりますと、まっくんバスについてであります、現在まっくんバスに乗りしている固定のお客様は、伊那養護学校の生徒が久保地区から養護学校まで乗りしているケースを除きますと、ほぼゼロとみなして構わないレベルであると報告を受けており、大きな課題であると思っております。

利用者のためを思って、移動時間より様々なエリアを巡ることを優先している現在のコース設定は、時が進んだことによりまして、当初予定していた効果が出ていないことは、年々減少する利用者数の減少というところで示されていると感じます。

また、この先ほど申し上げましたアンケートの中に、公共交通維持の費用負担の在り方というところがございますが、その中で、今後の方向性としてしまして、利便性は落ちるが、村として無理なく運営できる程度のサービスに縮小すべきというのが44%で、最も多かったというところがございます。

そういったアンケート結果も踏まえまして、まずはこのまっくんバスについては、例えば北殿駅との接続、学校から遠方の小中学生の通学利用、高校通学、さらには南信工科短期大学や信州大学など、固定の通学のお客様を想定することだったり、あとは大芝高原、こちらへのアクセスというところを重要視するというのは、進めていきたいという方針でございます。

また、移動についても、現在は非常に細い道に入ったりをして、かなり目的地に着くまで時間がかかってしまっておりますので、大通りを基本とし、目的地も通勤・通学・観光というところで絞ることで、目的地までの移動時間を短縮することで便利にしていこうというところでございます。

先ほど、総合技術新校の話を含めまして、広域で考えていかななくてはならないというところは、これからどっちにしても多分使うべきは伊那北駅になりまして、伊那市のほうで中心的に考えていくことになっていきますが、村といたしましても、村内に高校、短期大学、大学とあるわけですので、そういった皆様に便利になるよう、協力できることをしっかり協力して進めてまいりたいというスタンスでございます。

以上です。

議長（原 源次） 太田議員。

8 番（太田 篤己） はい、ありがとうございました。

今、公共交通が本当にいろいろ縮小していく部分の中で考えていくということで、大変な問題ではあると思います。

ただ、この地域、大体地方の場合はそうですが、個人の自動車、自家用車に頼るケースが現実、今までもほとんどそれが中心でみんな動いているわけですが、ただ、これもだんだん高齢化してきまして、昨今の話題になっている事故、ブレーキとアクセルの踏み間違いなんていうこともあったり、私の近所でもそういう事故がありましたけれども、突然意識がなくなって、車は幸いにして物損だけで済んだわけですが、突っ込んだ事故がありました。事故の直後に私もそこを通過して、どうなってるんだろうなと思ったんですが、結局近所の方だったんですけれども、大したけが等はなかったようですけれども、その方はもうその時点からすぐ免許も車もなくして、自分でバスへ乗っていろいろ出かけるような姿も見られました。

そういった実態を考えますと、やっぱりこの公共交通、ただなくしてしまうとか、縮小するっていうのが本当にいいのかどうかっていうのは、これから本当にちょっと大変な時代になってくるんじゃないかなという中では、欠かせないものじゃないかなというふうに私は考えますので、ぜひこの辺もいろいろ村民のアンケートも参考にしながら、いろいろなDX化で新しいやり方も出てくると思いますので、ぜひ良い形に持って行っていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、8番、太田篤己議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日19日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午後3時31分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 3 月 1 9 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

5 番 加 藤 泰 久

7 番 百 瀬 輝 和

2 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年3月19日

午前9時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） おはようございます。議席番号5番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

元日の能登半島地震では甚大な被害となり、亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、被災された方々の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

物理学者の寺田寅彦の天災は忘れた頃やってくるとの名言がありますが、阪神・淡路大震災、東日本大震災、このたびの能登半島大地震と続き、最近の天災は、天災は忘れないうちにやってくるというふうに感じております。日々の備えや被害対策が必要と感じております。

それでは、質問に移りまして、一項目めの6年度予算について質問をいたします。

一般の家庭では、お父さんやお母さんの給与収入により日常生活を行い、住居費、光熱費、食生活費等の支出をして、残った額を貯金するというような生活様式であります。緊急の事態、例えば病気で入院だとか学校の入学、住居の修理等について貯金を取り崩すというのが一般的なパターンと思われます。

6年度予算案では一般会計が3年連続で過去最大を更新し14.4%増と、財政調整基金また学校施設等整備基金等を取り崩して、繰入金が7億7,314万円というよう新聞に報道されております。私も、予算特別委員会等で質問をしたり説明を受けて、多少なりとも理解したつもりでございしますが、村民は新聞報道では理解できない部分もあり、最近、10年ほど取り崩しされずに積立てを続けてきた財政調整基金を大幅に取り崩し一般会計に投入したことなどにより、村民は村財政は健全財政を維持できるのかというふうに聞かれました。

それでは、第1項目めの予算編成会議で、6年度予算の規模の前年比や目的事業の説明はどのように行ったかお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号5番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

6年度予算について、まずは予算編成会議で6年度予算の目的、前年度比の村長の要望という御質問をいただいております。

令和6年度の予算編成に関しましては、村は引き続き人口増加が見込まれること、また150周年を迎えることから、将来にわたって村の活力を維持していくために、積極的な投資をしてまいりたいと指示をいたしました。その財源につきましては、私が村長になった令和3年度から積み上げてきた、議員のお言葉を借りれば、貯金をしてきた財政調整基金を取り

崩して対応するという方向性を示しました。なお、その際、前年度比何％という形では指示はしていません。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 2 番目に移りまして、大型予算規模はその時点でどのくらいというふうに想定したのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大型予算規模は想定したかという御質問でございます。

この予算編成の前段階となります段階で、村 3 か年実施計画というものを策定しております。それを策定する中で、人件費や物件費と経常的な歳出が令和 5 年度よりも 2 億円以上増加する見込みであることが分かっておりました。

ここに、先ほど申し上げました将来にわたって村の活力を維持していくための投資的経費を積み上げる指示をいたしましたので、前年度を大幅に上回る予算規模となることは想定していたというところが回答でございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 歳出の増加が見込まれる中で、3 番目の項目に入りまして、歳入は村税、地方交付税等などの収入に対してどのぐらいの増加を見込んだか、その時点ではどのくらいを見込んだかということをお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 増加の見込みに関しての御質問であります。

令和 5 年度当初予算比で申し上げますと、村税が 5,000 万円余りの増、地方交付税が 2,000 万円の増、寄附金が 5,000 万円の増でありまして、合計で 1 億 2,000 万円程度の増加を想定いたしました。

また、これは純粋にどのぐらい増加するかというところは当てはまりませんが、投資的経費の増に伴う財源といたしました国県の支出金、また、村債の増加が 4 億 5,000 万円程度となります。しかし、これは歳出額にひもづいた金額でありまして、事前に大枠で想定をしておりましたが、予算編成を進める中で実施する事業、もしくは取りやめる事業等ありますので、それによってこの金額は変わってまいります。そのため、最終的に出そろった結果、4 億 5,000 万円程度歳入を見込めるといった表現をすることが妥当かなと思います。

そういった観点で申しますと、合計いたしますと 1 億 2,000 万円足す 4 億 5,000 万円ですので、5 億 7,000 万円を増加するというところでお答えとさせていただきます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 歳入歳出のおおよその予想ができた中で、4 番の項目に移りまして、歳入歳出のバランスを見ながら予算を立てなければならないという部分であります、歳出がオーバーした場合は、不足分は財政調整基金を取り崩して予算を立てなきゃならないというようなふうに思いますが、それはどのくらいを取崩しは想定しましたか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 財政調整基金の取崩しについての御質問でございます。

議員御指摘のとおりでありまして、当初から、この財政調整基金の取崩しを想定して予算編成を進めました。理由といたしましては、令和3年度から令和5年度までの3年間で、この財政調整基金につきましては約6億7,000万円積み上げて、貯金してきております。

また当初、新しい学校給食センターの建設に関わって、これまで貯めていた学校整備基金を全て繰り入れる予定で進めていましたが、年度ごとの一般会計で賄うことによりまして、現在この学校整備基金を全て繰り入れることなく、学校給食センターを建設することができております。

それら財政調整基金の3年間の積立てと、また、今申し上げました繰り入れなかった基金があるという背景もありましたので、令和6年度は取崩しを前提に予算編成を進めたところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 次の質問に移りまして、5番目の基金の繰入額7億7,314万円はどう思うかということで質問いたしますが、財政基金は必要に応じて必要なときに取り崩すと、これは分かるわけですが、その規模等についてはなかなか難しいところがありまして、基金の取崩しは認めるところでありますが、その額についてはなかなか難しいところがあります。

そうした中で、基金が多いことは良いことだと思いますが、適正の額が幾らであるかというようなことはちょっと分かりませんが、近隣の町村の基金の残高もちょっと調べてまいりましたが、その財政調整基金が処分できることができるとか使用できるというようなことは、地財法で幾つか定められております。そうした中で経済事情の著しい変動と、また災害によって生じた財源に充てるとか、緊急に実施することが必要になった経費の財源に充てる、また、長期にわたる財源の育成のために充てると、また、償還期限の繰上げ等に使うというようなふうに記されております。近隣では、中川村は現在33億円というようなふうにちょっと載っておりました。

この基金の取崩しの7億7,000何ば、これを村長はどのように思うか質問をいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 基金の繰入額7億7,000万円をどう思うかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、令和6年度の基金繰入金は、財政調整基金、学校施設整備基金、人づくり基金などを合わせまして、合計7億7,000万円余りとなります。一方、基金の積立てについても予算で1億円余り計上しておりますので、こちらを差し引きいたしますと、実際の取崩し額は約6億7,000万円となっております。

必要な投資を将来に向けて積極的に行うという観点、また、150周年という節目であることから、今回の基金の取崩しは適正な額であり、過大な取崩しではないと捉えております。

先ほど説明した内容の繰返しとなり恐縮ですが、令和3年度から令和5年度までの財政調整基金の積上げが約6億7,000万円であり、ここの部分ではほぼ賄えるほか、学校整備基金を繰り入れなかった部分もございます。さらには、例年予算を全額使い切るということはございませんので、実際の基金繰入額は今年度、令和5年度も1億数千万円の繰入れを取りやめた例が示すように、結果的には、繰入額を7億7,000万円よりは減額することも想

定の範囲としておるところでございます。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 歳入歳出が未定の中での予算でありますので、大変難しさを感じるところであります。

そうした中で、6番目の質問に移りまして、6年度予算の大きな目的事業というようなものを挙げるとするならば、三つほど何かを質問いたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大型予算の目的事業を三つ挙げるとすれば何かというところで、事業を三つ挙げよという御質問でございます。

ちょっと大型予算というのがつきましたので、私は予算が少なくても、例えば、自治会に関する改善の点だとか福祉に関する点だとか、重要な事業だと思っておりますが、今回は大型予算というところでありますので、ある程度の予算を投じた中で、三つというところで回答させていただきます。

まずは、大芝高原をはじめ、地域も含めた公園の整備事業、こちらが一つ挙げられます。また、大芝高原の森林整備事業、これが一つ。また、村役場や学校のＩＣＴインフラや施設整備が合計で４億円を超えておりますので、ここの部分も一つというところで、この３点を挙げさせていただきます。

以上です。

議 長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 内容が分かりました。

次に移りまして、村政150周年の関連事業についてはどんなものを計上しているかということで質問いたします。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村政150周年に関連した事業はどのようなものかという御質問でございます。

村は、令和7年2月18日に150周年を迎えます。キャッチフレーズといたしまして、「150年の人と木 未来へつなぐ幸せなひととき」というところで定めております。そのため、令和6年度の予算発表の中でも、150周年記念事業というところで御説明をさせていただいたところです。

その内容を申し上げます。

未来へつなぐ人に関する事業として、一つ目は、時代に合った地域コミュニティを追求し、住民自治を育むため、行政協力業務と自治会活動における村民の負担軽減を目的といたしました持続可能な自治会検討委員会の事業、さらには、地域コミュニティを追求するための事業、そういったところが挙げられます。

二つ目は、住民の憩いの場である公園を整備し人々の交流を促進することを目的に、大芝公園の整備、さらには大泉地区の新公園の整備、南原の公園の再整備、さらに、こども館に隣接した公園の整備があります。

未来へつなぐ人に関する事業３点目、最後になりますが、子育て環境を整え若い世代の生活の質を向上させるため、保育園の環境整備、保育士の処遇改善、先ほど申し上げましたこ

ども館の公園整備及びゆったりタイム in 大芝、これは、子育てに疲れた親御さんが一時的に子供を預けることができるというサービスであります、こういったところを実施します。

次に、未来へつなぐ今度は木、森林に関する事業といたしまして、村全体で森林整備を進め、村への愛着と村の資産価値を高めるために、大芝村有林、みんなの森の整備や150周年記念の植樹、さらには、村内全域の支障木伐採への補助の拡充、アカマツを利用した学校の机の天板作製、また、子供たちのための木のおもちゃ作製などを行います。

その他、一般的な周年事業といたしまして、ノベルティグッズの製作や記念式典の実施を予定しているところであります。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 多くの事業が計画されております。その中で、来年度行います村政150周年記念、村民にとっても記憶に残るような年にしていただきたいとこのように思うところであります。

8 番目に移りまして、大芝高原整備について2億8,700万円ほどの予算が計上されておりますが、主な事業の内容、これについて説明をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原整備に2億8,700万円、その事業内容の主なものはという御質問でございます。

まず、大芝公園管理総務事務事業といたしまして、1億9,613万円を計上しております。内訳を申し上げますと、RVパーク工事に966万円を計上しております。これは、現在、大芝高原道の駅での車中泊は、マナーなど、道の駅は全国的にこの車中泊の問題が対応に苦慮しているケースがございます。そのため、すみ分け、また車中泊される方の環境改善を目的として、キャンピングカー等が長時間駐車でき、電源も確保できるRVパークの設置を予定しております。なお、この受付や支払い等は無人で行える仕組みを予定しております。

また、近年人気が高まっているキャンプ場につきましては、電源が取れるコンセント柱の工事に293万円を計上しています。

アスレチックの整備工事に500万円を計上しております。現在13基ある中で、今年度までに6基の改修・更新を終えておりますので、令和6年度は2基程度の改修を予定しておるところでございます。

次に、陸上競技場とテニスコートの照明のLED化工事に4,977万円計上しております。これは、現在、照明は白熱灯を使用しておりますが、白熱灯の生産中止に伴いまして、LED照明への取替えというところでございます。

次に、インクルーシブ大型遊具施設に1,944万円計上してございます。健康な方、障がいをお持ちの方、車椅子の方など、分け隔てなく多くの方が一緒に遊べる大型遊具を新設いたします。

野球場のバックネット改修に1,288万円計上しております。老朽化によりまして、さび、ワイヤーの擦り切れ等が見られるため、安全面を考慮し、バックネットの取替えを予定しております。また、災害時を見越しまして、モバイルトイレの購入に1,500万円を予定しております。

次に、大芝高原観光事業といたしまして、4,405万円を計上しています。主な事業は、大

芝の湯リニューアル工事に向けた基本・実施設計業務に2,000万円、大芝の湯、味工房の備品購入に1,206万円、味工房のジェラートの原材料の加熱・殺菌・冷却・熟成させる機械や大芝の湯などの厨房機器備品として、テーブル型冷蔵庫、茹で麺機などが当たります。

また、7月から新札が出てまいりますので、新札・新硬貨の対応といたしまして、大芝の湯及び味工房の券売機などのシステム改修も行います。

次に、大芝村有林整備委託料で4,670万円を計上しております。この詳細は次の質問に挙げていただいているので、ここでは省略をさせていただきます。

なお、最後にこのようなことを申し上げて申し訳ありませんが、この2億8,700万円という数字は村が算出したものではなく、メディア独自の計算によって広報された金額でございます。村で大芝高原整備とくくった場合、本来含まれるべき、例えば遊歩道整備の金額などはこの2億8,700万円には入っておりませんし、また、整備等の観点からは、本来含まれるかどうか疑問である公社への指定管理料もこの2億8,700万円のほうに含まれてしまっておりますので、その点はメディアが算出した金額というところで、御理解をお願いできればと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 予算の数字について、私は日報の報じられた数字の中から村民からもこれはどうだって聞かれたものですから、私は細かく精査せずに新聞報道によってこの数字を上げたもので、もし間違いだったら訂正いたします。

そして、今、ただいまの説明の中で、大芝公園の整備において大型インクルーシブ遊具、これについてはちょっと分かりかねますので、その内容について説明をお願いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 実際、この上伊那でいいますと、伊那の榛原の公園にそういった遊具が入っておりますが、通常の遊具ですと、例えば、車椅子の子なんかは一切遊べません。遊具というと、高いところに登って滑り台を滑るとか、やはり、はしごだとかロープだとかそういうのを使って登りますので車椅子の子は一切遊べないんですが、インクルーシブ遊具は途中まで上がって、そこにある遊具では遊べるといった配慮がなされているというところで、御理解をいただければと思います。

また、いろんな障がいをお持ちの方が遊べるような工夫がされているというところで、それを皆さんが遊べるという意味で、インクルーシブという表現をされております。ちょっと最近出てきた言葉で、すみません、私のほうも説明が不足しておりまして、大変申し訳ありませんでした。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） いずれにしても、大芝整備を整えて施設の充実をさせ、また村民、また大芝に来る皆さんに愛される大芝にしていっていただきたいとこのように思うところであります。

9 番に移りまして、大芝公園関連費用で大芝村有林整備委託料というものが4,670万円計上されておりますが、その計画の内容について説明をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原関連費用で主伐費用に4,670万円計上されているが、計画内容という御質問でございます。

この計上した4,670万円であります。主な内容は、伐採のための測量に300万円、整備作業、伐採であります。これに4,000万円、さらには、公園内危険木整備に3,000万円というところで計上させていただいております。

なお、整備の内容ですが、現在、大芝高原森林づくり協議会におきまして、大芝高原森林づくり実施計画を策定しております。策定した結果、計画を基に令和6年度の森林整備作業に関わる伐採・事業等は、その計画を反映した上で実施をしていきたいというところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） そうした中で、今、枯損木の伐採というようなことを進めておりますが、その枯損木は毎年次から次へと枯れていくということになると思いますが、今の時点で枯損木の伐採をしたり、そういうものは何割くらい、何%くらいのものが進められているかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 枯損木が例えば今500本あって、それが250本除去していれば50%と、そんなふうな形で回答させていただきますと、詳細については、担当課長より御説明いたします。

議長（原 源次） 有賀課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 枯損木の関係ですけれども、大芝高原内っていう形のほうで御説明させていただきます。

現在、大芝高原内の松枯れの枯損木の関係につきましては、250本確認されております。そのうち、今年度までに200本余りの処分が完了しております。まだ未処理の部分がありますので、引き続き3月までには処分のほうをしていきたいと思っておりますけれども、今現状では、228本という形で処分をしております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） いずれにしても、松枯れが増えるというような中で、枯損木をなるべく早く伐採して、ほかの木に感染といいますか、枯損木が増えないように早急な対応をお願いしたいところでございます。

次に、10番目の予備費で、一般会計の何%というような質問になっておりますが、資料を見たところ予備費は一般会計の0.4%となっており、3,208万6,000円という額がありますが、この予備費については国会でも問題になったりしているところでございまして、この額が一般会計に対する0.4%という割合は適切であるかどうか、そこら辺の説明をお伺いしたいと思います。この予備費については予算外の支出であって、消化した部分等に充てるための用途で目的外予算というようなことになっておりますが、これで使用を特定できない予算であり、充用は村長の裁量でできるというようになっておりますので、この金額についてどのように思うか、ちょっと質問いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 予備費に関する御質問であります。

予備費の額を過大に計上して、私の裁量で充用するというそういったことを私は積極的に進めているのではなくて、職員が行う充用の決裁に関しては、ほぼ補正に間に合うのであれば回すようにと、その辺はかなり厳しく指導しているところでございます。ですので金額、この3,281万円は非常に金額の中で0.4%ですので、非常に少ないというところでございます。幾ら予備費をもっておくべきという基準はございませんが、心配されるような予備費を私の独断で充用するとかそういったことは今はしておりませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） それぞれの課にまたがる会計でございますので、各課の皆さんは、予算に応じた事業執行をお願いできればと感じるところであります。

大項目の2番目に移りまして、大芝施設について質問をいたします。

1問目に、大芝荘は令和5年度中に結論を出すというふうに言われておりましたが、方針は決まったかどうか、それをお伺いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝施設について、まずは大芝荘、結論は決まったかというところの御質問でございます。

令和5年度中におきましては、大芝荘はワクチン接種会場として利用され、また、希望者の人数によって、令和6年3月まではワクチン接種会場として確保しておりましたが、新年度から集団接種はなくなることになりましたので、今後、ワクチン接種会場としての活用はなく、令和6年3月でその活用は終了となったところでございます。

次年度の活用であります。教育委員会の文化財専門委員会にもお諮りをしておりますが、文化財資料、特に大宗館文庫などの古文書の整理をしていくに当たって広いスペースがないというところで、その活用を文化財の整理として活用していきたいという案をいただいております。また、準備ができれば、土器等も含めた展示会なども150周年に合わせて行っていきたいというところであります。

ただし、これは一時的な利用でありますので、最終的な結論ではございません。現状の方針というところであります。現状は、引き続き村の余裕財産として活用させていただきたいというのが方針でありまして、引き続き、民間事業からの提案があれば検討を継続していきたいと思っております。

また、同時に進めるべきことといたしまして、大芝荘が担ってきた役割でありまして、住民の皆様から要望を多くいただいております地元の方が宴会をゆったりとできる場所、そういった整備につきましては今検討を進めておりますので、その設置の方向性を示した上で判断をしていければと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの村長の答弁の中にもありましたが、住民にとって宿泊はともかくとして、各組だとか行政区、また団体での宴会といいますか、飲食ができるよう

な施設にぜひ何とかしてほしいというような声がたくさん上がっておりますので、その点についても留意して、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、大芝湖のしゅんせつはということで質問させていただきますが、これは、令和4年の9月議会において私は一般質問してありまして、そのときの村長答弁は、村政150周年の記念事業の一つとして行うというように明言されておりますが、現状はどうであるか。答弁をお願いします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝湖のしゅんせつに関する御質問でございます。

この大芝湖のしゅんせつにつきましては、堆積物の処分方法が一番の課題となっております。以前より調査・研究を継続して行っているところであります。

現状では、堆積物の処分方法については、産業廃棄物として処分することが必要との見解をいただいております。また、有害物質の混入などの成分調査も必要であると言われておりまして、また、受入れ業者ごとに基準を設けていることもあり、成分調査の結果を受け、受入れ可能な業者を選定していかななくてはならないというところでございます。

この産業廃棄物として処分する方法を取った場合、少なくとも6,000万円以上かかることが見込まれております。堆積物の成分によってはさらに経費がかかるため、この方法で進めるのであれば、事前分析などの計画をしていかななくてははいけません。6,000万円かけてしゅんせつするかっていうと、なかなか思い切れないというところでございます。

例えば、長野県ではないんですが、近隣の県ではこういった人工池っていうのをどう処分しているかっていうのがありまして、やはり一番多いのは、1年間ぐらい通して池干し、水を抜いて1年間ぐらい放っておいて、乾くまで待つというところをやっております。それを今の大芝高原でできるかっていいますとなかなか難しいんですが、6,000万円をかけて産業廃棄物として処理するよりは、池干しをして乾かして普通の産業廃棄物じゃないものとして処分するというのも、金額を見ると考えていかなければならないなというところでございます。

私も、こういった人工池の水質改善に関する論文を幾つか読んでみたんですが、なかなか水質維持だとか、効果分析をしっかりとしている論文が少ないというのもそのまとめた論文に出されてありまして、今後、しゅんせつをした後もまた数十年後にはしゅんせつが必要となってまいりますので、そういったところ、水質維持・改善をどう進めていくかも併せて見つけていかなければならないというところで、かなり大きな問題として捉えておるところでございます。

当初の担当課長は、令和6年度に1,000万円もかからずできるという判断をしておりますが、そういった状況が分かりましたので、現状では、令和6年度についてすぐにできるという状況ではなく、引き続き、問題解決に向けて調査を進めてまいりたいというステータスでございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 技術的にも大変難しい問題ではありますが、これは大芝施設の一つとして、ぜひ何とかきれいな湖にしてもらいたいということはありますけれども、あの水も大泉川から取水したりして水源はきれいなものでありますけど、今までの過去における維

持管理についていろいろ問題があって、アヒルを飼って餌をたくさんやったりとか、いろいろそういう維持管理に問題もあった部分もありますので、ここへ来て何とかって急ぐ話かと思いますが、技術的な部分もありますので、そんなことを考慮しながら見守っていきたいと思っています。

次に、3番目に、マレットゴルフ場の使用の期限を早くしてほしいという村民の声がたくさん寄せられておりますが、この大芝のスポーツ施設については同僚議員が12月の一般質問でしておりますが、屋外施設の開始については村民運動場条例で定めっていると。そうした中で、第4条のただし書の中で対応していきたいという答弁がありました。

しかしながら、今年においてもまだいまは雪が降って大変ですが、1月、2月の暖かい頃には高齢者もウォーキングをしたりして開場できることを待ちわびておられまして、また、新聞報道等では、近隣のマレットゴルフ場の成績が新聞に出たりして施設は使用されているというようなことでありますが、ぜひ村民の公園で何とか、今は雪がたまたま今年はこの間の雪で使用できませんが、暖かいときは早めの開場ができればいいかと思いますが、その点について質問いたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マレットゴルフ場の使用時期を早くしてほしいというところでございます。

4条のただし書の部分は、先ほども議員が御指摘のとおりであります。現状は4月1日から11月30日までを開場期間としておりまして、ただし書で、村長が認める場合はというところでも変更しております。特に開始時期を早めるというよりは、終了時期を後に遅らせるというところは、冬の12月の積雪の状況等を見て、可能な限り今検討させていただいているところでございます。実際にやっている部分もございます。

開場なんですけど、去年は4月1日にオープンをしていたしました。今年も明日からまた雪、降雪予報がありますが、毎年の気候状況、降雪や寒さによりまして凍結なども起きておりまして、マレットゴルフ場の整備自体がこの冬の期間に順調に進まないという事情もありまして、今年に関しましても指定管理者と協議をした結果、今のところは4月1日オープンというところをお願いをしたいところであります。

ただ、そうなりますと、皆さん体を動かしたいという気持ちがあります。公社では、去年から冬の期間は屋内運動場を用いましてグラウンドゴルフのコース設置をしてしまして、こちらは非常に安価で楽しめるようになっておりまして、一般の参加者も増えてきております。こちらは、予約が入っていない3月29日までの平日の午前10時から正午まで営業しておりますので、マレットゴルフ場がオープンするまではぜひこの屋内運動場を使っただいて、オープンの日に備えていただければと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） マレットゴルフ場等、大芝の施設について管理委託をしているということで、マレットゴルフ場使用者がいろいろちょっとお願いをしたり、注文をしたいというところの窓口がどこだか分からないっていうことを聞かれるんですが、管理されているところの社長もしくは副社長のところへ行けばそういう話が通じるのかどうか、その辺のところをちょっとすみませんが。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マレットゴルフ場の整備であります、やはり非常にコースも多くて、公社の職員が今整備をしておりますが、なかなか把握し切れない部分もございますので、ぜひそういった整備の依頼等がありましたら、積極的に利用者の皆様からお届けをしていただきたいという思いでございます。

お届けをする先ですが、基本的には開発公社に言っていただければと思いますが、現在、村の観光森林課も大芝高原に事務所を持っておりますので、観光森林課に伝えていただく形でも構わないと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） それでは、3項目めの学校林について質問をいたします。

以前、大芝高原親林保護の会で、中学生の生徒の学校林作業の手伝いに行っておりました。その中で、枝の片づけ等、作業が楽しくない、つまらないというような様子が見えられましたが、今の昨今の作業内容、作業をするのは1学年というふうに聞いておりますが、どのような内容であるかお伺いしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号5番、加藤議員、学校林作業の内容はについてお答えいたします。

議員御存じのように、大芝村有林の中に学校林がございます。みんなの森は、平成17年に名称が南箕輪村信州大芝高原みんなの森となっております。現在の村有林ですが、明治28年に植樹がなされ、現在約38ヘクタール、東京ドーム8個分の広さでございます。学校林はその約1割となっております。

126年前、南箕輪尋常小学校の福澤桃十校長先生が、子供たちと一緒にドングリあるいはアカマツの苗を植えたのが起源となっております。昭和24年に中学生に引き継がれ、現在、作業につながっているというふうに思っています。

作業内容ですが、植樹、枝打ち、あるいは巣箱がけ等も行われたというふうに承知しておりますが、勤労学習あるいは環境教育の大事なフィールドとなってきております。加藤議員の大芝高原への思い入れも、その作業の中に含まれているのかなというふうに推測いたします。

近年ですが、コロナ禍の影響でなかなか作業ができない年がありましたが、令和3年度に植樹作業、令和4年度はみんなの森をフィールドにした森林体験学習、令和5年度は山引、いわゆる自生の木、実生の木を移植するというような作業、それからウオークラリーを予定していましたが、天候等の関係で体験学習のみの実施となってきております。中学生が山に行って、大芝に行って作業する、大きな力を発揮しているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 加藤議員。

5 番（加藤 泰久） そうした中で、2番目に移りますが、生徒の皆さんにぜひ記念植樹をしていただきたいというようなふうに思うわけですが、今の学校林は4.2ヘクタールほどありますが、今の学校林では植樹をするようなスペースはありませんので、ただい

まちよつと皆さんに資料をお配りしました。この写真は、1960年の中学校の若竹という文集に載っていた写真をお借りしたところでもあります。しかし、私は見るときに、これ生徒が全部並んで植樹の説明を聞いているところでもあります、この草原、木が1個も生えていない草原、今どこにも想像できません。1960年でもありますので、60年ほどたっているということでもあります。

そうした中で、この植林に携わった生徒が、文集の中に植林についてということで思い出を書いておりますので、その一文、一例をちょっと抜粋した中で、どんなふうやって、どんな思いだったかということを感じていただければと思っています。

これは1年生の女の子であります、土をかき回して大きく固まっているのを細かくして、肥料を五つぐらい丁寧に並べて、土をかけて手でぎゅっと押しつけたと。その後に、女性が2人で1組というふうになっておりますが、100本植えればいいと言っていました、100本に向けて一生懸命やったと。お昼の笛がピツと鳴って、みんなで一緒に高原でお昼を食べたということは、午前・午後作業したということでございます。それで、お昼後には村長さんからいろいろとお話を聞いた後で、また仕事に取りかかったと。村長さんがそれぞれの皆さんに説明したというふうになっております。

そして、その方法であります、おこし方が穴が浅すぎたり根っこが出ていたりして、変な掘り方というふうに思っていたけれども、穴を掘っている人たち、これは男性の生徒だと思います。朝から掘っていて、私たちより大変疲れているんじゃないかというようなふうにも感じて、文章がなされております。

議長（原 源次） 加藤議員、時間が迫っていますのでよろしくお願いします。

5 番（加藤 泰久） そうした中で、この中には爪の間に土が入り、隙間にも黒い土がついているということで、今みたいな軍手だとかそういう手袋はなしで、素手で植林をしたと。私たちがあと10年、20年たってからここを通りかかってみれば、どんなに楽しいでしょうか。このように植林した生徒さん方が思い出として語っておりますので、ぜひこういう思い出を残すような植林等について、嫌々やるんじゃなくて、10年、20年、これを楽しみにするというような希望を持った植林をぜひお願いしたいと思います。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 皆伐地で記念植樹ということでお答えいたします。

大芝高原森林づくり協議会で素案作成中でございます大芝高原森林づくり計画、それに基づきながら、アカマツ伐採後に植樹が可能なエリアが生じてきますので、子供たちが植えることを大事にということで、教育委員会としてもそういう機会を大事に考えております。

私も若竹を読ませていただいて、うんと感じるころがございます。

以上でございます。

5 番（加藤 泰久） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（原 源次） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 10時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 議席番号 7 番、百瀬輝和です。

平成から令和に変わり、平成を振り返ると大きな地震が幾つも日本を襲い、多くの人がその被害に遭いました。平成 7 年 1 月 17 日阪神・淡路大震災、平成 12 年 10 月 6 日鳥取県西部地震、平成 20 年 6 月 14 日岩手・宮城内陸地震、平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災、平成 28 年 4 月 14 日熊本地震、平成 30 年 9 月 6 日北海道胆振東部地震、令和 6 年 1 月 1 日能登半島地震などが起こっております。

これ以外にも、大きな地震は起きております。いつどこで起こるか分からないのが地震です。備えはしておきましょう。また、過去の震災を忘れない自分でいたいと思います。

子どもから大人まで暮らしやすい村、南箕輪にするためにについて質問します。

最初に、自転車ヘルメットの補助金について質問します。

昨年 4 月に道路交通法が改正され、自転車に乗るときにはヘルメット着用が努力義務化されました。自転車の事故で亡くなられた方の約 48% は、頭部の損傷をしているデータがあります。ヘルメットの着用率も長野県は 17.3% で、全国で 12 位です。これは、令和 5 年 7 月の警察庁の調べになっております。

ヘルメット非着用、着用しないときの致死率は、着用時の場合の約 2 倍だそうです。また、自転車事故の原因は 7 割が自転車側の誤った乗り方によるため、ネットで調べたんですが、安全に正しく乗るための自転車安全利用五則っていうのが出されております。こういう誤った乗り方をしないための基本の乗り方の指導も必要になります。

村も、新年度予算で中学生・高校生への補助は決めております。県の補助制度は、高校生と高齢者 65 歳以上の市町村が助成した経費の 2 分の 1、1 個につき 1,000 円まで上限で補助が出ております。

自転車は、村民の幅広い保育園生から高齢者までが利用しております。村民に幅広い補助を出しませんかという質問ですが、また今回、中学生・高校生にした理由を何か伺いたいと思います。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号 7 番、百瀬議員の質問にお答えをいたします。

安心安全な村にの中で、まずは自転車ヘルメットに補助金をという御質問でございます。

議員御説明のありました道路交通法の改正により、ヘルメットの努力義務化となる、そういった動きを受けまして、長野県ではヘルメット着用を促すため、自転車用ヘルメットの購入に補助金を交付する市町村に対して、時限的に補助を行う制度を創設いたしました。

議員から説明がありましたが、長野県の制度は、高校生世代である 16 歳から 18 歳、及び 65 歳以上の高齢者が使用するヘルメットを購入した場合のみ補助対象となりまして、購入費用の 2 分の 1、上限 1,000 円、令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間のみ実施する内容となっております。

長野県の試算では、村でこの事業を実施した場合、約 1,000 人の 65 歳以上の熟年者から申請があるというところでございました。ここの部分は、非常に懐疑的な気持ちを持っております。

本村といたしましては、本村の実情に合った制度を検討し、また、2 年で終了となりますと世代間で大変不公平な制度となりますので、継続的な事業となるよう検討を深めたところ

でございます。結果、令和6年度から当面の間、中学3年生が高校自転車通学に当たりヘルメットを購入した場合に、購入費用の10分の10、上限3,000円を補助する制度といたしました。これは、県の補助対象にはなりません。中学校1年生からというのも検討いたしました。が、頭のサイズが変わってしまうことと、基本的にヘルメットの耐用年数が5年というところで、高校3年生のときに利用できなくなるため、検討から外したところでございます。

また、初年度のみ、令和6年度のみとなりますが、高校生世代である16歳から18歳までも1年限定で対象にすることによりまして、高校生世代の皆さんにも活用できる制度とし、せっかくなので、2年で終わってしまう長野県の補助も活用できるように工夫をしたところでございます。

令和7年度以降は、長野県の補助制度は終了となりますが、本村においては、高校生世代にヘルメット着用を促すために、高校生に上がる前の中学校3年生のときに補助をしていく、これを継続していくことでヘルメットの着用を促進したい、そういった本来の目的が達成できるよう努めてまいります。

また、高齢者へのヘルメット補助であります。村内を車等で走っていても、あまり自転車に乗った高齢者というのはお見受けいたしませんので、今回非常に少ない人が対象になるということで、公正・公平の観点から、対象から外させていただきました。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 他の自治体を見ると、やはり町民全員とか市民全員とかいうふうな補助で、補助金はうちは3,000円になっていますので、ほかは2,000円というところが多いようです。

ただ、これ本当に保育園生からキックバイクに乗ったり、今盛んにされていますので、高齢者は見ないっていうんですが、私は結構見かけます。買物に行っている方たちを。導入としては、中学校・高校生っていうのは村としてはいいかもしれないんですが、これ、やはり村民全員を対象にするべきだなというふうに私は考えていますので、またそこら辺の検討も、今回導入という意味合いで今、村長の説明を聞きましたけれども、対象にするんだったらやはり村民全員っていうのが公平っていうか、安全を守るっていう立場からは正しいんじゃないかなって思いますんで、よろしくお願いします。

次に、自転車ヘルメットの駅などの駐輪場での保管について伺います。

通学・通勤で駅まで自転車で行き、駐輪場に止めて、電車に乗って学校なり会社に通います。バイクなどはヘルメットをかけるホルダーやボックスがついておりますけれども、今の自転車には、今のところそういうものはないわけですね。自転車のヘルメット、かなり高価なもの、何万円もするものもあるわけです。それをかごなんか置いておくと、恐らく取られてしまうっていうのが今の時代だと思います。

この件は、実際に高校生のおじいちゃんになるのかな、その方から少しお話を聞いて相談された内容でもあります。どんな方法があるか検討していく必要を感じておりますけれども、その点について村長に伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 駐輪場にヘルメットの保管場所確保をということで、結論から申し上げますと、良い方法があれば、ぜひ御紹介をしていただきたいというところでござい

ます。村といたしましても、保管についてどういう方法が一番いいのかというところは引き続き検討してまいります。今回のこの一般質問をいただいてからの中では、なかなか良い方法が思い浮かばなかったというところが正直なところでございます。

今、ＪＲ田畑、また北殿駅の駐輪場は、通勤や通学のための利用者がほとんどとなっております。議員御指摘のとおり、自転車のかごやハンドルにヘルメットをかけたままにしておきますと、盗難の可能性が高まるというのは事実でございます。ただ、ヘルメットはそれなりにかさばりますので、持ち歩くというところは選択肢には入ってこないのかなと思います。

そういった中、北殿駅、田畑駅の駐輪場を見ますと、今、屋外で無人となっております。ただ、現状の管理体制では、新たにヘルメット保管場所を整備するというところは、繰り返になりますが、適当なアイデアが浮かんでこなかったというところでございます。

そのため、今の段階で申し上げられることは、ヘルメットロックの活用でございます。ワイヤー型や収納型などがありまして、ヘルメットを自転車にしっかりと固定することで、盗難のリスクを減らすことができます。そういったことを、多くの自転車利用者に現在の段階では周知をしていくというところで対応してまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） そうですね。高価なヘルメットをかぶっている子たちは、何かかばんに入れて持ち歩くとかいうお話を聞きました。あといろいろ見ると、都会のほうは後づけのホルダーを付けたり、ボックスを付けたりして管理しているっていうのが多いみたいですが、できれば近くの商店なんかに管理していただけるような箱っていうか、コインロッカーみたいなものができるとか、そんなふうな工夫ができればいいかなっていうふうな思いもあります。

また、これ少し検討、お金がかかったり管理をどうするんだっていう話もありますので、検討していく必要があるかなっていうふうに思っていますので、よろしくお願いします。私もちょっといい方法を考えてみたいと思います。

次に、子供が気楽に悩み事相談できるアプリの導入について伺います。

これは、ＧＩＧＡスクール端末で使えるＳＮＳ相談アプリで、子供の悩みに早期対応する取組です。ＩＣＴを活用して、子供が自ら相談できる場をつくる。スマホではなく、誰でも使えるＧＩＧＡスクール端末を使用する。このことが、従来の相談窓口に寄せられない子供の本人の声が届く仕組みになります。

既に、長野県内では佐久市が導入をしております。塩尻市では、昨年一部の学校で検証し有用性を確認でき、本年度から全市の学校で展開をされるようです。

子供を取り巻く環境が多様化する中、村でも導入をする必要があると思いますが、この件、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号 7 番、百瀬議員、アプリの導入についてお答えいたします。

児童生徒のＳＯＳを早期に把握、適切な支援につなげることというのは、非常に重要なことというふうに認識しております。一人一台端末を活用した子供の心身の状態把握、教育相

談等も有効な方法というふうに理解しております。

以前、同僚議員から、子供の命を守るスクリーニングツールとして、RAMP Sのお話をいただきました。RAMP Sは、保健室で養護教諭が同席の状況で生徒がタブレットを活用して、声を出さなくても相談につながるというそういう仕組みなんですけれども、アプリですが、3校の養護教諭とRAMP Sについて等々を相談する中で、RAMP SではなくてICT支援員さんのお力をいただきながら、無償システムを利用したアンケートフォームによる状況把握がどうだろうかとそういうことになり、現在は、中学校の保健室で試行的に進めているところでございます。

生徒が保健室に来た理由等をタブレットを通して入力、養護教諭との相談につながるわけなんですけれども、相談を進めております。特に中学校の保健室は、休み時間に非常に子供たちが押し寄せるといいますでしょうか、相談に行く場所なんですけれども、生徒の来室の状況を整理する上で、養護教諭の業務改善にもこのアプリの活用はつながっております。

また、来年度予算をお認めいただくことができましたら、養護教諭、村で半日ですが人を配置して、より丁寧な子供たちの相談業務に当たる予定でおります。

小学校高学年のアプリ使用はどうかということも検討しましたが、小学校では紙ベース、1年生から6年生までの発達段階がございますので、紙ベースとの併用となつてかえって煩瑣になるという難しさがあり、現状としては中学校での試行、それを来年度、この4月からにつなげることができればというふうに考えております。

議員お話のアプリの活用でございますが、保健室に行かなくても、例えば各学級で入力できる、タブレットを通しながら自分の状況を伝えていくっていうふうに理解しております。今後は、児童生徒が1人1カウント、アカウントを保有している無償アプリを利用できないか検討、あるいは検討の中で試行ということも考えていきたいなと思っております。

ただ、そのときに大事にしなければならないのは、入力した内容を誰が受け止め、どう対応、その支援につなげていくか、そこをしっかりと整えていかなきゃいけないというふうに思っております。取組をされている市等の状況を参考にしてみたい、そんなことも思っております。

以上でございます。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 佐久市さんは、お金をかけずに何か導入されているみたいですね。塩尻市さんは来年度、160万円ちょっとだと思いますが、人口で金額が変わるというようなお話も伺っていますが、どちらにしても、ICTを活用して誰もが使えるGIGAスクール端末で子供が自ら相談できる場をつくることで、気楽にSOSサインを出せる環境づくり、悩みやトラブルの早期発見、未然防止、早期解決につながる取組です。

ただ、先ほど教育長が言われたように、受ける側の体制づくり、これがやはり一番重要になってきます。子供が声を上げやすい、かけやすい社会にしていきたいと思っております。

次に、子ども食堂の取組について伺います。

厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局長、援護局障害保健福祉部長、老健局長の連名で、子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上の留意すべき事項の周知についてが、平成30年の6月28日に出されております。書き出しは、地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う

いわゆるこども食堂。子供に限らず、その他の地域住民も含めて対象とする取組を含みます。以下、子ども食堂といえますって書いてあります。

各地で開催されておりますこども食堂は、子供の食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機とし、高齢者や障がい者を含む地域住民の交流の拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて、大きな役割を果たすことが期待されまると書かれております。一方で、地域住民、福祉関係者のこども食堂に対する関心が薄く、取組を発展させる機運の醸成が十分図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあると指摘がありますと書かれております。

1990年代よりホームレス支援をされている湯浅誠氏は、こども食堂の役割について、子供の貧困対策と地域交流拠点という二つの活動の柱があると。こども食堂は、2012年東京都大田区の八百屋さんの取組がスタートとされております。誕生から8年でその数は全国で3,700か所を超え、国民の8割がこども食堂という言葉聞いたことがあると回答するほど、知名度が上がっております。社会活動と言えるレベルですと湯浅氏は言っております。湯浅氏は、NPO法人全国こども食堂支援センターのむすびえの理事長もされております。

ただ、これを始めるとなると、いろいろな課題があるんですね、実際。定期的に行うにはどうしたらいいとか、責任者、スタッフの確保だとか、会場の確保、運営費の確保、衛生面等のリスク管理、必要としている家庭、子供の把握、連絡をどうするかとか、始めたら5年や10年続けていく体制をつくっていかねばいけなと思います。地域連携という観点から始めたいという声があれば、これ、行政がやるのか、僕は社協がいいのかなという思いもありますけれども、このまとめ役をしていただきたいという思いがあります。

村内で定期的で開催しているこども食堂を聞いたら、まほうのおなべだとか、ここからっていう2か所聞いております。村に何箇所ぐらいこども食堂があればいいかっていうのも、もしお考えがあれば伺いたいと思いますが。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） こども食堂の活動を後押ししてはという御質問であります。私と教育長、両方から答弁をさせていただきます。

現在、村でこども食堂として活動している団体の一つにまほうのおなべがあり、毎月1回から2回、村公民館などでこども食堂を実施されておられます。その際、桃太郎旗を掲げるなどお知らせし、誰でも気軽に立ち寄れるようにしておりまして、部活帰りの中学生なども利用しているそうです。いつも75食から100食分の食事を用意し、その場で食べたり、テイクアウトできるようにしておられます。今月も28日に学童クラブの子供たちのために200食を用意してくださるとのことで、メンバーの皆様の熱意には頭の下がる思いでございます。スタッフは18人、そのときに都合のつくメンバーが集まっていて、気負わずに活動を続けておられるということでございます。

また、令和5年からは南原区でここからという団体がこども食堂を始めておりまして、私もメンバーの一員といたしまして、エプロンをつけてクレープの皮を焼いたりしております。3月30日にもこども食堂を南原コミュニティでやるというところで、何かAKBの歌を歌わなきゃいけないというところで、今からちょっと胃が痛い思いをしております。

こういった活動は、活動する方のやりたいという自主的な気持ちがないと長続きしないと思います。行政が主体的に関わってしまいますと、やらなくてはならないという義務になっ

てしまい、先細りしてしまうと思います。そのため、村としては活動を見守りながら、議員から課題として述べていただきました会場の提供、補助金の交付、また広報という形で後押しをしてまいります。

村では、まほうのおなべは令和5年度から補助金を交付していますし、ここからへは令和6年度から交付を予定しておるところでございます。

最後にこども食堂、どれだけあればいいかという御質問であります。子供が歩いて行ける範囲というところが理想であると思いますので、単位といたしましては、各公民館で活動が広がっていただければ望ましい姿かなと感じます。

以上です。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） こども食堂に関して、私のほうから2点お伝えしたいなと思っております。

1点目でございます。まほうのおなべの関係で、1月に高校生が学校祭でクラスで行った催し物、その収益金を、まほうのおなべに3万円を超える額を寄附していただきました。その高校生は、将来こども食堂をやりたいというそういう願いを持っています。それを受けながらですが、まほうのおなべの代表は、地域に根付く活動になればいいな、そんな願いを新聞に載せております。

今度、3月の28日には、中学生が参加するような話も今聞いております。子供たちを含めてみんなを巻き込んでやっていく、そういうことが本当に望ましいかなって思うところでございます。

もう1点、2点目でございますが、自分たち、子供たちはやはり地域の中で育っていく、ふるさとをため込むという言葉も使っていますけれども、そういう中で、各地区で例えばクリスマス会とか送る会、あるいは迎える会、今度ありますよね。例えば、神子柴ではそば打ちをやって、そこでみんなが集っていく。そこは、子供たちだけではなくて親御さん、あるいは年配の方も入っている。そういう地区の今まで行っている行事、その延長線上に、例えばこども食堂という名称がいいかどうかは分かんないんですけど、地域の中でみんながよりどころとなる、居場所となるそういうところが、先ほどの子供たちを育てていく上で大事ななって。それと、こども食堂と重なる面があるかなって、そんなことを思っているところがございます。

以上、2点でございます。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 本当にやろうという意欲のある方はいると思うんですね。中心になって核になってやろうとしても、なかなか先ほど言ったように壁が、ハードルがあるってことで、そのまとめ役だけやっていただければ、スタートは切れれば、やはり基本は僕はボランティアだと思っていますので、この地域の力、ボランティアの力を使っていく、村民の力を貸していただくっていう活動をしていかなければいけないと思っています。

ですから、この子供たちも高齢者も、この後高齢者の話をしますけれども、高齢者の方たちも元気で動ける方たちが結構いて、やりたいんだけど、何をやったらいいかなっていうお声も聞いております。そういう今回ちょっと一般質問に取り上げていませんので、次回ちょっとそれも一般質問したいと思いますが、そのつなぎ役もする、これから必要だなっていう

ふうに思っております。

次に、地域食堂について伺います。

農林水産省の2020年発表の調査で、70歳以上の男性の約15%、女性の約28%が、一人で食べている頻度をほとんど毎日と回答しております。高齢者の孤食が深刻な状況です。

こうした中、シニア世代が会食できる地域食堂が各地で広がり始めております。新たな居場所として注目されております。東京都目黒区では、2016年度から65歳以上の一人暮らしの高齢者などを対象に高齢者会食サービスを実施。特別養護老人ホームなどを会場として、栄養バランスの取れた食事1食400円が提供され、栄養士による食生活などに関するアドバイスも受けられる。参加者からは、みんなと一緒に温かな御飯を食べられてうれしいと喜ばれているそうです。このことをきっかけに参加者同士が仲よくなり、一緒に出かける人も出だしたという担当課の話です。

高齢化率が5割を超える奥多摩町でも、昨年10月から、地域ごとの自治会が主体となって月に一度20人ほどが集まり、カレーを作る食堂を開催しているそうです。この活動が住民同士の交流を深める機会につながっていることから、実施する自治体も増加しているという。この事業、東京都が高齢者の地域食堂を実施する自治体へ運営経費を補助し始めたことで、この開催の後押しになっているということもあるそうです。

東京医科歯科大学の2017年に発表した研究では、孤食をしている65歳以上の独居男性は、誰かと同居して一緒に食事をしている男性より、死亡リスクが1.2倍高いということが分かったそうです。誰かと一緒に食事をする機会を提供することが、高齢者の健康維持に効果的かもしれないと結論づけております。

今後、この村でも重要な取組と考えますが、村長いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 地域食堂に関する御提案でございます。

最新の国勢調査の結果では、村の一人暮らしの高齢者は2015年には952人だったのに対しまして、2020年には1,169人と確実に増加をしております。孤食、フレイル予防の観点からも深刻な課題となっております。

フレイル予防の三つの柱として、活発な生活、社会参加、食生活、栄養、運動がございしますが、その中でも活発な生活、社会参加というところは、外出することで日常生活が自然と活発になり、心身機能、生活機能が向上する効果が期待をされておるところでございます。

まず、地域食堂の件でございます。今、奥多摩町の例を示していただきましたが、奥多摩町の師岡町長とは親交がありますので、今度お会いしたときに直接お聞きできればと思っております。

現在の村の活動でございますが、一人暮らしの高齢者の方が参加できる様々な交流の場への支援を充実していきたいという意向でございます。具体的には、地区社協やサロンなどの通い場の活動に対する補助金の交付や、運営している方々へ向けた講座開催、情報交換の場を提供していくところでございます。

同時に、今、高齢者のみの世帯は、区や組の役をこなせないということを理由に、自治会を抜ける方が非常に増えておられます。この部分は、地域とのつながりを持ち続けられるよう、持続可能な自治会検討委員会のほうで令和6年度在り方を検討して、食い止めに図ってまいりたいと思います。

なかなかまだ地域食堂というところ、知識が担当課の方でも不足をしておるところでございますので、今度7月に師岡町長とお会いする日程がもう決まっておりますので、そのときにちょっと聞いて、組織のほうに下ろしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） コンソール大芝さん、特養って出てきましたので、コンソール大芝さんは会場を借りられますかっていつて聞いたところ、使用していただいて構いませんよってという返事をいただいております。やろうと思えばすぐできるのかなっていう。

また、先ほど言ったこども食堂にしてもこの地域食堂にしても、誰のために行うのかっていうのと、定期的に行っていくことが大事だと思います。やはり、長い目で考えて先を見ていかないといけないし、ボランティア、地域の力を借りてやはり進めていく時代に入ってるんだなっていう思いもありますので、私も、地域でできる限りのことはしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、村発注の週休2日工事实施についてを伺います。

少子高齢化に伴う生産人口の減少、育児や介護との両立、働く人の多様化など、時代とともに変わってきております。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境をつくることが課題になっております。

働き方改革は、この課題の解決のため、働く人の置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人が、よりよい将来の展望を持てるようにすることを目的としております。

働き方改革で、労働基準法・労働安全衛生法などの改正で時間外労働、いわゆる残業の上限規制が月45時間、年360時間となり、施行から5年の猶予がありましたが、今年4月から建設業も適用になります。三六協定では、年最大で720時間、複数月平均80時間以内、これは休日労働も含む月100時間未満、これも休日労働を含むを超えられないとあります。また、月45時間を超えられるのは、年間6か月までとなっております。

このことは、建設業では非常に重要なことです。これ、村では試行的に実施を行うということですが、対象の工事はどのような工事を考えているか伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 働き方改革の取組の中で、まずは村の週休2日工事实施について、対象工事はという御質問をいただいております。

対象の工事ではありますが、建設水道課が発注をいたします予定価格が1,000万円を超える土木工事に限定をして行います。令和6年度中の対象工事は、現在のところ5件前後を想定しておるところでございます。

また、週休2日の対象工事については、発注者が指定をいたします発注者指定型週休2日工事と受注者が希望できる施工者希望型週休2日工事がありますが、本村では、実施に当たっての課題の洗い出しや村内の事業者の対応状況なども調査、鑑みながら導入を図ってきたいという意向でありますので、令和6年度は、受注者が希望する施工者希望型週休2日工事に限定をして行うところでございます。

なお、先行して実施している国また県では、発注者が指定する発注者指定型週休2日工事が一般的として導入をされておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） やはり土木工事、国も県も土木工事が主に先行してやられているみたいです。一番分かりやすいのかなって思います。

この週休2日工事は月単位、4週8休で現場を完全に閉所しないといけないと書かれています。28日で8日休む状態。これ、現場の閉所率っていうのがあるんですが、28分の8です。28.5%が水準となるっていうことです。これは、月単位にしても通期にしてもこの数字が必要になってくるっていうことなんですけれども、これは水道工事だと土木っていうことですが、この確認方法をどうするのかを伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 週休2日が行われているかの確認方法であります。工事着手前に監督員に実施する旨を通知していただきまして、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、まずは、施工計画書に明示をしていただきます。それを受け、監督員は施工計画書により現場閉所日を確認し、また、工事記録により現場閉所の実施確認をいたします。また、工事現場には週休2日工事である旨を示した看板を設置することを必須としておりますので、周辺の住民の方にも、週休2日工事であることが分かる形で工事を行うこととなります。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 分かりました。確認はしっかりしていけないと思います。ただ、確認もパトロールだとかメンテナンスで入る場合は閉所とみなすというような書き方もされていますので、そこら辺は最後にちょっと聞きますけれども、現在の建設業界の現状を見ると、日給で働く人が大変多いわけです。週休2日4週8休となると、ひと月にすると4日分の日当がなくなってしまうという現状が起こります。また、休みが多くなると、工期も当然長くなります。今までの感覚をリセットしなければいけないのかなっていう、土木にしても建築にしても、私も建築畑でずっと暮らしてきた人間なので、リセットしていかなきゃいけないなっていう、働き方改革していかなきゃいけないなど。

国交省から、適正な工期のガイドラインや週休2日を実施に伴う必要経費に労務費などの補正を導入して、共通仮設費だとか、現場管理費の補正率を見直し計上することとなっております。週休2日を導入した工事の適正な工期と工事費の補正について伺いたいと思います。

また、先ほど村長言っていた受注者希望方式を取るということですから、発注者指定方式も両方あるということと、あと、月単位と通期単位ではこの計数が少し変わった報告もなされていますけれども、村としては、そこら辺のお考えはどうか伺いたいと思います。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） まず、御質問いただいております適正工期と工事費の補正をどう考えるかというところであります。

まず、適正工期であります。前段といたしまして、議員からもありましたが、令和6年4月1日から労働基準法の改正によって建設業における時間外労働規制が適用されることにより、週40時間労働を前提とした工期とする必要がございます。

その上で、適正工期と工事費の補正であります。週休2日対象工事は労務費、賃料、共通仮設費、現場管理費を補正した価格で予定価格を作成し、入札を行います。賃料、共通仮

設費、現場管理費については、工期が延びることでのリース代や現場経費の補填などで、県の基準に沿っておおむね５％程度を補正した価格となっております。また、労務費につきましても休日が増えますので、労務者の賃金の補填などについても補正をいたします。週休２日を希望しない場合、もしくは週休２日が達成できなかった場合は、達成割合に応じて、最終的な工事費は減額変更することになります。

出していただいた質問であります、ちょっと後段で質問いただいた内容につきまして、いいですか。

７ 番（百瀬 輝和） 通告していないので、申し訳ないです。

村 長（藤城 栄文） 以上です。

議 長（原 源次） 百瀬議員。

７ 番（百瀬 輝和） そうですね。週休２日、４週８休ができなかった場合は、経費の取消しとかペナルティも書かれておりますので、よろしくお願いします。

先ほど言ったように、建設業界で働く人は日給月給、日給で働く方が非常に多く、また、手間請けをしている方も非常に多いです。契約した元請にはそういう経費を計上したお金を支払っていくと思いますけれども、下請、土木にしても建築にしてもこのアウトソーシング、下請の業者を使うことが非常に多い業界であります。この業界の賃金が上がる取組をしていかないと、週休２日、働き方改革だって言っても、なかなか現場の人間には受け入れられないのかなという思いがあります。

この下請代金に反映される取引ができているかを確認するシステムというか、確認方法も発注者側として責任を持っていく必要があると思いますし、また、発注者として、下請への元請から買ったたきって言われることが起こらないように監視していく責任もあります。また、下請業者が元請から不当な取引を強要されたり、そういう取引をした場合には相談窓口っていうのもあるということで、私は労働基準監督署の担当の方と話をし、こういうものもありますよっていうふうにいただいてきております。だから、こういう窓口があるという周知徹底もしていく必要があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

議 長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 下請等への支払いの周知、確認方法はという御質問であります。

元請と下請の契約について、当初から補正費用が反映された契約が結べるよう、村では週休２日の達成を前提とした費用計上を行います。ただし、発注者が関与できるのは甲乙関係の元請受注者のみとなりますので、一番の責任は元請にあると思います。

現状では、下請企業への強制力がございませんので、元請の受注者のみの確認になりますが、今後、多くの工事が週休２日が前提となっていくことによりまして、建設業全体に波及していく効果があるというところは考えております。

また、週休２日になったからというのではなくて、通常の工事においても適切な措置がとられるべき事項でありますので、工事契約の中での請負契約の適正化、施工計画段階での適正な施工体制の確認や、日々の管理において、元請、下請関係の適正化が図られるよう確認していくこととなります。

相談窓口、労働基準監督署のほうで設置しているというところでもありますので、その部分周知をしていくというのは有効であると思いますので、担当課のほうで検討いたしまして、実施に向けて進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 下請への監視っていうのはなかなか難しいというお話ですが、しっかりと見積り上の金額が下に流れているという確認もしていただければと思います。

また、工事は設計業者がいて監理業者がいて、施工業者がおります。東京都では、週休2日制確保工事実施要綱っていうものが出されております。進める上では村でもそういう整備が必要だと考えますが、その点、いかがでしょうか。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 実施要綱の整備等に関する御質問であります。

御質問のとおり村でも実施要綱を定めまして、この導入前に、工事業者に加えまして、設計業者にも周知をしております。また、工事の工事仕様書等においても、県の実施状況等を参考に整備をしていく予定でございます。

以上です。

議長（原 源次） 百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 村には専門の職員っていう方がおられないので、なかなかこれ難しい取組だと思いますが、国交省の出しているガイドラインだとか、県が出してるものとかいろいろ参考にさせていただきながら、良いものにしていただきたいと思います。

この件は労働基準法の改正でやらざるを得ないということなんで、建設業界の人たちもしっかりと意識改革をしていく必要があると思います。一番は、現場で働く人がよくなればいけないということだと思います。そのことをよくよく理解して進めていただきたいと思います。

最後に、ドイツの巨匠ヴィム・ヴェンダースが、日本を舞台にトイレ清掃員の男の日々を美しく詩的に描いた映画、PERFECT DAYSの主演の役所広司の言葉です。他人のために生きる、それが幸せに生きることかもしれない。最近そんなことを思いました。名前も知らない人のために、顔も知らない人のために、そんなふうに生きる人がどうしようもなく美しく見えます。

これで質問を終わります。

議長（原 源次） これで、7番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから11時まで休憩いたします。

休憩 午前 10時46分

再開 午前 11時00分

議長（原 源次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、都志今朝一議員。

2 番（都志 今朝一） 議席番号2番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、今年1月1日に起きた能登半島地震で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日でも早い復旧・復興を願うところであります。

それでは、質問に入ります。なお、一部は信濃毎日新聞より引用しております。また、今

定例会最後の質問者でありますので、質問の内容が重複し復習の答弁となると思いますが、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、1 項目め、災害対策についての 1 件目、耐震改修工事、補助金引上げに対しての考えはどのようなものであるかをお伺いいたします。

2 月 2 日の報道によると、県は能登半島地震を受け、耐震改修補助額を現行 1 戸当たり上限100万円から150万円に引き上げる決定をした。増額に伴う県の関連予算は、2024年度一般会計当初予算に計上した。能登半島地震では、木造家屋の倒壊による犠牲者が多数発生した。補助金対象は、耐震基準が強化された1981年、昭和56年以前に着工した木造一般住宅の耐震改修工事費用、南箕輪村の旧耐震建物の件数は約1,200戸あり、令和4年度の耐震診断の数はゼロ件で、耐震補強工事が2件、令和5年度より除去工事も補助対象となり、耐震診断の数は3件、耐震補強工事は2件であった。

長野県内の住宅耐震化率は2018年で82.5%で、全国平均を下回っている。南箕輪村での補助金制度は、南箕輪村既存住宅耐震改修補助金交付要綱、平成30年4月1日告示第27号、令和3年12月1日施行、第5条、補助金の額100万円を限度とすると定めています。また、令和6年度南箕輪村一般会計当初予算案には、耐震補強補助金の額567万6,000円が計上されています。

補助額100万円の引上げについてはどのような考えであるかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号2番、都志議員の質問にお答えをいたします。

災害対策の中で、まずは耐震改修工事補助金引上げに対する考え方はという御質問でございます。

昨日の三澤議員、唐澤議員への答弁と同じ内容になりますが、耐震に関する支援については村報やホームページで周知しておりまして、令和4年度からは、耐震診断を実施した方へ、耐震改修補助金について御案内を行っておるところでございます。本年度も既に数件の問合せがあり、また、除却工事も対象になったことにより、来年度は申請件数が増える見込みでありますので、予算も増額させていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、住宅の耐震化は進んでいない状況も見受けられますが、長野県は来年度から耐震改修費用の補助額の上限を引き上げることになり、現在、担当課では改正内容の精査をしております、精査が終わり次第、正確な情報を住民に周知をしております。

村の支援策につきましては、今のところ独自のものはございませんが、県の補助金引上げの新たな制度について周知を進め、住宅の耐震化について、一層の推進を図ってまいりたいところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 耐震改修工事を行うには、改修費用がかさみ、なかなか改修ができない原因の一つとなっています。また、旧耐震の建物の所有者は高齢の方も多く、改修の意欲もない方々がほとんどです。

長野県でも、令和7年度までに耐震化率92%を目標に補助金額拡充で耐震化を加速させる考えであり、南箕輪村においても耐震化率の向上する施策をお願いし、続いて2件目の災害

時、断水に対して井戸水活用制度導入についてのお考えをお聞きます。

能登半島地震から1か月の間に、4万戸を超える断水が続いた石川県輪島市や珠洲市など8市町村で、災害時に井戸水を使う計画が事前に整備されていなかった。1995年の阪神・淡路大震災なども長期間飲料水や生活用水が利用できなかったことから、近年、断水時、住宅や工場、商業施設の井戸を近隣住民に開放する仕組みを導入する自治体が増加している。

石川県輪島市、珠洲市などを中心に断水が長期化する中で、自発的に井戸水を活用し、厳しい避難生活乗り越えようとする姿も見られている。住民同士で声をかけ合う地域や、高齢者の介護のために新たに井戸を掘った人もいる。まさに命の水となった井戸を災害時により使いやすくするため、制度準備が必要と思われます。

村でも、災害時に必要な非常用水源の確保はされていると思いますが、個人住宅や工場、商業施設の井戸の把握はできていないと思います。今後、災害時、断水に対して、井戸水活用制度登録に向けての取組についての考えをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 災害時における井戸水活用制度導入の考えはという、井戸の状況も含めての御質問でございます。

平成27年9月に村内の水資源保全、地下水採取による地盤沈下の防止、災害時に利用可能な井戸状況を把握することなどを目的といたしまして、地下水の保全条項を加える改正を、南箕輪村環境の保全に関する条例に対して行ったところでございます。

経過措置といたしまして、現に地下水を採取する井戸設置者等は村長に届出をしなければならないとされまして、既存の井戸状況を把握するために井戸の所有者に通知をし、届出をいただいております。その届出をまとめた村の井戸台帳であります。村内には105基の井戸があり、このうち一般家庭の井戸が76%、残りの24%は事業者の井戸となっております。

それらの井戸の揚水量につきましては、事業用、農業用を除き不明なものが多く、どの程度の水量が確保できるのか、また、一般家庭用も含め、飲料水として利用できるか等について、全て正確に把握できている状況では現在ございません。

議員御提案の災害時協力井戸制度は、災害発生時に近隣の方々へ生活用水として提供できる井戸を事前に登録いただく制度でありまして、この制度を導入している自治体が増加しております。災害発生時に伴う断水に対応するためには有効な制度であると捉えておりますので、関係機関との調整や井戸の調査も含め、制度の導入に向けて動いてまいりたいと思います。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 南箕輪村の村営水道の普及率は99.9%です。給水量の約87%を長野県上伊那広域水道用水企業団から受水しています。このライフラインの破損も考えられます。このような事態に備えて、災害井戸の事前登録に向けての整備ができることをお願いし、3件目の避難所の電源確保の対策はどのようなものであるかをお伺いいたします。

村の避難所の数は今年発行の防災マップに表示されていて、数は27か所であります。各地区の公民館、コミュニティセンター、各保育園、3校ある小中学校、大芝の屋内運動場、村

民体育館、このほかに、上伊那農業高校と信州大学農学部27か所があります。

各コミュニティ並びに公民館及び村体育館にはエアコンが設置されました。エアコンの稼働には200ボルトの電源が必要になります。能登半島地震でも、電柱などの倒壊により、長時間にわたり停電が続きました。また、台風などにより、長時間の停電も考えられます。このような事態の場合、電源確保が大きな課題です。自家発電設置には多額の費用が必要になり、無理とも思われます。民間企業との協定による連携を利用しながら発電機の確保ができ、エアコンなどの設備が稼働できる対策を考えていただきたいと思います。

また、私の思い違いであり、村庁舎が被災した場合には、災害対策本部の代替施設となる防災研修センター森の学び舎が避難所の一覧には記載されていませんでした。村役場が被災した場合の災害対策本部となる森の学び舎には、非常用発電施設が必要と思われます。広域的な防災拠点となる場所のセンターです。費用がかさむと思いますが、設置への考えをお聞きし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 避難所などへの電源の対策はという御質問であります。

まず、役場庁舎であります。非常用電源を準備しておりまして、軽油で72時間稼働が可能な状況です。ただし、非常用電源が供給されるフロアは1階及び2階講堂、そして、4月から危機管理課が入る部屋に限られます。

一方、代替庁舎候補の御指摘にあります防災研修センター森の学び舎であります。常備している非常用電源はありません。そのため、非常時には災害協定を締結している事業者から、非常用電源資機材をレンタルすることを想定しております。

電源の確保については非常に重要であります。多額の費用が発生することも事実であります。国等の補助金等がありますが、事業費は大きいものとなります。そういった中、モバイルトイレのようにふだんでも利用できるものは具体的に検討を進めておりますが、非常時だけとなると、ほかにも整備が必要と考えられる防災関連資機材等もありますので、計画的に優先順位をつけて整備をしていくことが必要であります。

今後は、防災道の駅化も意識いたしまして、防災研修センター森の学び舎の配置につきましては、危機管理課を中心に検討を進めてまいりたいと予定でございます。

少し視点を変えますと、現在は電気自動車やハイブリッド車から電源を確保することができます。1日や2日程度なら家の電気を賄うことができます。車と建物をつなげる資機材を準備し、各地区の公民館等の電気を賄うことも可能となつてまいります。そういったふだん使っているものを有効活用する視点も取り入れていきたいと思っております。

また、こちらは電力量としては僅かでございますが、各地区の公民館には、スマートフォンなどの低消費電力に利用できるソーラーパネル付の蓄電池を配置させていただいておるところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 災害はいつ起きるか分かりません。冬の避難所においては、暖房が欠かせない設備です。エアコンでの暖房ができることの対策をお願いし、続いて4件目、防災拠点となる陸上競技場の整備計画はどのようなものであるかをお伺いいたします。

大芝高原の陸上競技場は、災害発生時には広域的な防災の拠点として、緊急時のヘリコプ

ターのヘリポートとなる。支援物資搬入・搬出の拠点、自衛隊の拠点ともなる可能性もあり、大型トラックの出入口が激しくなる可能性もある。大芝まつりには駐車場として使用しているが、対象が自家用車であり、入り口の整備なども必要になってくると思われます。

地域防災拠点となる競技場の整備計画はどのようなものであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 防災拠点となる陸上競技場の整備の計画はという御質問をいただいております。

大芝高原にあります陸上競技場ではありますが、長野県広域防災拠点のヘリポートのほか、消防防災ヘリコプター、信州ドクターヘリの離着陸場にもなっております。災害時におきまして、道路交通の寸断や効率的な運用を行うために、ヘリコプターの活用を考慮して設定されております。また、長野県広域防災拠点は、航空輸送拠点として広域応援部隊搬送や広域医療搬送、広域物資輸送時において、物資の輸送拠点として利用が計画されておるところでございます。

そういった中、現在の大芝陸上競技場の出入口であります。陸上競技場北側の2か所と南側に1か所ございまして、南側は木製バリケードを設置してあるのみで、緊急時などに利用できるようにしてございます。入り口が間口3.2メートル、周辺道路約5メートル強あります。今までドクターヘリによる傷病者の緊急車両、消防団による訓練時における消防車両などでこの入り口利用されておりますが、特に支障があったという報告は聞いておりません。この入り口部につきましては、現状整備計画はございませんが、今後、長野県等の関係機関と拠点における課題等を踏まえまして、また、防災道の駅化を進めていく上で、整備の必要性については検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 陸上競技場は、今後も大芝まつりの際、駐車場として利用していくものと思われます。順次の整備をお願いし、2項目めの令和6年度予算について、健全財政維持への施策についてをお伺いいたします。

村は2月20日、令和6年度当初予算案を発表。一般会計の総額は77億8,000万円となり、前年度当初に比べて14.4%大幅に増加した。歳出の4分の1を占める人件費がかさみ、大芝高原の施設整備や学校施設など普通建設費が2.2倍越えとなり、3年連続で過去最大を更新する予算規模となった。

予算に対応するために、最近10年ほど取り崩さず積み立ててきた財政調整基金を5億8,000万円ほど一般会計に繰り入れた。また、令和6年度末の村債残高は53億2,071万円を見込んでいる。人口増加が続く村の活力を将来にわたって維持していくための積極的な予算編成となっている。

今定例会、29日に即決した令和5年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）の77億4,729万3,000円を上回る予算である。今後も大幅な歳入が見込まれない中、より一層厳しい財政運営が続くものと思われます。

健全財政維持への施策はどのようなものであるかをお伺いし、質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 令和6年度予算について、健全財政維持への施策はという御質問をいただいております。

繰り返しになりますが、令和6年度当初予算については、村が人口増を続けていること、また、150周年を機会としているということで、将来にわたって村の活力を維持していくための積極的な投資を行うことで、財政調整基金を繰り入れて、投資的経費に充てた予算となっておりますというところでございます。

具体的には、令和6年度の投資的経費の前年度からの増が4億9,800万円余となっておりまして、これに、令和6年度の基金繰入金の前年度からの増が5億1,900万円余りとなっておりますので、投資的経費が増えた分、ほぼ基金の繰入れで充てた形となっております。

これも繰り返しになりますが、財政調整基金につきましては、令和3年度から3年間で約6億7,000万円を貯金、積み立てておりまして、過去3年間で積み上げた額については、取り崩すということになります。また、基金繰入金以外の令和6年度の歳入につきましても、令和5年度からの増というのがありますが、こちらについてもほぼ同額が歳出で、人件費、扶助費をはじめとした義務的経費などで打ち消される形となっております。

一方、村税など、歳入の伸びがなかなか見込めない状況と、物価高騰などによる義務的経費の増が続くことが今後想定されること、施設の更新・改修など、インフラの維持に必要な投資的経費は確保していかなければならないことを鑑みますと、今後も継続して積極投資を行うためには、あらかじめ歳入・歳出両面からの見直しを行い、一定程度の投資的経費を確保できる財政基盤を慎重に築いていく必要があります。

また、日銀が昨日、今日に開いております金融政策決定会合で、大規模な金融緩和策の柱であるマイナス金利政策の解除を決める見通しとなったことが分かりました。そうなりますと、金利が上昇していくことが確実な中、今のうちに投資を進めていくことは、健全財政維持の観点からも適切と判断をしております。

今後も既存事業の見直しや事業の選択と集中を徹底し、メリハリのきいた予算編成を行うとともに、デジタル技術の活用、業務の合理化、行政の効率化を進め、財源確保に取り組んでまいります。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 大芝高原整備、地域公園新設、子育て支援にと、まだ多くの財源が必要です。村の活力が将来にわたって維持できるための健全財政維持の施策をお願いし、3項目めの大芝高原整備1件目、大規模な樹種転換に向けて、現在の様子と今後に向けての計画はどのようなものであるかをお伺いいたします。

村民に親しまれている大芝高原の大規模な樹種転換に向けて、アカマツ林の伐採事業が本格的に進められております。大芝高原にあるアカマツ約1万3,000本に及ぶ樹種転換を図る村民主体の協議会で検討する実施計画に基づき、新たな森に再生する事業に4,670万円を計上している。まだ、アカマツの伐採にも日数も必要と思われる。

現在、伐採の進捗状況と樹種転換をどのような形で進めるかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大芝高原整備について、大規模な樹種転換に向けて現況と今後の計画はというところで、あとは、現在の伐採状況についてもお聞きをいただいております。

まず、大規模な樹種転換に向けてというところですが、現在、大芝高原森林づくり実施計画を策定中であります。計画の策定に当たりましては、大芝高原森林づくり協議会16名により、令和2年度策定の大芝村有林整備計画を踏まえ、昨年12月に実施した住民アンケートの結果を取り入れながら協議を重ね、素案を検討しております。

この実施計画の中で、大芝高原の森林整備について、具体的に目標、実施期間及び森づくりに関する施策を定めてまいります。現在、会議を3回、現地調査を2回実施をいたしました。次年度への繰越しを行い、引き続き、協議会により検討を重ねてまいります。その後、素案作成後に各地区公民館で説明を行いまして、パブリックコメントを経て、この辺のちょっとスケジュールは前後するかもしれませんが、令和6年度に計画を策定し、大芝村有林整備に反映できるように進めてまいります。

また、大規模な樹種転換に向けて、現場でフォレスターとして活躍していただいている地域おこし協力隊の杉本さんを中心に進めていただいている内容といたしまして、伐採に関しては、現状を森の中でもスマホで可視化できる松枯れマップなどのツールの整備、また、伐採ガイドラインの策定、木々の更新に関しましては、多様な樹種を担保するための自生する稚樹を育てる天然更新の補助、刈払いガイドラインの策定協議、自生する稚樹をポットに移す山引苗作業などが挙げられます。

こういった稚樹に関する活動につきましては、南箕輪小学校や南部小学校の児童の総合学習の一環としても行われておりまして、引き続き進めてまいりたいと思います。

現在の伐採の状況につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議 長（原 源次） 有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） 現在の伐採の状況ですけれども、みんなの森のほうの伐採状況として、まだ森林づくり実施計画はできておりませんが、危険な箇所との関係、今年につきましては農道沿いの約1ヘクタール近く160本当たり、過去におきましては、みんなの森の東南面を中心に行っております。面積につきましては、各年度ごと約1ヘクタール近く行いまして、3ヘクタールから4ヘクタール終わっているところですので、進捗はそんなところとなります。

あと、すみません。大芝高原内の全体としましては危険木の処理を行っておりまして、松枯れと合わせて、危険な物については伐採をしているところです。

以上です。

議 長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 高原の樹種転換には時間も費用もかかると思います。村民の皆さんが親しめる高原づくりをお願いし、大型遊具設置場所とアスレチックの整備計画についてをお伺いいたします。

現在、大芝公園に設置してある遊具は、大芝湖の西側の林の中に設置されています。設置されてから利用年数も長く、金属製のため、場所によっては劣化が見受けられるところも目につくようになってきています。また、設置場所が林の中にあり、日が当たらないため、苔の発生の原因にもなると思われます。

今度設置予定のインクルーシブ大型遊具は合成樹脂製品であり、苔などは不適当と思われ

ます。設置場所選定には芝の広場などもあると思われます。設置場所はどこを予定しているかをお伺いいたします。

また、アスレチックの整備に500万円を予算計上してあります。現在は、2か所ほどの場所と劣化が激しく使用が難しい場所もあり、全体の点検も必要と思われます。アスレチックの整備はどのような形で行うかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 大型遊具の設置位置とアスレチックの整備内容について御質問をいただいております。

まずは、大型遊具の設置位置についてであります。現在、大芝湖の西側に遊具のエリアがありますので、その付近を予定しております。必要に応じて劣化が進んでおります遊具を撤去いたしまして、また、木々についても大型になりますので、設置に当たっては日当たり等、また設置に必要な木々についても、伐採した整備が必要かと思っております。

大型遊具とアスレチックのエリア、今かなり接続が意識されていないんですが、遊ぶ対象の皆さんは比較的同じでありますので、この遊具とアスレチックの接続についても、意識した整備というところは模索をしていきたいと思っています。

次に、アスレチックについてであります。令和4年度から更新を開始しておりまして、令和5年度までに、全13基のうち6基を更新いたしました。全13基と申しまして、もともと3基はありませんでしたので、その部分、ちょっと言葉の表現が不足しておりますが、現状は、コースにある全13基のうち、6基を更新いたしました。

また、令和5年度に大芝高原長寿命化計画更新業務を行いまして、健全度調査を実施しております。その健全度状況によりまして、令和6年度は予算の範囲内で状態の悪い2基、もしくは3基程度の更新を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 遊具、アスレチックは、子供たちにとって大芝高原に来ての楽しみの場所となると思います。大芝高原の思い出となる遊具の設置をお願いし、続いて、4項目めの入札についての不落後、再入札までの時期についてをお伺いいたします。

令和5年度入札の件数は2月16日時点で125回あり、不落の件数が15回ありました。不落から再入札までには、早い入札で1か月以内、ほかの入札は大体3か月以内で再入札されています。中の1件では2回不落もあり、入札ができていない案件もありました。また、測量業務は6月に落札している物件が繰越明許になっている。村民の皆さんも早くと望んでいる事業です。事前の調査も必要です。入札物件は、不落の件数が少なくなることが理想です。材料、人件費などの見積りも難しくなっていると思います。

施工工事へ早く進めるにはどのような対策が必要かをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 源次） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 4、入札についてというところで、不落後、再入札までの対策はという御質問をいただいております。

入札関係につきましては、業務の責任者であります副村長から答弁を申し上げます。

議長（原 源次） 田中副村長。

副 村 長（田中 俊彦） それでは、都志議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、不落が複数発生している点、それから、本年度再入札までに2か月以上かかってしまった案件があった点につきましては、再発防止に努めていかなければならないと考えているところでございます。

再入札までに時間を要した案件の原因といたしましては、資材費の高騰によって工事費が増大したことにより、再入札に向けて積算し直した予定価格に対しまして、予算額が不足をするために、補正予算での増額措置を経て再入札を行った点などが挙げられます。また、不落の発生要因の主なものといたしましては、村が採用しておりますいわゆる標準積算と、それから労務費や材料費の高騰など変化の激しい実勢価格との乖離、それから、積算に個々の現場等の条件が十分反映できていないことなどがございます。

御質問でありますこれらの対策でございますけれども、こちらにつきましては、当初予算計上に当たりまして実勢価格の点もありますので、見積りの徴取を行うなど適切な設計、積算に努めていくことや、それから、工事をできるだけ早期に発注することとしますので、これまでも予算編成方針や執行方針において周知をしてきたところでございますけれども、再度徹底をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 学校関係の事業は、学校の休みの時期しかできない工事もあります。学習に影響の出ない時期の入札をお願いし、5項目めの中学校部活動の地域移行について、南箕輪中学校の現状と課題についてをお伺いいたします。

1月31日、中学校部活の地域移行に関する県教委が方針を示した。原則として、全てを地域クラブ活動に移行する。休日の部活は、2026年度末をめぐりに移行する。平日部活動はできるところから移行し、2025年度までの状況を検証し、改めて方向を示す。県教委は市町村の指導者確保などに協力する。県教委は、複数市町村の連携による地域クラブ設立を支援するの方針を示しました。

現場からは、活動費用の負担や生徒の移動手段に関しても、行政による十分な対応を求める声も上がっている。指導者確保の問題もあり、まだまだ課題が多いと思われます。南箕輪中学校の現況と課題はどのようなものであるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議 長（原 源次） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 9番、都志議員の部活動の地域移行についてお答えいたします。少しボリュームがありますので、お時間をください。お願いします。

最初に、部活動改革の背景と方向性について確認しておきたいと思います。

部活動の意義としましては、生徒の責任感、連帯感を涵養すること、また、自己肯定感の向上など、大きな意義があります。その一方で、課題としてですが、全国的に生徒数の減少により部活動の維持が困難な状況が生まれていること、そして、休日の指導など、教員にとって負担が大きいことが挙げられます。

そのような中、持続可能なスポーツ・芸術活動の維持と教員の負担軽減の両方の実現を目指し、スポーツ庁、文化庁から、令和4年12月に部活動の地域移行に関するガイドラインが出されました。本村では、まず、休日における部活動の地域クラブへの移行に取り組んでい

るところでございます。

村教委の取組についてお伝えします。村教育委員会では、令和3年度から関係者による小委員会を設け、地域移行に関する情報収集、課題の整理等々、検討を行ってきています。最初に取り組んだことですが、休日の部活動の地域クラブ活動への移行の趣旨について、関係の方々に広く御理解をいただく機会を大事にし、周知を図ってきています。

今まで、学校の教員が中心となっていて行ってきました休日の部活動を、地域の方々の協力をいただかないと実現していきません。お力をいただきながら地域で実施していくという、ある意味大きな、本当に大きな転換であるというふうに受け止めています。

それに、転換でございますので地域協議会を立ち上げるとともに、保護者、地域の関係者の皆様、中学校の教職員にその趣旨を御理解いただくための説明会を実施してきております。中学校のスポーツ文化活動運営委員会、定例の教育委員会、総合教育会議、PTA連合会とまいましようか、村のPTAの役員の方々の懇談会、南箕輪中学校保護者向け説明会、PTA総会、小学校6年生の保護者の皆様、それからわくわくクラブの理事、指導者の方々などでございます。

令和5年の10月から、昨年10月からですが、毎週金曜日に小中学校3校の全保護者と教職員を対象としまして、保護者連絡アプリすぐるで休日の地域クラブの立ち上げに関する情報を配信し、Q&Aも含めてでございますが、御理解をいただけるよう取り組んできております。

次に、休日の地域クラブ活動に関する地域協議会の運用と、休日の地域クラブ立ち上げのための作業部会についてお伝えします。

本村の地域協議会ですが、令和5年の2月に立ち上げました。協議会の趣旨でございますが、生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ・文化活動と学校の働き方改革の両立を実現すべく、本村の中学校の部活動の現状と課題、教職員の部活動に関する負担状況、スポーツ推進委員会やわくわくクラブとの連携等について、関係者が集まって情報交換をしてまいりました。

休日の学校部活動の地域クラブへの移行に向けた環境整備につきましてですが、それについて具体的に協議ということも図りながらでございますが、現在、22名の委員で構成されております。1回目は2月17日に実施、地域クラブ移行に関しての共通理解を図り、今後の課題についての意見交換、2回目は7月7日に実施し、休日の地域クラブ立ち上げの手順、運営メンバーと指導者の確保、謝金を含めた財源の確保等、運営面での課題の検討を行う中で、本村では、令和7年の4月から休日の地域クラブがスタートできるよう、準備を進めていくことを確認しました。あと1年かけてということでございます。今まで4回開催し検討を進めてきておりますが、令和6年度は3回開催する予定で、令和7年度4月を迎えたいというふうに思っております。

一方、中学校の部活動の保護者会、顧問、地域の指導者等を交えながら、部活動種別、種目ごと休日部活動を立ち上げるための作業部会を組織し、それぞれの作業部会の中で、地域クラブの具体的な運営について検討をいただいているところであります。それぞれの地域クラブの規約の作成、組織体制の確立、指導者の確保に向けての情報交換など、現在2回の作業部会を実施してきております。令和6年の秋までに、あと3回程度の作業部会を予定しております。

今後の課題についてでございますが、2点申し上げます。

1点目です。新たに立ち上げる休日の地域クラブを、わくわくクラブが所属団体として運営していくことができるかということについてです。本村では、2002年3月に、地域住民が身近なスポーツ施設で気軽にスポーツを楽しむことができるクラブづくりを進めることを目指して、わくわくクラブが誕生しております。地域が学校の教育活動をサポートするという点で、先進的な取組であったわけです。

村のスポーツ振興を総合的に考えますと、新たな休日の地域クラブがわくわくクラブに所属することが適切というふうに考えておりますが、しかしながら、現在、わくわくクラブの運営において人材不足、自主財源だけでは運営が成り立たない等の課題がございます。わくわくクラブが存在する本村の特色を大事にしながら、新たに立ち上げていく休日の地域クラブ活動とわくわくクラブとの連携について、わくわくの事務局の運営支援についても、検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

2点目です。休日の地域クラブの運営についての課題でございます。

休日の地域クラブの体制を整える具体として、運営組織は会長、副会長、会計、幹事等の役職を設け、指導者の確保、運営規約等を整備することを考えております。それぞれのクラブでこれを整えていくということでございます。そういった体制づくりについて、作業部会の取組を今後サポートしていきたいというふうに考えております。

今後の取組について、大きな課題、3点お願いします。

各クラブの指導者の確保、2点目、指導者への謝金を含めた運営のための財源確保、3点目、全体の運営を実施する事務局の体制整備でございます。

指導者につきましては、現在御指導いただいているジュニアユースの外部指導者、部活動指導員の皆様に、引き続きお力をいただきたいというふうに考えております。合わせまして、各クラブ複数の指導者を確保する必要があるかなというふうに考えております。企業を含め、地域の皆様から広く情報を集めていきたいというふうに思います。本当に地域の皆様のお力をいただかないとというところでございます。

地域クラブを運営するための財源ですが、指導者への謝金、その財源、それに伴うクラブ会員の会費問題等々を含めながら、少しずつ詰めてまいりたいと思います。休日の地域クラブへの移行については、議員お話のように大きな課題があるわけですがけれども、地域の子供たちは地域で、学校を含めてみんなで育てる意識を大事に受け止め、生徒たちの主体的な活動をしっかり大事にしながら、その組織づくり、持続可能な地域クラブづくりに取り組んでまいりたいと思います。

すみません、早口で申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（原 源次） 都志議員。

2 番（都志 今朝一） 細部にわたり説明をありがとうございました。生徒が楽しくクラブ活動を送れることをお願いします。

南箕輪村の人口が、2月1日現在1万6,076人で、人口増加が続いています。一般会計当初予算案が77億8,000万円となり、前年に比べて大幅に増加しています。将来にわたって村の発展する予算執行をお願いし、以上で今定例会、私の質問を終わります。

議長（原 源次） これで、2番、都志今朝一議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

21日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

散会 午前11時48分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 3 月 2 1 日 (木曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|--------------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 23 号 | 提案～採決 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 2 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 発委第 1 号～第 2 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 議案第 1 号～第 10 号、第 12 号～第 16 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 議案第 17 号～第 22 号 (予算特別委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 7 | 継続調査事項 | |

○出席議員（10名）

1 番 西 森 一 博
 2 番 都 志 今朝一
 3 番 笹 沼 美 保
 4 番 三 澤 澄 子
 5 番 加 藤 泰 久

6 番 山 崎 文 直
 7 番 百 瀬 輝 和
 8 番 太 田 篤 己
 9 番 唐 澤 由 江
 10 番 原 源 次

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村 長 藤 城 栄 文
 副 村 長 田 中 俊 彦
 教 育 長 清 水 閣 成
 総 務 課 長 清 水 勝 宏
 地域づくり推進課長 高 橋 里 江
 会 計 管 理 者 城 取 晴 美
 財 務 課 長 市 川 美 保
 住民環境課長 松 澤 さゆり

健康福祉課長 武 島 亮 子
 地域包括支援センター長 山 崎 一
 子育て支援課長 武 井 香 織
 産 業 課 長 有 賀 正 浩
 観光森林課長 有 賀 仁 志
 建設水道課長 武 井 厚
 教 育 次 長 藤 澤 勇
 代表監査委員 加 藤 篤

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 木 謙 治
 議 会 事 務 局 次 長 宮 澤 文 敏

会議のてんまつ

令和6年3月21日

午後3時00分 開議

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） こんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告いたします。

村側から追加議案1件、議員から意見書案2件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件、意見書案2件を本日の会議日程とします。

議事日程に入る前に、2月29日に行政報告のありました報告第1号「南箕輪村土地開発公社の経営状況について」、報告第2号「一般財団法人南箕輪村開発公社の経営状況について」の表紙について訂正がありますので、お手元に配付したものと差し替えをお願いいたします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第23号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第23号「南箕輪村教育委員会委員の任命について」、提案理由を申し上げます。

薄田東教育委員会委員が3月31日をもって退任となるため、新たに教育委員会委員に増澤智代氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、長野県上伊那郡南箕輪村1731番地の8、氏名、増澤智代、生年月日、昭和46年5月19日、満53歳。経歴につきましては、議案の参考資料を御覧ください。

よろしく御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（原 源次） 議案第23号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第23号は同意することに決定されました。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、報告を求めます。

西森総務経済常任副委員長。

総務経済常任副委員長（西森 一博） 総務経済常任委員長報告を行います。

総務経済常任委員会に付託されました陳情2号から5号、4件について、3月1日午後1時30分より第1委員会室にて、出席4名、欠席1名にて審査を行いました。

村議会会議規則第91条第1項の定めにより、審査結果を報告いたします。

陳情第2号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書」について、審査に当たり、長野県建築士事務所協会上伊那支部長の宮下氏から説明を受けました。設計士の報酬について一定の基準が国土交通大臣から示されているが、設計業務等の積算にばらつきがあることや、積算額が低く見積もられていると設計士の時間外労働等の事業者負担が大きくなっている現状もあり、報酬基準に沿った積算を求めたいとの説明がありました。

採択すべき意見としては、国の示す水準にしてばらつきをなくすべきとの意見があり、不採択の意見はありませんでした。

趣旨採択すべきとの意見があったため、会議規則の例外であることにより、趣旨採択すべきものの採決を行いました。趣旨採択は少数でしたので、改めて採択すべきものの採決をした結果、採択すべきもの3で採択すべきものと決しました。

陳情第3号「最低制限価格の設定に関する陳情書」。

宮下氏からの説明では、南箕輪村では最低制限価格が設定されているが、県やほか自治体に比べて最低制限価格が7割や6割と低くなっており、事業によっては最低制限価格が一定でないとの説明がありました。

採択すべき意見としては、県の水準に合わせる必要や一定にすべきとの意見がありました。不採択の意見はありませんでした。

趣旨採択すべきとの意見があったため、趣旨採択すべきものの採決を行い、趣旨採択は少数でしたので、改めて採択すべきものの採決をした結果、採択すべきもの3で採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第4号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」。

同じく宮下氏からの説明では、耐震診断は全て構造計算による必要があり、手間に比べ報酬が低い現状がある。民家については県から協会へ依頼されており、住民の費用負担などは

ないとの説明がありました。

採択すべきものの、不採択すべきものの共に意見がありませんでした。

採択の結果、採択すべきものが3で、採択すべきものと決しました。

陳情第5号「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書」。

審査に当たり、日本国民救援会上伊那支部長の西村氏から説明を受けました。説明では、検察の上告により再審が妨げられ、再審までの時間や費用が大きな負担となっている。再審法は1924年にできてから、一度も改正されていない。捜査権のある警察や検察からの全ての証拠提示がないと、弁護側で新たな証拠を提示することが困難になるなどの説明がありました。委員からの検察が再審することについての質問に、検察が不服申立ての再審請求をすることは適正であるとの答弁がありました。

採択すべきものの意見としては、検察が上告して取り消すことはおかしいとの意見があり、不採択すべきものの意見はありませんでした。

採決の結果、採択すべきものが3で、採択すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（原 源次） 副委員長報告に対する陳情第2号「国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第2号を採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

副委員長報告に対する陳情第3号「最低制限価格の設定に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第3号を採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

副委員長報告に対する陳情第4号「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

陳情第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

副委員長報告に対する陳情第5号「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7 番、百瀬です。

すみません。この審議の中で説明を受けてというお話の委員長代理の副委員長からの報告があったんですが、このえん罪自体をなくすことは私は賛成なんですが、この日本国民救援会も全国展開をしていて、かなり活躍はされております。

そういう中で、司法の制度全体の在り方と密接する関係があると私は思っております。そこで、この是非の判断を刑事訴訟法だけでなく、刑法そのものの自体の知見が必要ではないかということで、この地方議会として、これを審議すべき範囲を私自身は超えている問題ではないかというふうにこの趣旨説明とか陳情書を読ませていただいたときに思ったんですが、その点、委員会としてはどんなふうな判断をしたんですか。

議長（原 源次） 西森議員。

総務経済常任副委員長（西森 一博） 特にその議論はありませんでした。

議長（原 源次） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

陳情第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7 番、百瀬です。

えん罪被害者をなくすことは、やはり進めていかなければならないと私も思っております。その中で、国においても検察庁の担当の方とか刑事手続をする担当の方、あるいは最高裁とか法務省、日本弁護士連盟会の方たちが一つの協議会をつくって、その場で議論もされている内容だと思います。この法的安定を欠くようなことにならないように、慎重に審議する必要がありますと私は考えております。

司法制度全体の在り方と密接に関係する問題でもあるということで、この是非の判断を、刑事訴訟法だけではなく、刑法そのものへの知見もなければこの審議はできないなというふうに私は思いました。

だから、このこと自体が私は否定することではないんですが、専門知識を持たないこの地方議会の一議員が審議する範疇を私はちょっと超えちゃっているものなのかなという判断をして、この是非について、少し私自身も結論自体はまだ出ていないところなんです、この内容全てを賛成するっていうことはちょっと難しいのかなというふうに考えておりますので、全面的に賛成することはできないかなというふうに私自身は考えております。

以上です。

議長（原 源次） 原案に賛成の討論はありませんか。

加藤議員。

5 番（加藤 泰久） 5 番、加藤です。

この法律は、非常に古くからある形で現状に合っていないし、今までそれぞれの再審請求等数多く出されている中で、これを認めていない検察の権力が以前の古い考えの中で犯罪、刑罰が押しつけられているというようなことの中で、この法律自体を考え直していかなくちゃいけないということで、司法に対してこれは意見書、改正を求めるものだということで、改正を速やかにするようにお願いしたいという、こういうことです。

議長（原 源次） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

5 番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 刑事訴訟法再審規定の改正を求めるというものに関して、趣旨説明をいたします。

最近では、袴田さんの再審が決定しました。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側が新証拠を提出し、再審審査が認められるものでありまして、非常にまれであります。これに検察が控訴、異議申立て等により再審開始が無駄な歳月を浪費、救済が遅れる悲劇が繰り返されております。検察の異議申立てや控訴理由は裁判の中で述べるべきであって、検察の控訴、異議申立ては許されるべきものではありません。

以下により、意見書を提出します。

1、再審請求を求めるに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。

2、再審請求開始に対する検察の不服申立てがいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出するものであります。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本案について、趣旨説明を求めます。

7番、百瀬輝和議員。

7 番（百瀬 輝和） 「政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を求める意見書」。

意見書の文章をお読みして、趣旨説明とさせていただきます。

政治資金収支報告書の不記載等の政治資金規正法違反が疑われる事案について連日報道がなされ、強制捜査が行われる事態にまで進展するなど、政治資金に対し、国民から厳しい批判や疑念を持たれる状態となっています。

そもそも政治資金規正法は、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並び

に政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、その他の措置を講ずることにより政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とし、基本理念として政治団体はその責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑念を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならないと規定しています。

この問題については、国民の政治不信を招いており、国民に対する説明責任を果たすとともに、政治資金の透明化や再発の防止が求められています。よって、本村議会は国会及び政府において国民の政治に対する信頼を高めるため、政治資金パーティー収入からのキックバックの全容解明を進めるとともに、政治資金規正法の改正により、企業・団体献金の在り方、政策活動費の使途公開の明確な義務づけを含め、政治家も責任を負う連座制の強化など、再発防止に必要な措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。皆様の賛同をよろしくお願いします。

議長（原 源次） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発委に対する討論・採決を行います。

発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号「南箕輪村議会会議規則の一部を改正する規則」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

発委第2号を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村公民館設置管理条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和5年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和5年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和5年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和5年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和5年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号から議案第22号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長の報告を求めます。

唐澤予算特別委員長。

予算特別委員長（唐澤 由江） 予算特別委員会の報告をします。

予算特別委員会に付託されました議案第17号から議案第22号までの6議案について、会議規則第74条の規定により、ここで審査の結果を報告します。

議案第17号「令和6年度南箕輪村一般会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どお

り可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和6年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見・要望等は、今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和6年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「令和6年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和6年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和6年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和6年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和6年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（原 源次） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 3月定例会、22日間の長い会期、大変お疲れさまでした。また、全議案、原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。

議案審議や予算特別委員会、また一般質問でいただきました皆様の御意見、御提案はしっかりと今後の行政執行に生かしてまいります。

さて、令和6年度の各会計予算が成立をいたしました。予算編成方針に基づき、第5次総合計画の後期基本計画、村創生総合戦略の着実な推進に努めていくとともに、村の発展、住民福祉の向上、子育て・教育の充実、さらには、安全・安心な村づくり、地域づくりに努めてまいります。

来年度は、第6次総合計画の策定を本格化していかなければなりません。変化が著しい時代でありますので、10年先を見据えるとともに、村民や議員各位の御意見をお聞きしながら策定を進めてまいります。

今年の予算編成は、将来人口推計の上振れと150周年の記念をきっかけといたしまして、積極的な投資を行う予算編成となりました。予算が増えるということは、職員の業務量や責任も増えるということになりますので、理事者をはじめ、各課長、職員、それぞれコミュニケーションを深め、助け合い、風通しのよい職場づくりにも努めてまいります。

また、これから地球温暖化対策といたしまして、長寿命化によります公共施設の老朽化対応だけでなく、断熱等の省エネ対応が加わってまいります。将来人口推計の上振れに伴い、一部施設の整備なども進めてまいらねばなりません。加えまして、人件費や扶助費の増加など、財政状況は厳しさを増してきております。

一方では、持続可能な村、自治体を目指していかなければなりません。そのためには、健全財政の維持が不可欠であります。また、持続可能な村という点では、自治会や地域コミュニティへの働きかけや変革も求められております。私にとりまして、1期目の任期のほぼ最後の年度を迎えます。公約の実現を果たすとともに、気力を充実させながら、しっかりと引き締めて取り組んでまいります。

議員各位も、今任期2年目が間もなく始まります。人口が増加し、選ばれる村となっている南箕輪村をさらに活力のある元気な村、安心して暮らせる村、そして、いつまでも幸せに暮らせる村にするために共に歩んでいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

慎重な御審議をいただきましたことにお礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（原 源次） これをもちまして、令和6年第1回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後3時49分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員